

出雲国式内穴道神社(『風土記』穴道社)をめぐる社論 (一)

——三崎神社・大森神社を中心として——

服部 旦 あさけ

目次

はじめに

一 文書③・⑭～⑳解説

二 穴道神社をめぐる両大坪家と穴道家の社論史料紹介

(一) 史料113 (『穴道神社二係ル雑記』収録)

(二) 史料114 (『穴道神社二係ル雑記』収録)

(三) 史料115 (『穴道神社公文立証伝記』収録)

(四) 史料116 (『延喜式録穴道神社記』)

(五) 史料117 (『穴道神社差出書』収録)——附「明治3年時における女夫岩信仰」(注へ1)

三 大森神社「説」の論拠とその検討

(一) 大森神社旧社地「神籬坪」の伝説

(二) 佐々布本郷「風土記」穴道郷本郷「説」

(三) 神籬坪から大森神社への遷座「伝説」

四 三崎神社「説」の論拠とその検討

(一) 三崎神社・氷川神社の大字穴道・白石「総氏神」伝承

(二) 三崎神社社名「三津ノ崎」語源「説」——附「女夫岩信仰の断絶」(注へ13)

(三) 三崎神社社号に関する私見

(四) 白石村(?)からの遷座「伝説」——附「出雲国風土記」の方位のずれ資料(注へ15)

以上本誌掲載

(五) 氷川神社社山からの遷座伝説

本節途中まで「大妻国文」第30号掲載

五 三崎神社穴道(神)社説成立の可能性の検討

(一) 地名字猪道山の信憑性

(二) 棟札類による裏附けの可能性

結

以上第4章第5節途中から「藝林」第48巻2号掲載

はじめに

『出雲国風土記』(以下、『風土記』)意宇郡宍道社(以下、宍道社)、『延喜式』内小社宍道神社を以下宍道神社とする(1)の比定についての私見をかつて『風土記研究』14号(拙稿)『出雲国風土記』意宇郡宍道郷家・宍道郷家・宍道社の比定』。以下、A論文)において発表した。その結論は、宍道社は高根県八束郡宍道町大字宍道字猪道山(本論文地図(3)図(7)2)に明治40(07)年まで鎮座し、同年氷川神社(地図(1)(2)(5)図(4)(6)(8)(9)J)に合祀された三崎神社(地図(1)(2)3)が、現宍道町内の他の神社即ち石ノ宮神社(地図(2)(5)B)・大森神社(地図(5)ネ)よりも「可能性が高いと目下のところ考える。」(64ペ)というものであった。

その後、大森神社の前神職家の後裔宍道鈴子氏蔵の諸文書中に宍道神社をめぐる大森神社・三崎神社・石ノ宮神社の社論文書のあることを平成8(96)年秋に知り、宍道氏のご好意により今日まで研究して来た。これらの文書によって、A論文執筆時に知らなかった3社の主張の具体的な根拠を知ることができたため、それらに基き本論文で紹介し、さら



図(1) 宍道町位置図

らに考察を加えることにする。但し、本論文では石ノ宮神社側の社論は取り上げないこととする。その理由は、石ノ宮神社が宍道社・宍道神社である可能性が非常に小さいことをその後の拙稿B論文(以下参照)において既に詳しく述べた(94ペ〜109ペ)こと、また、社

論の当初は石ノ宮神社の神職だった前大坪家(後大坪家の分家)自身も後大坪家(三崎神社は両家共同の管掌であった。E論文下段8行目)と共同して、三崎神社が(宍道社)宍道神社であると主張し、大森神社の宍道氏(もとは池田姓。C論文146ペ下段24行目)と争ったからである。従って、本研究においては前大坪家の石ノ宮神社「説」は取り上げず、宍道氏の大森神社側と両大坪の三崎神社側の史料を翻刻紹介する。次いで両者の主張の論拠を批判検討し、A論文では不足していた考察を行うことにする。3社鼎立の形で進めるよりも、2社対立の形で進めた方が論旨が判りやすいと思う。

両者の史料を検討すると、どちらにも自社を有利にしようとするための強引な論が目立つ。それでも僅かではあるが他に見られない地域史料を発掘できた。論争に関しては、三崎神社側の批判反論に妥当なものが多い。結論的には、A論文と同じく三崎神社旧社地説の方が可能性が大きい。しかし、これにも決定的な史料が不足している。注目されるのは、A論文の時点では知らなかった、三崎神社旧社地(字猪道山)以前のさらなる旧社地(氷川神社社山。図(6)(9)I)があったとする伝承のあることである。これを立証する外部史料は目下のところ見つからなかったが、A論文の三崎神社旧社地説の私説にもさらに研究の余地のあることが判り、有益であった。また、関連して117史料に明治3年時における女夫岩信仰の史料を見つけたため、第2章第5節注(1)に取り上げた。第4章第2節注(13)「女夫岩信仰の断絶」と併せてお読み頂ければ幸いである。

本論文に使用する史料で既発表のE・F論文で用いたものは、E・F論文における史料番号(ゴシック体の算用数字)を用いる。また、文書番号も、D・E論文の解説と同じ番号(丸の中に算用数字)を用いる。文書に登場する地元の神職の人物の略歴については、E・F論文において考察をしたから、本研究で取り上げる際には、当該人物を研究したE・F論文の当該箇所を指示するに止める。E・F論文に用いた文書以外の、本論文で初めて引用する文書の番号は、E論文からの続き番号である文書⑩か

ら始める。諸文書の解説については、文書①～⑭はD論文(15ペ～17ペ)、文書⑮⑯はE論文(7ペ～8ペ)で既に行なった。文書⑰～⑳の解説を第1章で行なう。文書㉑についてはその後の新たな知見があるため、第1章でさらに解説を加える。文書㉒(史料17)と文書㉓(史料16)については、本論文で多く利用することと、別に研究する予定の島根県平田市美談神社タスミエダシノミヅの旧神職高橋家と関係することから、書誌を含めて若干詳しく解説し、その他の文書についてはDE論文同様簡略に止める。

史料番号はF論文からの続き番号である113から始める。翻字に当たっては常用漢字を基本とし、一部の特殊な字体についてはそのままとする場合もある。行・字詰めは原文の通りではなく、本論文の印刷の字詰めに従がい、適宜行を送る。また、読みやすくするため、多く原文の2行割の文を1ポイント落して1行割とする。さらに、検索の便として、本研究で取り上げる史料の箇所を「」で括り、傍とその行頭にゴシック体のABCおよびアイウエオを附す。本論文に使用する既発表の拙稿と略号は左記の如くである(周知の機会がないため、これまでに気付いた誤植および訂正点もこの際附す)。

地名には私の知り得た限りにおいて出雲弁に近い片仮名ルビを現地の方々のご教示により振ることとする。

本論文の文書の解説に当たっては、小野田光雄氏・中央大学教授菅井時枝氏・島根県立図書館内田文恵氏のご教示に預かった。また、研究資料の提供等については左記の方々のご教示・ご支援を賜った。共に記して謝意を表す。

糸賀由法 昭和13(38)年生。宍道町雲松寺副住職。

伊原茂夫 大正15(26)年生。宍道町大字白石在住。

稲田 信 宍道町教育委員会

大坪併治 明治43(10)年生。前大坪家第16代目当主。大字宍道出身。

島根大学・岡山大学名誉教授。国語学者。岡山市福泊在住。

木幡修介 昭和3(28)年生。宍道町八雲本陣、木幡家第15代目当主。

小浜幸子 大正12(23)年生。宍道町旧大森神社神職宍道峰清の孫慶

子氏の長女。宍道鈴子氏姪。安希子の別名も昭和40(65)年中頃以降持つ。東京都小平市在住。

宍道鈴子 明治43(10)年生。宍道峰清の孫故宍道勲氏の夫人。茨木市在住。

高橋忠夫 大正12(23)年生。平田市美談町在住。美談神社旧神職高橋家の分家当主。

秦 忠男 明治44(11)年生。宍道町水川神社宮司。

秦 武男 昭和7(32)年生。秦忠男氏令息。宍道町水川神社禰宜。

福田幸一 昭和8(33)年生。宍道町大字宍道在住。

古瀬美明 大正11(22)年生。宍道町石ノ宮神社宮司。

森山博正 昭和18(43)年生。宍道町大字白石在住。

持田昌良 昭和16(41)年生。宍道町大字白石在住。宍道町中央公民館館長。

本論文に使用する既発表の拙稿

A 「『出雲国風土記』意宇郡宍道郷家・宍道駅家・宍道社の比定―山陰道の復元―」宍道湖水位・考古学的遺跡を手がかりとして―『風土記研究』第14号、風土記研究会、平成4(92)年6月、豊田。

B 「『出雲国風土記』の数量表現の信憑性、ならびに数量表現をめぐる編纂過程の一考察―意宇郡宍道郷所造天下大神命の猪像石・犬像石の同定を手がかりとして―附説『出雲国風土記』の尺度」『古代文化研究』第2号、島根県古代文化センター、平成6(94)年3月、松江。本論文73ペ～78ペに解説を附し収録した「宍道達氏所蔵宍道氏家系図(一部分)」の略号を「宍道氏家系図」とする。

B 論文誤植等訂正

31ペ表(7)キャプション(下) Cよりも高い↓Cよりも高い

60ペ下段17行目 済む↓住む

71 べ上段 7 行目 子息 ↓ 弟

73 べ上段 13、14 行目 明治 20 (1887) 年 ↓ 明治 35 (1902) 年

80 べ下段 1 行目 西 ↓ 東

82 べ上段 8 行目 慮れ ↓ 虞れ

82 べ下段 5 行目 章字郡 ↓ 意字郡

89 べ上段 15、16 行目 十分校閲できた ↓ 十分校閲できた

100 べ下段 1、2 行目 10 月 30 日 ↓ 旧暦 10 月 30 日

C 「資料紹介」出雲国意字郡宍道郷佐雜村 大森神社 村社雜社旧撰末社 棟簡雜記」— 八東郡宍道町「女夫若遺跡」にふれつつ— 『大妻女子大学紀要— 文系』第 29 号、平成 9 (97) 年 3 月、東京。本文書の略号を『大森神社棟簡雜記』とする。

D 「鳥根県八東郡宍道町、大坪三家の系譜と人物略歴(一)— 宍道町神社研究のための基礎的資料として— 附説(1)『出雲国風土記』の方位のずれ— 編纂過程推測の一手かがり— 附説(2)宍道町市街地内の古代山陰道」『山陰史談』第 28 号、山陰歴史研究会、平成 9 (97) 年 12 月、平田。

D 論文誤植等訂正

1 べ上段 5 行目 オシロ ↓ オスロ

15 べ下段 12 行目 18 丁ウ ↓ 17 丁オ

15 べ下段 12 行目 宍道幸雄の作成 ↓ 宍道峰清の作成の可能性がある

※ 本論文第 1 章文書③の研究により訂正する。

15 べ下段 15 行目 19 丁オ ↓ 17 丁ウ

15 べ下段 15 行目 51 丁オ ↓ 95 丁ウ

21 べ上段 1 行目 後 ↓ 後

22 べ上段 11 行目 ↓ 20 行目

※ 亀島神社境内の大坪清信頌徳碑文は、水川神社欄宜秦武男氏の子供の時(昭和 10 年代)には既に風化して文字が読めなくなっていたという。そのため、この論文では『宍道町誌』にこの碑文の全文が掲載されていること

について、「この碑文を読み取って掲載したものか、それとも碑文の案文もしくは製作下のようなものが残っていてそれを掲載したものか、目下のところ碑文の内容を批判的に検討する方法がない(町誌)編纂者の現存者はいない。」(16 行目、20 行目)と述べた。

しかし、『八東郡誌総説・町村誌編』(大正 15 (26) 年初版発行 509 べには)同文の全文が掲載されているから、『町誌』はこの『郡誌』から引いた可能性も考えられる。

E 「鳥根県八東郡宍道町、大坪三家の系譜と人物略歴(二)— 宍道町神社研究のための基礎的資料として— 『大妻女子大学紀要— 文系』第 30 号、平成 10 (98) 年 3 月、東京。

E 論文誤植等訂正

25 べ下段 7 行目 高橋清蔵 ↓ 高橋清義

28 べ下段 27 行目、29 行目 同

29 べ上段 1 行目 同

※ 原文書を再検討した結果、蔵は義と読むべきであると判断した。高橋清義であれば、現在の鳥根県平田市美談神社の旧神職高橋家 13 代目(15 代目も再襲)高橋清義が在地の有名な国学者であるし、年代的にも叶う(本論文第 1 章注へ 4)参照)。

30 べ上段 5 行目 頃 ↓ 頃

30 べ上段 22 行目 宍道幸雄の注である。↓ 宍道峰清の注である。

※ その後の研究で幸雄の確実な筆跡を知ることができたため訂正する。

本論文 6 べ上段 3 行目参照。

32 べ下段 20 行目 明治元年 ↓ 元治元年

35 べ上段 10 行目 何か事情があつて一時 26 番地に寄寓したのであろうか。

↓ 削除。

※ 26 番地は現在の地番表示(秦氏宅は 1983/2 番地)以前の、屋敷番号による表示、即ち、「26 番屋敷」の意である可能性があるため、右の一文を削除する。

F 「島根県八束郡六道町、大坪三家の系譜と人物略歴(三)(完)―六道町神社研究のための基礎的資料として―」『古代文化研究』第6号、島根県古代文化センター、平成10(1998)年3月、東京。

F 論文誤植等訂正

177 べ見出し代16代↓第16代

192 べ上段3行目 1人↓一人

201 べ下段4行↓5行目 富田屋喜七郎↓富田屋喜七郎 古割屋円藏 山根屋

宗兵衛

201 べ下段9行目 頌徳の碑↓頌徳碑

203 べ下段22行目 遠藤春雄↓遠藤春夫

204 べ上段1行目 遠藤春雄↓遠藤春夫

204 べ上段2行目 氏の祖母↓氏の実母

206 べ上段6行目 「佐藤久兵衛↓佐藤久兵衛

207 べ下段5行目 が、「遷宮安座」とあるから贅頭であろう↓削除。

注

(1) 特に第4章第5節・第5章第2節の棟札類に「六道社」・「六道神社」と記し、『風土記』社および式内社であることを自称する神社が出て来る。この場合は「」を附して式内六道神社と区別する。但し、「」を附していない場合には、文脈で判断して頂けると思う。

一 文書③・⑭～⑳解説

文書③ 『六道神社差出書』

島根大学附属図書館蔵。原本に文書名は記されておらず、右は島根大学附属図書館のカードに記された文書名である。

和本1冊。24.9cm×17.6cm。袋綴。表紙(後装)は茶色の横縞模様。

本文料紙緒紙。行数・字詰は一定しておらず、大きな字で書かれた箇所(例えば、原本に表示された丁附で15丁オ)で9行、1行22字程度。小さな字で書かれた箇所(例えば原本に表示された丁附で12丁オ)で12行、1行30字程度。

D論文15べ解説では32丁としたが、これは原本に記入された丁附の数字であり、実物は22丁のみである。即ち、前半10丁分は存在しない。零本の可能性はあるが、冒頭の原本の丁附で10丁オに相当する面が見返しに全面的に糊付けされているため、零本であるのか、丁附が誤っているのか確認できない。恐らくは零本の可能性の方が大きいと思われる。本論文での翻刻に当たっては、原本左上隅に表示された丁附の数字を先に記し、さらにへ～内に現存の丁附を記す。

左記の如く、筆跡は2種あり、原本に表示された丁附で10丁ウへ見返し～11丁オへ1丁オと14丁オへ4丁オ～32丁ウへ22丁ウへが高橋義武の書である旨を注記し、12丁オへ2丁オ～13丁ウへ3丁ウへが高橋伊丈夫の書である旨を注記している。

作成者については、D論文執筆当時六道幸雄(文化14(1871)年生・明治37(1904)年没)の手跡を十分知らなかったため、14丁オへ4丁オへ冒頭の「六道神社大坪両家ヨリ書出候ニ付当否可申出様被 仰下依而愚存之 条々左ニ申上候」(茶色の線で抹消。後述の如く六道幸雄による加筆修正)より末尾32丁(22丁ウ)までを六道幸雄の作成とした。

しかし、32丁ウへ22丁ウへの最後の行の「神社取調御用懸御中」の左横に幸雄の長男六道峰清(天保6(1835)年・大正8(1915)年没)の筆跡で「右義武ノ書」とあり、11丁オへ1丁オへにも峰清の筆跡で「右 美談神社社務高橋義武書」の朱注を附し、10丁ウへ見返しから11丁オへ1丁オへまでを義武の手跡であることを注記している。また、13丁ウへ3丁ウへにも峰清の筆跡で「右 高橋義武養男伊丈夫ノ書」の朱注を附し、12丁オへ2丁オへから13丁ウへ3丁ウへまでを伊丈夫の手跡であることを注記している。従って、D論文で幸雄の作成とした14丁オへ4丁オへから32丁ウへ(22丁ウ)末尾までは、六道幸雄の義兄高橋義武即ち高橋千川が浄書した

ものと考えられる。また、14丁オへ4丁オから32丁ウへ22丁ウの間の各所に加筆修正を行なっている別筆(茶色)がある。これは、幸雄が在京⁽²⁾の峰清に送った文書⑩『父命記』の筆跡と比較すると、幸雄の手跡(加筆)と認められる(ほかに僅かではあるが峰清の加筆もある)。

この『父命記』の2丁オから6丁ウまでは、右の『差出書』の14丁オへ4丁オから32丁ウへ22丁ウまでの内容と酷似する。その内容を検すると、『差出書』に幸雄が加筆修正した結果とほとんど一致するから、『差出書』はD論文(15べ下段6行目)で「明治3年7月に鳥根県神社取調係に提出した文書の案文」とした通りであり、『父命記』に収録された文書の方は提出した文書の控え(もしくは控えの写し)と認められる。実際左に引用する如く、『父命記』10丁オに「右之書ハ(中略……服部)木村庫右衛門殿へ相渡置」とある。文書③の内容は本論文¹¹³に転写されている明治2(1869)年12月附で両大坪が松江藩神社取調懸に提出した宍道神社三崎神社説、およびそれに対する宍道氏の批判・反論である。

『差出書』の作成に幸雄と高橋義武とが各々の程度関わったかという点については、次の如く考える。即ち『父命記』の10丁オに「右之書ハ七月八日朝神社取調御用懸ヨリ大坪両家ヨリ松藩ニ差出候図面ニ付一卷(中略……服部)之返答書ニ而八日ヨリ十一日迄美談ニ停留相談之上相認メ十五日早朝ヨリ木村庫右衛門殿へ相渡置十六日帰宅」(傍点は服部)とあって、幸雄の自宅(現八束郡宍道町大字佐々布大森神社境内。昭和10年以降取り壊し、現在は跡地のみ残る)から直線で約0.5km離れた高橋義武宅(現鳥根県平田市美談町美談神社西麓。現在は畑地となっている)に早々駆け付け、4日間も滞在して「相談之上相認メ」とあることからすると、相当高橋氏の意見を取り入れた可能性がある。

義武(千川)の姉登起(時)は幸雄の妻であり、義武の養男伊支夫⁽³⁾の妻は幸雄の次女美為(三井)である(高橋忠夫氏蔵『高橋家系譜』および旧稿B『宍道氏家系図』による)。また、義武の父清義の三女は幸雄の父池田石見重旨の妻、即ち幸雄の実母であった(同)から、幸雄は高橋家と深

い姻戚関係にあった。清義は国学者千家俊信の門人であり、池田石見もまた俊信の門人であった(B論文71べ下段1行目、7行目、79べ上段注⁽⁷⁾)。本章注(1)・(3)の如く義武も在地の有名な国学者であり伊支夫も義武から学んだ。従って、幸雄は注(2)の如く長男峰清(数え年36才)不在の折から、親戚のよしみもある国学者の義弟義武(清義は明治3年当時は生存していない。本章注⁽⁴⁾)の知恵を借りて美談へ赴いたものと考えられる。幸雄の二女美為(三井)は、伊支夫に「歳十七ニシテ」嫁し、明治11(1878)年「齡二十七」で没している(『高橋家系譜』)から、幸雄が相談に赴いた明治3(1869)年当時、伊支夫(明治3年当時満20才)も義武の養子となっていた⁽⁵⁾。だから、伊支夫の知恵も借りた可能性もあるかもしれない。実際右述の如く、『差出書』12丁オへ2丁オ、13丁ウへ3丁オに亘る一連の記載の末尾に「右高橋義武養男伊支夫ノ書」との注記がある(その内容は『出雲国風土記』宍道郷の猪石犬石・駅・宍道社・宍道川の記載に関するもので、宍道社大森神社説との係わりを思わせる)。

従って、D論文15べ解説においては、文書③14丁オへ4丁オ冒頭より32丁ウへ22丁ウ末尾までを宍道幸雄の作成としたけれども、幸雄の意見を取り入れつつ高橋義武が主導して(共同で)作成したものであり、その後に幸雄が加筆修正したものと推測される。本文書に茶色で幸雄が加筆修正したのは、右の「(7月)十一日迄」滞任して「相認メ」た際か、その後「(7月)十五日早朝ヨリ」木村庫(蔵……E論文30べ史料55)右衛門に提出する間であつたらう。提出控え(もしくはその写し)の『父命記』所収文書の方がより完成されている。しかし、推敲の跡の残る『差出書』の方に宍道氏側の思考の具体的な経過・自らの主張の根拠に対する自信の程度が何われるから、『差出書』の方を採用し、史料117に翻刻することにする。

文書⑩ 『延喜式録宍道神社記』

宍道鈴子氏蔵。和本1冊。25.6cm×18.3cm。15丁、墨附8丁半袋綴。

表紙（宍道峰清による後装か）白色。題箋はなく、左上2重枠内に表記の文書名をぶつけ書き（峰清筆跡）している。表紙右下に角印陰刻で「出雲国宍道神社之印」・「宍道家圖書之印」各1を捺す。

本文料紙楮紙。行数字詰は一定しておらず、每半葉に13行、1行22、23字が比較的多い。後補と思われる遊紙1枚、および表に白紙2丁・奥に白紙3丁がある。このほか表の後補の白紙2丁の次の1丁は原装時には白紙であったと推測され、そのオモテに以下に述べる印9種各1を後に峰清が捺している。翻刻に当たっては、原装時に記したと思われる丁附（各丁オモテ左隅）を先に記し、次にへ内^へ内に現存の丁附を記す。

1丁オへ4丁オへに「出雲国意宇郡宍道郷 宍道神社記」と記し、末尾9丁オへ12丁オへの最後の行に「元治元甲子十一月」と記す。そのやや右下方に朱の注記「義武書」が「宍道家圖書之印」上加筆されている。注記者は筆跡から宍道峰清と認められ、本文中にも峰清による加筆・注記が16カ所ほどある。1丁オへ4丁オへと9丁オへ12丁オへの末尾に幸雄によると思われる「出雲国宍道神社之印」（角印陽刻）・「宍道家圖書之印」（長方形陽刻）を各々一つ捺している。もとは遊紙と思われるへ3丁オへにも峰清によると思われる9種各一つずつの印（所造天下出雲大神へ丸印陽刻）・「出雲国魂大森神籙宍道靈巖へ角印陽刻」・「宍道家へ丸印の陽刻・陰刻各1類」・「高根県八束郡宍道村大森」伊甚阿神社々掌宍道峰清印（角印陽刻）ほか3種各1を捺し、本文書を極めて尊重する態度を示すかのようである。但し、宛名を記さないのは控えもしくは案文（当事者の幸雄が清書する前段階の？）であるためであろうか。本文書は、「元治元甲子十一月」という年月記と議論の内容から見て、宍道神社相論の発端時期の史料と見なされる。

この文書⑩（前者）と同じ題名の「宍道神社記」が文書④「雑記」1丁オへ48丁ウに収録されており、その内の1丁オへ11丁ウの文章（後者）とするの内容が前者と良く似ている。しかし、前者が比較的丁寧な浄書されているのに対し、後者には複雑な推敲が加えられて

いる。推敲を検すると、後者が前者の案文である可能性があると思われるが、断じ難い。D論文の時点では後者の収録されている『雑記』1丁オへ18丁ウを宍道幸雄の作成と思われる（15ペ下段11行目）としたけれども、新たに幸雄自筆の『父命記』を見ると、右の筆跡を幸雄と断ずることは難しい。独得の癖のある晩年の筆跡とは異なる若い時の峰清の筆跡、即ち数え年35才の明治2年、注（6）文書の表紙に多数記入した年月日の筆跡、および、数え年38才の備忘録『明治五年壬申晴雨考』の筆跡（全体に右肩上り）と似ている点^が諸所にあるから、峰清の可能性が大きいと考え直した。

結局文書⑩も宍道氏の意見を参照しつつ高橋義武が作成・浄書したものであろう。筆跡も文書③の「義武ノ書」と注記された範囲のそれと同一と思われる。「後者」が峰清の作成であったならば、義武は峰清の案文を基にした（後者には義武の加筆のように見える箇所もある）ことになる。文書⑩（前者）の案文の可能性のある後者は推敲が複雑で、また文書③とは異なり時期を隔てた峰清による加筆修正も入っているから、本研究に当たっては判読しやすい文書⑩を採用し、史料116に翻刻することにする。略号「宍道神社記」。

文書⑩ 『明治三年父命記 宍道神社々論書出 高津万寿男答え回

答届ノ覚書』

宍道鈴子氏蔵。15丁。大森神社の神主宍道幸雄が、明治3（1870）年7月附で松江藩神社調御用懸に提出した文書の控えもしくはその写し（これを在京の長男峰清に送った）の綴りと峰清宛書状。提出文書の説明、宍道神社は大森神社であるとする意見、神社行政の動向などを幸雄が書いている。峰清がこの文書の表紙に右の題名の題箋を書き、さらに題箋の下方に「八月十三日認同十九日出雲出シ九月十五日京都着」と書き込んでいる。宛先に峰清名はないが、書名と年月日（注へ？参照）から推定できる。略号「父命記」。

文書⑱ 『寺院明細帳宍道村内寺院遺考』

宍道鈴子氏蔵。129丁墨附103丁。明治14(1881)年以降に宍道村役場の社寺明細帳台帳から各寺院の記載を写し、続けて各寺院毎に「遺考」という項目を立てて峰清の自説を記す。明治14年当時宍道村字海運山にあった雲松寺(大正7(1918)年簸上鉄道敷設により現在地へ黒田祐一編著『宍道町歴史料集(地名編)』37ページによれば「字猪道山」に移転。地図(3)2)の住所を「字宮ノ後(地図(3)Y)」としていることから見ると、少なくとも大正7年頃までは書き継がれたり、加筆されている可能性がある。文書⑲は『明細帳』・『遺考』と二つの文書名を書くが、後の合冊ではなく、初めから一冊の体裁である。別の文書⑤『神社明細帳宍道村神社遺考』の略号をD論文では『明細帳』もしくは『遺考』とした。従って、本文書は引用の箇所により略号を『寺院明細帳』もしくは『寺院遺考』とする。

文書⑳ 『両祇園社棟札写』(服部仮称)

氷川神社蔵。木幡修介氏旧蔵(八雲本陣旧蔵。平成10(1998)年9月15日八雲本陣において調査させて頂いた後、同年9月22日木幡氏が氷川神社に移管せられた)。8丁墨附8丁。折紙を縦に使用している。最後の8丁は半紙1丁分全面(縦)に墨書した後、半折りにして末尾7丁の次に後から綴じ込んでいる。

1丁オに見出し「祇園社棟札 一天正十三酉年一枚京極佐々木完道政慶 二慶長九辰年一枚 三慶長十五戌年一枚」(①)と記し、さらに右上端に「天正十三酉ヨリ明和九迄棟札十一枚」(②) 并ニ文化三寅年之分一枚(③)と記している。これによると、本文書は①②③の3次に亘り作成されたものと認められる。紙質も①②③とは各々異なる。但し、①の天正13年・慶長15年の棟札写しは欠脱している。

本文書は棟札銘文の完全な写しではなく、主として本願主を中心とす

る代表者達を摘記したものである。しかし、これまで使用してきた文書⑭『氷川神社棟札類写』にはない氷川神社(北ノ祇園社)と三崎神社(中津祇園社)・宍道社)の棟札を収録し貴重であるから、第4章第5節史料124 a 132 134 135 136 141に翻字して紹介し、残りは機会があれば別に紹介することとする。

注

(1) 「高橋千川^が(一八二七—一九〇二)は清義の子で、幼名左丸、後に遠江藤原義武と称した。維新後美田美と号し後千川と改めた。幼にして父を失い、母の教育と父の遺書によって独学したが、安政三年国造千家尊澄に師事して国学を学んだ。三神講という講社を創設して、一派神道の一機軸を立て毎月定日に講演した。明治十二年より専ら都武自神社に奉仕し、附属の講社を創設し、一万人に及ぶ講社信徒を結集して社会教育に力を尽くした。其の主義とする所は敬神尊王愛国の三大要義を以てした。学説として奇抜なもの多く奇行逸話も数々伝えられて居る。」(『平田市誌』(復刻版)997ページ、報光社、平成6(1994)年、平田)

(2) この『差出書』作成時に峰清が京都にいたことは注(6)文書の存在および峰清の『忘備録 明治十五年午自三月至十二月 明治十六年未自一月至十二月』の1丁オに「同(明治3……服部)年五月高山県出立京二入 明治三午年九月廿一日京都ヨリ大阪へ九月下向」とあることで判る。

(3) 「高橋伊岐夫(一八五〇—一九三二)口字賀村の神職高橋帯刀の次男で、幼名年穂、壱岐といひ梅窓又香雪と号した。千川の養子となり家学をついだ。柔術弓術一刀流を修め、雨森精翁について漢学を学び、小学校教育に従事し教育研究会(後の簸川郡私立教育会)を設立してその会長となった。また皇典講究所の事業を助け神職講習会の講師となり、或は雲隠神職会の設立に尽力して簸川支會長に推されるなど神職として尽す所すくならず、人格高潔人々の信望も厚かった。漢詩和歌国文等詩文にすぐれて居た。」(同右(注

1) 書997べ、998べ)

(4) 「高橋清義」清義(一七七二—一八三八)は美談村の神職高橋義長の長男で、高橋石見別称白枝清義・梅園と号した。寛政五年父の死後をうけて家をつぎ、同八年千家俊信が帰国開塾するやただちに入門した。文化二年弟義芳に世を譲り、大社教の布教の傍ら備前・播磨・淡路等を行脚したが、その間に「淡路紀行」「さすらいの旅」「洲本日記」等の著があった。(中略…服部)清義はまた漢詩を嗜み、道光上人の門に学んだが天保九年没した。年六十七歳。(同右注へ1)書997べ)

(5) 「伊岐夫が千川の養子となった経緯は、千川には子供がなかったため、姉の意宇郡佐々布村(現八束郡佐々布)の神官(大森神社)か)宍道家から養女としてみゆ姫を迎えていた。丁度好学者として評判の高い伊岐夫の事が耳に入ったので、これ幸いと伊岐夫を養子に迎えようとした。しかし伊岐夫は学問に専念したい思いが強く、機会があれば上京したいと思っていたが、千川に教えを受けた恩もあるし千川の切なる願い黙し難く渋々承諾した。正式に決定したのは文久三年(一八六三年)の二月であった。」(『国富郷土史』531べ、国富公民館発行、平成9(97)年、平田)

『高橋家系譜』の美為の没年と年齢から数えて逆算すると美為は文久3年当時数え年12才、伊岐夫は数え年14才。右の文久3年は婚約の成った年であろうか。右『系譜』では「歳十七ニシテ伊岐夫ノ妻トナル」とあるから、夫婦になったのは慶応4・明治元(1868)年(伊岐夫数え年19才)となるか。ちなみに二人の間の長男高橋龍雄は明治3年生まれである(『国富郷土史』536べ)。

なお、『高橋家系譜』と高橋家の人物に関する資料の蒐集については、高橋家とゆかりのある平田市在住の高橋忠夫氏・高橋忠氏、また、平田市立図書館長藤澤秀晴氏、鳥根県立図書館郷土資料室のご高配を賜った。記して謝意を表す。

(6) 但し、幸雄一人の意見だけではない可能性がある。即ち、宍道

鈴子氏蔵『明治二己巳之年本国書状之合集』は、明治2年6月19日から12月15日の間に幸雄が認め在京の峰清宛に送った6通の書状を、峰清が纏め表紙を附し、表紙に峰清が右の題名と書翰の執筆月日と京都着の月日を記入した文書である。

この内容を見ると、明治2(1869)年当時の神社調べの動向や宍道神社をめぐる両大坪家の様子等を詳しく峰清に報告しているから、折り返し峰清が自己の意見や知識を幸雄に書き送った可能性もある。従って、『差出書』の作成に際しては、峰清の意見も取り入れられた可能性もありうる。

二 宍道神社をめぐる両大坪家と宍道家の社論史料紹介

本章では以下の史料113、117を紹介する。幕末から始まった式内宍道神社の帰属をめぐる争いは当初両大坪家(D論文参照)と宍道家(B論文第12章)との間で行なわれたが、明治3(1870)年7月を機に、両大坪は別々に請願するように改めた。即ち三崎神社は後大坪家(E論文参照)が申請し(E論文33べ上段31行目、34べ下段19行目)、石ノ宮神社は前大坪家(F論文参照)が申請するように改めた(F論文191べ上段15行目、192べ上段16行目)。

史料113、117は、宍道家が作成したもの、もしくは宍道家の文書中に転写されているものである。113、114は両大坪家の連名による主張(三崎神社Ⅱ宍道神社)である。115は、両大坪家による主張(114と同文)に対し、峰清が批判・反論を加えたものである。116、117は宍道家側によって作成された同家の主張(大森神社Ⅱ宍道神社)である。

原文書の作成された順番は、116(元治元(1864)年11月) — 113(明治2(1869)年12月) — 114、115(本論文では省略した両大坪作成部分。内容は宍道家の批判反論の部を除くと114と同じになる) — 117(明治3年7月) — 115(宍道峰清の作成した批判反論の部分)(明治30(1897)年頃)である。両大坪家と宍道家の主張が明確になるように113、117の順(両大坪家(113、114)対宍道家(115、116、117))に紹介す

る。115の前半部は114と同文であるから省略し、後半の宍道峰清による批判反論の部分のみを紹介する。なお、既述(「はじめに」)の如く、両者の示す根拠や相手の論拠に対する批判、相手の批判に対する反論のうち、後の研究において取り上げる箇所を「」で括り、傍とその行頭にゴシック体のABCおよびアイウエオを打ち、検索の便とする。

(一) 史料 113 (『宍道神社二係ル雑記』収録)

113は、標記文書④『雑記』に収録されており、既に一部分をE論文55に紹介した。E論文の時点では長文であるためと、内容がE論文の主題と直接係わらないため一部を省略した。今回本論文の主題と係わる部分を含めて、全文を紹介することにする。

113 (E論文55) の筆録者は筆跡から宍道峰清と判断される。E論文(30ペ上段22行目)では「55の〇は宍道幸雄の注である。」としたのを、今回峰清の注と訂正する。さらにD論文(15ペ下段)においては、113が収録された文書④『雑記』を、「1丁オ〜18丁ウは宍道幸雄の作成(中略、服部)19丁オから51丁オの最終までは、宍道峰清の作成」としたけれども、前章(7ペ下段2〜9行目)の考察によつて「1丁オ〜17丁オは宍道峰清の作成の可能性があり、17丁ウから末尾95丁ウ(および裏表紙裏の2行分)は峰清の作成」と訂正する。また作成時期を「式内宍道神社を公的に争い始めた明治2(1869)年を僅かに下る頃、(明治3年か?)と思われる。」(D論文15ペ下段13〜15行目)としたけれども、前章で述べた如く、『雑記』1丁オ〜11丁ウが元治元(1860)年11月の文書⑦の案文の可能性もあると考えるに至つた(7ペ上段26行目〜下段2行目)から、133が文書⑦の案文であつた場合には、その作成年月は元治元年11月かそれ以前となる。

113 1行目の「先般御改之節一冊之社記」に相当する文書はまだ見えない。これに相当する宍道家側のものが、文書⑦『宍道神社記』116である可能性がある。

113には『雑記』の本文の上部(17丁ウの左上隅から18丁オの上辺の範囲にかけて)に現宍道町の大字白石と大字宍道(旧大字宍道町)に相当する地域の絵図を掲載している。これは113 8行目の両大坪から提出された「再度左ノ通図面一紙ヲ以僻見ノ及処申上候」、28行目の「右図ノ如ク」の図面に相当する。この図面を峰清は縮小して113に転写しているものと理解できる。本論文ではこの絵の部分拡大して図(9)(10)に掲載する。絵の上端に右から「①附箋 ②附箋 ③附箋」、右下端に「④附箋」と記して、両大坪の絵図のその箇所に4枚の附箋のあることを示している。この附箋に記されていた文章を本文中(113 11行目〜27行目)に①〜④として峰清は書き写している。

この113の絵図に記入された説明文の全部を本論文図(9)下段に転記する。

113 写 大坪高津同万寿男ヨリ差上ケ候願書(以上末)

A 式内宍道神社ハ先般御改之節一冊之社記ニ大意ハ申述候得共
A 一「佐々布村神主同村山崎ト申所ニ從來古形ノ仏蹟ト申伝候聊平坦ノ
ア 〇曾テ平坦仏蹟ナシ」

B 地有ヲ以宍道神社神蹟ニ附会シ」^B「猶其辺本郷ト申唱候ヲ宍道ノ本郷
C ト名目シ」終ニ「宍道神社ハ我大森明神ノ合殿ニ祭求候杯怪異ノ説申
イ 出候」趣不堪驚愕事ニ御座候」依之再度左ノ通図面一紙ヲ以僻見ノ
及処申上候尤土地ノ広狭遠近ノ度量ニハ抱ハラス只肝要ノ地面已略
図仕候

D ①「朱引ノ一括ハ都テ宍道ノ郷ナルヲ」宍道政慶落城後白石ハ五ヶ免
D (117では「五ヶ免」の字を用い、「金山面・坂口面・才谷面・下倉面・白石本江面」
とする。……服部)ヲ以一村トシ宍道ハ村町ト離ル、事三百年以來ノ
E 事ニヤ然レトモ「白石五ヶ免ノ神社モ佐為神社ヲ除キ余ハ宍道神社
E (三崎神社を指す……服部)水川神社両社ノ末社列ニ成リ來ル事官帳ニ
テ窺見候事御座候氏子モ惣氏神ト唱來候」

F ①「六道神社転社ノ所謂ハ栗原新左工門ト云フ者ノ祖先當時ノ豪家ナ

ルヲ以右社ノ陵遷ヲ再興セント持分ノ山ヲ社地ニ寄附シ今ノ所ニ移
シ奉リシ也夫ヨリ新右工門家ハ世々不抱盛衰同社遷宮ノ節ハ分外ノ
扱向モ於今不變」

G ②「六道神社モ朱引一括ノ内ニオイテハ竜臥山ヨリ已前ノ旧地ト思
ヒヨル僻見ノ地モ御座候得共他境ニ祭リ来ル事ニオイテ決テ無
御座候」

H ④「山川ヲ以郡里ヲ分ツハ上古ノ法則ニテ則此川ヲ限り西ハ佐雜邑東
ハ六道ナル川ヲ隔六道郷ノ佐雜ノ地ニ在ハ覺東ナシ」、既ニ風土記ニ
モ通出雲郡堺佐雜村(村ノ字ママ…服部)トアリテ彼一村ハ元東ノ地
名今古不改只佐雜ヲ佐雜布ト後世書来而已

I 右図ノ如ク「三津ノ崎ハ皆氏人ナルヲ以六道神社棟簡ニハ三崎神社
Jトモ書記有之」都而皇国ニオイテ氏神無キ国柄ハ無御座候事ニテ実
以山崎廃社ヨリ大森明神合殿ニ祭来ル事ナラハ上代ヨリ古老ノ有伝
K聞仕古氏人ノ邂逅ニモ礼拝スヘキヲ八十ノ老人モ是迄不聞及「儀」殊
ニ遷宮ノ節ハ幣頭立合神体動靜相改候事ニテ必其主意可申出ヲ遠藤
速記始高津親安頭佐幣頭役中ニハ同社遷宮相動候得共其儀不申出」

L 「其上宝曆ノ度ヨリ統テ社号祭神書出候節モ無其儀故官帳ニモ其証
Mハ無御座儀ト奉窺候」然ルニ「俄然トシテ此度無謂図面等編立上古
ヨリ本宿ノ氏人崇敬仕候一社ヲ附会牽強仕候」心中彼是ヲ以深ク御
N 洞察可被下候「右社ハ朝廷ニオイテモ祈年御祭奠ニハ關係ノ御社ナル
ヲ数百年奉秘置何ヲ憚リ是迄口外不致事カ一事トシテ可称拳箇条ハ
無御座候」猶余事ハ先般ノ書ニ相讓省略略以上

明治二年ノ
己十二月
大坪 万 寿 男 判
大坪 高 津 判

木村藏右衛門様
〔雜記〕17ウ、18ウ

(二) 史料 114 『六道神社ニ係ル雜記』収録)

次の114も峰清の作成である。明治3年7月附の両大坪の文書を写し、
さらにその本文中の丸ガッコ内に朱色の○を附し、2行書きで六道家側
の批判反論を記している。翻字に当たっては読みやすくするため、2
行書きを1行書きに改め、活字を1ポ落とす。

114 明治三年七月 是ハ佐田社配下トナリタル時屆書中

六道由来記(○元録六癸酉八月祇園両社社司 大坪主殿) ○(後ト云フ
大坪左京) ○(前ト云フ)

意宇郡六道町六道神社ハ祭神大名持命ニテ六道郷ノ氏神ナル由緒
○ハ天平ノ頃本國ノ少領主政ヨリ差出候。出雲風土記ノ本文ニ六道郷
ハ郡家ヨリ卅七里トアリテ南山ニ猪像石ニツアリ(○大森神社ノ保存ノ
靈地)トイふ本文ノ解抄ニ郡家ヨリノ里数ヲ以考ヘハ今ノ白石浜ニ当
レリ(○此浜ハ記ノ里程卅二里ニ当ル全ク相違アリ)夫ヲ以六道神社モ
此辺ニ於テ他ニあるヘクもあらねハ四丁斗東方ニ石宮○風土記ニ所
謂(○記犬岩長一丈高四尺周一丈九尺)(○石宮高式尺六寸長四尺八寸中
周七尺六寸下周一丈二尺斯クアレハ記ノ正文ニ相違セリ云々) 追猪犬像
長高周云々其形為石ト石是也此後ノ谷ヲ犬谷ト云フハ谷ノ下モヲ犬
だわいふ○ト申唱地名あるを以是ならむと岸崎時熙ノ考へおかれた
るより其後繼テ風土記の解いたし候ものも是ニ基キ六道神社ハ石宮

P 大明神ト細註したるハ此神社の实地を探索せずしての説なり」元
来時熙の考へおかれたることく駅を遠さかり山ヲ川ヲ隔テ氏神の
社有ヘキもあらずさるハかの白石浜より五丁余り南ニ入り左の山手
ニ社ありしを(○かくあれハ白石なる石宮大明神を猥リニ六道村ニ移し
たる事明らかなり)此風土記解抄ニあることく今ノ六道宿ニ移して
より神体も同しく今の氷川神社の社山ニ移し祭りて(いよいよ移し
たる事さもあるべし)六道の氏神と崇敬し三月十四日花祭と称ハ祭奠
賑々敷御座候趣ノ処中古祇園社を佐々木家ヨリ勧請アリ、して(○
京極佐々木塩治アリ尼子六道アリ時ノ地頭ハ六道佐々木家アリ)ニ社と

なれり」(○佐渡判官佐々木入道嘗初テ出雲ヲ受領ス○本祇園社ハ貞観十一年播磨国広峰ヨリ牛頭宝印ノ神ヲ遷シテ京都祇園社ト崇ム然ルニ貞観十八年宍道村ニ佐々木某カ祇園社ヲ觀請セシコト不空ニシテ疑ハシ)○然ルニ祇園社ハ領主崇敬ゆへ神威日増ニ式内宍道神社ハ其衰微ノ体ニ相成候ニ付慶長ノ頃栗原某ト申者三丁斗り南ニ当り候持分ノ山ヲ寄附シ此地ニ移奉ル岸崎ノ風土記解抄ニ宍道ノ上手ニ祇園社一社ト有之ト有ルベキヲ祇園社ノ名ノミ高ク故右祇園二社ト書記されたものなるへし」(○雪陽誌云祇園社ハ貞観十八年勸座トアル然レハ延長五年ヨリ五十二年以前ナルヘシ延喜式録ヨリ以前ノ旧社タルニ栗原某カ慶長ノ間程遠キコト本末聊カ異ナリ云々)

R 「慶長ノ棟札ニ三崎ト記シタル訳ハ今ノ宍道宿ニナリテ北津中津西ウ津」(○此ハ○北○中津ノ称アリ北津西津ノ称ハ今度新唱)ト三筋ニ合(○分欵)竈モ若干御座候某節三津ノ崎ハ都テ氏子なるゆへ三崎神社共慶長ノ頃棟札ニ書記」然レトモ元來宍道神社ニ相違無御座候

S 得ハ「元禄三年十月再建ノ節ヨリ復旧名只今迄宍道神社ヲ申唱無謂社号等相改候儀ハ於公事不被為成儀ニ御座候得共彼ノ節御札ニ相成再心ノ書類等数々御座候趣申伝候処高津家五十年前焼失仕右様ノ

T 書類ハ勿論往古ヨリ伝來仕候系図等ニ至迄不殘灰燼仕候」只「厭賊難奉願(○六字不解)木幅久右衛門方ヘ預リ居候天和三年中認ノ宍道神社一軸御座候テ(○他家ニ預ケルヤ自家ニ於テ焼失セシヤ有無曖昧タリ)已ニ伝説モ焼失ト相成(○藩政ニ至テ宍道町ニ葉山小豆沢木幅ノ

豪商アリ是等各郡吏ノ威アリ村吏亦同シ富權ノ反照ヲ以テ(社寺) 教家ノ婦依を貪ボリタルモノニシテ敢テ私ニ贅スル勿レ国家ノ祭祀ニ預カラ

ル、ハ宍道郷ニ於テハ(在神祇官) 宍道神社狭井同高守兩社ニ必定セリ) 残念至極ニ奉存候」

U ○「右宍道神社白石浜ノ山手ヨリ神体ヲ今ノ宿ニ移シ奉候後古殿ノ残御座候哉葉師堂ト名目セシ一古堂御座候ヲ後年雲松寺ト(○明細帳云寛正年中真言宗ナリト聊疑アリ) 申禪宗寺ノ庭前ヘ移シ又文政ノ頃

山手ヘ再建いたし是ヲ宮田葉師ト申唱某跡ヲ元葉師ト名目仕候此葉

師天平ノ頃ヨリ安置有之堂ト申伝候得共天平ノ頃ハ意宇郡ニ四箇寺ナラテ(○宍道郷ハ固有ノ地ニシテ(天台真言尤多シ) 極メテ新造院ノアルヘキ所也然ルトイヘトモ天平ノ創立ハ疑ハシ) 寺院ノ旧蹟モ相訣リ候事ニ御座候所地名又申伝候説等皆いにしへの儘伝聞不空ノ儀ニ御座候」

○宍道神社ハ小社ニテ聊ノ莊嚴モ無御座水川神社ニ比須ヘキ社ニハ無御座候得共宍道村町白石村唱來ノ氏神ト崇敬仕候事共眼前ノ究理ニ抱ハラズ(○弊摺ヲ一洗センモ正理を彈リタルノ意旨含蓄セリ) 自然ノ人情御勘察被下置候得ハ明白ノ儀ト奉存候

明治三年午七月

○(水川神社三崎神社兩相職) 大坪 高津 判

○(水川神社三崎神社兩相職) 大坪万寿男 判

〔雑記〕63オ、64ウ

(三) 史料 115 (『宍道神社公文立証伝記』収録)

次の115は文書⑧『宍道神社公文立証伝記』に宍道峰清が筆録したものである。筆録時期は、文書⑧の追記(明治35(1902)年)の部分以外は、明治30(1897)年に大森神社を宍道神社に改称し併せて村社を郷社に昇格させようと作成したものであるから、115はその頃の筆録であろう。前半は114と同じ文章で、両大坪家が「明治三年庚午七月」に「神社御取調懸御中」に提出した文書の写し(転写)である(従ってこの前半部を省略する)。峰清はその両大坪による文中に「附箋の目」とする①、②の記号を挿入し、後段においてその箇所に対する批判・反論を纏めて記している。ここでは峰清による批判・反論の部分のみを紹介する。

①、②の批判・反論は、114の本文中のカッコ内に記した批判反論の箇

所に大体は相当するもので、それらを箇条書きに改めたものである。114
にない反論、114の反論と若手文言の異なる箇所があるため紹介する。

115 旧両祇園社之両神職連判之由来記(朱)

宍道 由来記

(中略……服部)

右

宍道由来記ニ対スル附箋ノ目 自一至十二

答

○猪岩ニ是ハ本宮大森神社ノ所有地ニシテ出雲風土記ヲ以正本タリ

○白石浜ニ当レリ是ハ全ク地位ヲ誤謬セリ

○犬像長高周 是ハ本記ニ相違セリ 記外ノ一石ナリ 左ニ
記外石 高二尺六寸 上周七尺七寸 下周一丈二尺

本記犬岩 高四尺 長一丈 周一丈九尺

エ④「四五丁余リ南ニ入左手ニ社アリ 是ハ上白石ノ地ナルヤ旧地得ル
ノ古形ナシ」

⑤今ノ宍道宿ニ移シテヨリ神体モ同ク今ノ氷川神社ノ山ニ移シ

是ハ貞観十八年以前ニ移シタルモノトナリ然レバ更ニ疑フトコロ
アリ貞観ノ頃ト慶長ノ頃栗原某カ素振七百余年ノ幽間アリ

オ⑥「中古祇園社ニ社トナレリ 是ハ社寺明細帳云佐々木氏カ貞観十
八年十月十一日勸請トアリ然レハ延長五年式録ヨリ五十二年以
前勸座ノ社トナルベシ是又疑ハシ」

カ⑦「祇園社ハ(氷川神社) 領主佐々木ノ勸請貞観十八年

是ハ文治元年ヨリ曆数ヲ遡レバ三百年以前ノ相違ヲ出セリ文治
元年ハ鎌倉武断ヲ以宇内守護職地頭ヲ配置ス佐々木氏任国出雲
ニ初入トナレリ〇嗚呼児孫が祖父母ヲ産ムノ放言ニ似タリ」

キ⑧「慶長ノ頃栗原某(新左衛門)カ崇敬ニ反シ本居タル神社ヲ(三崎
神社)バ日増ニ衰微ノ体ニ相成タリト、貞観ト慶長(五年堀尾吉晴
松江郭普請始)ノ間七百二十五年トナレリ然レバ(氷川神社三崎神社)

祇園山ニ(竜臥山) 儘ニ祇園ニ社アル時代疑フトコロアリ」

ク⑨「北津中津西津ノ字世人ノ知ラザル独称ナルベシ即チ由来記ヲ以首
称トス

(三津ノ崎ハ三崎ヲ云ハンガ為メナリ) 加フル元録年度以降宝永ノ間
(雪陽誌曰) 祇園両社亀島稲荷客明神アリ之レノ外公文上ニ顕在ス
ル神社名ニ曾テナシ

既ニ社寺作事両奉行所ノ宝永三年社号書出根帳ニ名録ナシ
棟札ノ如キハ行政吏ノ預ルモノニアラズシテ神職同僚カ自由ヲ掌
ルモノニシテ故ニ曲策ノ弊アリ安政八年午七月十八日神職汚犯ノ

為メ藩政ノ下知書アリ」

ケ⑩「天和三年認ノ社記一軸 是ハ俗解抄同時ノモノナリケン

即今無格社三崎神社ノ社記ハ天和三年認ノ一軸トアリ加フル元
録三年度該社再建ノ書類焼失ノ云々是ハ後世ノ私文ニシテ疑ハ
シ」

天平年度ノ官文ト同議ニアラサルコト分明セリ

宍道神社ハ大森神社ヲ以天平年度出雲風土記ノ地位ヲ動かサザ
ルコトヲ主トセリ尤即今ノ森原田面ハ一郭内ニシテ社境ナルベシ
宍道神社ハ所造天下大神農事ノ御為メ御親狛ノ靈時タル二猪ノ化
石ヲ以立証トス

故ニ猪岩靈巖ハ宍道神社ノ属地ニシテ大森神社ノ地所タリ

コ⑪「白石浜ノ山手ヨリ神体モ今ノ宿ニ移シ古殿ノ残り雲松寺古薬師
堂五丁奥入ノ説屢々 前項四ノ附箋ニ同シ」

サ⑫「白石村唱来ノ氏神

是ハ旧白石宍道ノ町村ハ祇園ニ社ノ両神職カ受持地ニシテ宝永
年度総社ニナサントセシモ故アリ終ニ維新ノ際旧白石村五箇免ノ
各五箇所ニ郷村ノ有格五社ヲ立テ置カレタリ

當時三崎神社ハ雑社トナレリ即今無格社トナレリ」

(文書⑧「宍道神社公文立証伝記」19丁オ、22丁オ)

(四) 史料 116 (延喜式録宍道神社記)

116は第1章に解説を附した文書の『宍道神社記』である。本文書は、既述(10へ上段25行目)の如く、1132行目の両大坪家が提出した「先般御改之節一冊之社記」と同時期に宍道家側が提出した社記(の控え?)の可能性がある。113の両大坪の反論は宍道家側の「先般御改之節」の「社記」に対して行われたものではないかと思われる。しかし、116の内容は113の反論批判と完全には一致しない点もある。即ち、1133行目「山崎ト申所ニ従来古形ノ仏蹟ト申伝候」、6行目、「大森明神ノ合殿ニ祭来候」に相当する文言が宍道家側の116にない(宍道氏は11714丁へ4丁)13行目(ツ)において、そのようなことを言ったことは「聊モ覚無御座」としている。

長文であるため、本史料中に宍道(神)社の来歴の資料として引用している『風土記』・『懐橋談』・『抄』等の引用文は省略する。また、第1章に述べた如く、原装時の柱に記入した丁附を先に(一)内に記し、後に実際の丁附を(二)内に附す。

* これは、『式内社調査報告』に、

尚『八東郡誌』水川神社の條に見える「当社所蔵文書中宍道神社記」と題する長篇は、所在不明、大森神社記録同様である。(式内社研究会『式内社調査報告』第20巻へ山陰道3)99へ上段(興茂利氏執筆担当)、皇学館大学出版部、昭和58(83)年、伊勢)

とある所在不明の「宍道神社記」に相当するものと思われる。これに続く両大坪側の文書が宍道家の文書中の113114115に転写されている。しかし、原文書(の控え)は後大坪家の大坪八重子氏宅にも前大坪家の大坪併治氏宅にも現在のところ存在しないという。

また、右に「所在不明」とする大森神社記録(特定の書名ではなからう)は、現在宍道鈴子氏の所蔵であり、そのうち宍道神社論争関係のもの一部を本論文113、116で紹介する。117も同様に宍道家の社論文書であるが、既述の如くこれは島根大学附属図書館蔵である。

116 (1丁へ4丁)

出雲国意宇郡宍道郷
宍道神社記

天平五年二月卅日 出雲風土記曰

(宍道社 宍道郷 宍道川 宍道駅 佐雜村 佐雜崎の記事を省略……服部)

延長五年十二月廿六日 延喜式神名帳曰

(同社および『文徳実録』仁寿元年正月庚子詔云々を省略……服部)

(2丁へ5丁)

承応三年懐橋談曰

(宍道・佐々布の記事省略……服部)

(3丁へ6丁)

右

按するニ承応年中ハ宍道神社ハいふも更ナリ名高キ猪岩さへも人し
シらぬ世なりけれハすへての有様此意ニ同し然る中ニ一佐々布神社と
惣社斎本宮大森大明神あれハ神跡の神さひたる古をおもひ記したる
ものならんか是即ち今ノ大森大明神之事ニて 佐々布神社ニあらず宍
道神社とあるへきなり 大森といふハ古ク大樹の茂りて雲井にそひへ
たる神地なるによりて世俗終ニ大森と云しものなるへし既ニ 意宇
郡ニ郷社之延喜式社を大森といふ例左に出す

来待郷 来待神社を 大森大明神といふ

筑陽郷 筑陽神社 右同断

宍道郷 宍道神社 右同断

然る所神主之称号も宍道といふは動かぬ神ならばしならむかく
尊き官社を淫名ニ唱へ奉るハ中古ヨリ的事なるか意宇郡ニ数多
官社あれと大明神或ハ権現天王などニ唱へ替それより神威おと
ろへ 刺 宮殿ニ仏体を安鎮し僧侶の奉仕となるもありかゝる
なかハに畿の領地之城主地頭などいふもの郡村ニ己か威を張り

地名を動かし出雲郡健部郷伊甚村を意宇郡ニ属し伯耆と出雲の堺なる意宇郡ハ古ク能儀郡と相成今意宇郡東の堺ハ意東の荒嶋を限るなり是ヨリ意東といふ也尤此所ハみな筑陽の郷の小里なり今いふ意宇郡ハ東之限りを意東とし西の限ハ佐々布村ニテ意西ともいふへき郡の西堺なり順路三六一里之九里なり此郡の東西ニ

(4丁~7丁)

ス「大森大明神といふハ湍名なれとも顯然たる官社をみな大森大明神といふは古き伝こともあるへきを今おしはかりニいはんも後の禍とならむ事をいむ」

干時承応三年より三十年をへて天和三年癸亥五月出雲国神門郡監岸崎佐久次時照^(時照)出雲風土記俗解抄を撰む某抄ニ曰

〔抄〕六道郷の記事省略……(服部)

按するニ天和三年の頃も六道郷内ニ六道神社と称へ奉る社さらニなければ時照^(時照)いつれか六道社ならむと六道の町家に旅宿を求め日頃苦心せし央小豆屋某といふもの同町之社司大坪左京といふ人ニ尋るニ是ハ白石村之本江の石宮大明神是六道神社なりといふ 是より六道駅ハ天平之頃ハ白石の浜ニありといひ今ハ十八町西に在六道郷と解抄したるハいつれも誤なり猶委敷ハ六道郷細見之図を見てさとりたまへ

石宮大明神の事

右ハ只一ツの小石にして高さ二尺六寸周り一丈二尺風土記の猪岩犬岩に寸尺齟齬せりされハ猪岩ニもあらざる事又明らけし六道駅白石浜ニありといふ事

(5丁~8丁)

右白石の浜天平の頃ハ大海也既ニ風土記の神戸玉作之湯さへも海陸の地なり今ニ波頭といふ所顯然として小貝など数多岩ニつきたり依之白石浜ニ駅ありと誤いへるハ風土記ニ南の山ニ猪岩ニ犬岩一ツありとあるを取繕ハむか為に石宮大明神の所にあた

る白石浜ニ駅ありといへるものなり

今者十八町西に在六道郷といふ事

風土記曰六道郷家正卅〇里説名如郷

右里字の上ニ〇あるハ脱字の印なり是より無理ニ六道郷を十八町東へいひよせたるものならむ白石の本江ハ元来海ニて天平の比ハ大海につゝきたるおもひはからずして解抄を作りたるものなり故ニ其解抄のためニ官社を湍祠同様ニおもひ誤る事の起り是なり 時照^(時照)か六道神社とおもひあやまれる白石本江の石宮大明神の前を流る、川をハドヲド川といひて下倉と横見の両谷ヨリ流れ出て北の海に入川ニて何の由緒もなき川なり此川を六道川といハむとすれとも既ニ風土記ニも六道川之源ハ大原郡幡屋山より出て北の海ニ入とあり此六道川今ハ佐々布川といふて大森大明神の後を流る、川なり 天平之比六道郷といへるハ今才谷といふ所の築繩手の奥入ニ横町といふ所あり是上古の駅の旧地なるへし塩治^(塩治)高貞も此処を通りて佐々布山ニ取上ケ追手の山名時氏と一軍せむとはかりしも此山路ならむ歴応之後迄も此道ハありと見へたり今もかすかに道跡あるなり又佐々布村の本郷 是六道之本郷也といふ所ニ上駅屋中駅屋下駅屋といふ所もあり 大平記ニハ判官高貞の墓ハ佐々布村ニありといへり今荻田といふ所ニも大墓あれと実ハ

(6丁~9丁)

白石村の横町越しニあるを高貞の墓なりといへり扱駅の旧地ハ二所^(二所)りて定かならず

〔明治十七年十二月七日社名復旧願ニ大坪高津ヨリ猪道山三崎神社ト記載セシは新ニ山名ヲ起シ。六字ヲ。猪字ニ隠^(隠)植^(植)セシハ抱腹ノ様ナリ〕(以上峰清注：服部)

三崎社を三崎ハ御前ニテもしハ稲荷の使神ならむか六道神社と近世いひ始めたる事

今云六道町ニ中須といふ町名あり此中須ハ元東海なり又入江の瑞応寺（*上欄外に「即今随音寺ト云フ」の峰清注あり…服部）トイフ旧地あり此入江も海なりすべて此辺みな大海ニありし也此瑞応寺 随音寺トモイフの山本新開之地ニ御前社 三崎社ナリといふ新社あり後ニこれを完道町の社といひ又完道社といひ杯して終ニ式内完道神社といたし村町の氏神となれり中古以来完道ハ至而小村の町村ニなりたれとも町家の事ゆゑ町人の富家あり又中古より唱へ来れる氏神セ祇園牛頭天王を尊崇し祭式の偲ハひ美風の成行依テ「右三崎神社 御前社ナリも今又祇園両社と唱へ六月十三日十四日十五日の大祭ニ祇園と三崎の両社の 是を祇園両社トイフ 御輿を双へて町中行幸スそれを練供養といふ 当時此名たへたり 同御渡り狐といふ事もたへたり 又此例出雲郡久木八幡の祭ニあり」

ソ「六道郷之本郷を 完道神社の神籬此所也 佐々布村の本郷と誤りたる事

六道郷内佐々布村ニ本郷といふ五百余石一ト見渡し所の所あり尤天平之頃ハ央も海なりけん是即ち六道郷の本郷なり」此所ニ神籬といふ旧地あり是上古の宮居 惣社本宮大森大明神 六道神社なる事あきらかなり」猶委クハ六道郷の地風を見て虚実をさとり玉へ

今佐々布村の小里ニ佐々布といふ所也是ハ古佐々布にて 古佐雑村な□ 風土記ニ通意宇郡堺佐雑村一十三里六十四歩又通出雲郡堺佐雑崎州二里卅歩トあれハ佐々布村へ次第

(7丁へ10丁)

広まり終ニ今いふ佐々布川の 幡屋山より出る六道川是ナリ 西を限り佐々布村とし 佐雑村是ナリ 川の東を限り白石村とし川を正堺ニ別ちたるものなり

寛政 年梅之舎俊信大人

出雲式社考ニ曰

(俊信の猪像石夫婦岩へ獅子石) 説を省略…服部)

右

按スルニ猪石之事ハ実考ナレドモ 大神之宮居ノ考ハ時照ニ同シ白石村之石宮大明神ハ古今来待石ニテ無社又猪岩ニモ犬岩ニモ非ズ寸尺モ風土記ニタガヘリ又尊き大神ヲ猪犬之石ト一所ニ祠ルベキ理アラシヤ梅舎之大人モ時照カ俗解抄ヲ本トシテ六道神社ハ白石村之石宮大明ノ事也トイハレタルモノナラン俗解抄ト名付ル所謂モ時照郡奉行勤役中俚人ノ虚実疑惑ノ所モ不取

(8丁へ11丁)

敢其假ニシルサレタルユエニ俗解抄トハイヘルナリ

出雲風土記解

右之書ハ天明七年二月十四日遠江国豊田郡大谷郡ナル内山真龍ノ解ニテ六道神社之解アレトモ是モ猪岩ノミニホタサレテ宮居ノ事ハ委シキ説ナシ猶俗解抄ニオナジ

宝永三年

雲陽誌

右之書モ俗解抄ニ同シ弥張六道神社ハ白石村之本江石宮大明神トアリテ 式内六道神社之宮柱ハ誌ニモ見得ズ

按スルニ宝永之後迄モ六道郷内ニ六道神社トイフ社ナシ故ニ白石村本江の石宮大明神を六道神社といひ誤りタルモノナリ

天和三年之俗解抄ト宝永三年之雲陽誌トノ年間二十四年ナリ白

石村石宮大明神之図面ハ奥ニ委シク出ス

チ

「天保三年栗原一貫述 出雲国式内式外三百九十九社記

六道社 一所在神祇官○延喜式云六道神社一座小ハ六道村ニアリ今ハ石宮大明神ト申ス 但シ宝永正徳 永正年之棟札ハ御三崎宝社ト載レ

リ」
〔按スルニ永正ハ宝永ノ永ト正徳ノ正ト一合シタルモノニシテ後世執筆セシモノナラン古今年代相違セリ〕(以上へ)内峰清注……服部

右

即今白石村之石宮大明神ヲ宍道神社トイフ事ヲハ相止メ宍道村三崎社ヲ新ニ宍道神社ト唱ヘ始シナリ

天保四年渡部彝述

出雲国神社巡拝記

(9丁～12丁)

〔巡拝記〕の宍道社・宍道神社石宮大明神説を省略……服部

右

按スルニ白石村ヲ宍道村ト唱ヘ始メ御前社ヲ石宮大明神トイ

ひ終ニ式内宍道神社ト主張シタルナリ猶風土記之正文次ニ懐

橋談俗解抄風土記解式社考杯前後ヲ照シ合セテ考ノ上宍道郷

古今地風ヲ探索し其上清論ヲ待モノナリ

義武書(峰清朱注……服部)

元治元甲子十一月

〔文書〕『延喜式録宍道神社記』1丁オ～4丁オ～9丁オ～12丁オ

(五) 史料 117 〔宍道神社差出書〕収録)

次の117は、113の両大坪家の宍道神社三崎神社、説々に対する宍道家の反論・批判である。両大坪による114と同じく「明治三庚午七月」附であるから、神社取調御用懸は平等に当事者達に主張を述べさせたのであろう。但し、結論は出さず「旧松江藩ニ於テ、斯ル論社等ハ真偽共其儘差置カレシ趣キニテ爾後何等ノ御沙汰ナシ」(本章14ペ上段15行目)の『式内社調査報告書』第20巻101ペ上段に引用された「明治三十五年九月当社社掌古瀬秀千代『御由緒調査書』による」という状態であった。そのため、3社からの宍道神社復称願がその後も繰り返し島根県に対して行なわれることになった。

117は113の両大坪家側の文章を論点ごとに引用し、それに続けて一段下げて宍道氏側の主張を述べる形を採っている。113と同文の箇所は理解の届く程度に省略する。また、第1章に述べた通り、高橋義武の浄書後幸雄が茶色の筆で相当推敲を加え、大中に削除した箇所もある。また、その後の峰清による加筆もある。幸雄による加筆・削除の部分を《》で括弧する。その他特に断らない見せ消し、棒線等による抹消箇所も幸雄による修正である。なお、後の装幀時(?)に上小口を裁断していること、原本の虫食いが相当に進み破損している箇所のあること、幸雄の筆跡が粗雑であることから、翻字できない箇所が若干ある。

なお、私がこれまで発表してきた宍道町の神社研究を補足する注目される史料(女夫岩が幕末講中で信仰され、祭祀を前大坪家へ宍道家ではない)が担当していたことを示す)があるため、本章末の注(1)で述べる。第1章で述べた如く、()内は原本に標示された丁附、へ内は実物の丁附である。

117 (14丁～4丁)

※ 宍道神社大坪両家ヨリ書出候ニ付当否可申出様被 仰下依而

愚存之條々左ニ申上候 (茶色の線で囲み抹消)

(服部云、※上欄外に幸雄の墨書注記あり、左のへ内)に記す。この注記、上小口裁断と乱筆のため十分判読できず。)

〔朱引ノ文〕□ハ本文ニ認メ高津万寿男ヨリ初発書出図面巻置分ニ相添

へ調方へ差出候所ニ度兩人ヨリ自分ヨリ差出□所() () 図面小冊之

返答書を一所ニ以下ニ相成再度差返候申候文書扣

大坪家ヨリ書出候図面之前書ニ曰ク

式内宍道神社ハ先般 御改之節一冊之社記ニ(中略、服部)

山崎ト申処ニ従来古形之仏蹟ト申伝候聊平坦之地有ヲ以宍道神社神

山崎ノ云々曾テナシ(峰清注)

跡附会シ山崎以下ノ文都而無空(峰清注) (以上113Aと同文。……服部)

ツ 右件「山崎之地ニ神跡有之ト申上候事聊モ覺無御座自分ヨリ申

上候ハ宍道郷内佐々布村ナル本郷面神籬カ坪ト申神跡之地ニ御座候」

猶其辺ヲ本郷ト申唱候ヲ宍道之本郷ト名目シ(以上113Bと同文。……)

服部

テ「右之件私唱ヲ以名目仕候ニハ無之宍道川ヲ中ニシテ第一佐々

布次ニ白石次ニ宍道三ヶ村ヲ合セ凡千石迄モ一目ニ見渡ス大郷

ニテ余地ニ二百石ト一目ニ見渡ス郷中ハ無御座候是即宍道之本

郷ニテ今ニ顕然タル地形相見候」

(15丁へ5丁)

終ニ宍道神社ハ吾大森大明神之合殿ニ祭来候(中略、服部)只肝要之地而已略図仕候(以上113Cと同文。……服部)

ト右之「件宍道神社ヲ大森大明神之合殿ニ祭ルニアラス神籬ト申

処ヨリ大樹覆繁リタル大森之中へ移シ候ヨリ大森大明神ト唱候訊

ニテ既ニ意宇郡一郡之内ニモ郷名ヲ以社号ニ唱へ来候社ヲ後世

大森大明神ト唱替候類例来海村意東村ニモ顕然御座候而都テ大

森有ヲ以社号ニ唱居申候」(見セ消テ)

附箋ニ

山川ヲ以郡里ヲ分ツハ(中略 服部)佐々布ト後世書来而已(以上113

H附箋㊦と同文……服部)

ナ「右件佐々布村ハ宍道郷内ニ不有様書成候得共既ニ」

(16丁へ6丁)

風土記ニモ宍道郷里三ト御座候テ宍道郷之堺ハ西ハ佐雜崎ト出

雲郡建部郷今伊志見村堺山ヲ以分ツ東ハ白石村ト来海村トノ堺

ヲ以分ツ何ヲ以テ佐々布村ヲ郷名ナキ新地ト申候乎愚昧ノ至ト

奉存候先哲之諸解抄ニモ惣テ佐々布白石宍道三ヶ村ヲ以宍道郷

トスト有テ風土記ト符合仕候即チ宍道川モ佐々布村ヲ流レ」

又記ニ猪犬若モ宍道郷之南山ニ二ツ在ト御座候而寸尺モ昔ニ不

異顕然ナル岩ニ御座候素ヨリ人作ニ出来候ニハ無之「道法モ郡

家ヨリ宍道郷迄正西卅七里トアリ駆迄之道法ハ卅〇里ト脱字ア

リテ不相分尤記之卷末之駅路ニハ卅八里トアリ」是宍道郷第一

之目的ナルヲ初テ岸崎氏俗解抄ヲ著ハス時此岩之有処ヲモ見ス里

人之言ニ任セテ何ノ事モナゲニ只女男岩トノミ書記シ無謂宍道郷

ヨリ正東ニアタル白石村之東之果ナル本江ト申処之山裾ニ来海石

之石山アリ分レノ之石沢山アリ其内一ツノ石ヲ石宮大明神ト唱

へ其石ヲ解抄ニ曰ク」

(17丁へ7丁)

猪犬像之石ハ白石之本江村石宮大明神是宍道之社也ト書候ヨリ

顕然タル猪岩ヲ始メ宍道郷モ宍道神社モ右俗解抄之為ニ無謂附

会等申出候事はヨリ生シ申候

朱引一括ハ都テ宍道郷ナルヲ(中略、服部)氏子モ猶氏神ト唱来候

(以上113D・E附箋㊦と同文。但し、末尾「猶氏神」を113Eは「惣氏神」

とする……服部)

(次の17丁ウへ7丁ウ)1行目「右之件」行頭から21丁オへ11丁オ

の最後9行目行頭までの間の欄外に茶色の一線を引き、さらに茶

線を延長しないが、22丁オへ12丁オ)1行目「ト唱へ祭礼ヲモ容鉢

祭ト申候」の左横上に茶色の筆で「是迄消し」と記す。このこと

で、幸雄は17丁ウへ7丁ウ)1行目から22丁オへ12丁オ)1行目ま

でを削除する意思を示す。……服部)

又「右之件」佐為社ヲ除キ余ハ宍道神社氷川神社両社之末社※

(※の位置に幸雄は次の「へ」内の一文を挿入する。……服部)

「又氏子モ惣氏神ト唱来事ヲ聞ス白石五ヶ免ノ者共唱来候ハ祇

園祭ヲ容鉢祭ト唱へ又*ヲ容鉢氏子ト唱へ聞伝聞仕候」(※の

箇所「氏子」脱か。117頁および「父命記」3丁オには「氏子ヲ容鉢氏

子ト唱へ」とある。……服部)ナリト申訳無之」前文ニモ申上候

通り

「宍道郷宍道神之儀ハ吾カ祖先宍道城主之産土神ニテ宍道郷神

籬坪ト申処ヨリ只今之地森原ト申地大樹オヒシケリタル其内へ移

シ奉リ大森大明神ト唱へ素ヨリ宍道家産土神タルニ依テ神領モ数

ケ所アリ」建立修覆ハ勿論神事祭田迄被寄附候ニ付テハ郷中之
氏人等も出銀等イタス事ナリ打過候処右領主落城」

(18丁へ8丁)

ニ付領主モ相替村分面分等致シ既ニ白石村ヲ金山面坂口面才谷
面下倉面白石本江面ト五ヶ面ニ分ツ佐々布村ヲ本郷面古佐々布
面ト二面ニ分ツ其後本郷面之内田畑開発シテ岡之目面畑谷面ニ
分ツ只今ハ村中四ヶ面ニ相成居申候宍道ハ至而小村ナル故ニ村
町トニ分ツ此産土神ハ
祇園社 御三崎社

右兩社ヲ祇園兩社ト唱へ神主モ祇園之神主ト書來候ニ御座候
白石五ヶ面之者氏神ト唱候社之事

金山面

當時神主

八幡宮

大坪高津

右往古高垣某トイフ百姓幡屋村八幡宮ヲ宍道家之古城山ニ勸
請イタシ候由ニ御座候

坂口面

當時神主

王子権現

大坪万寿男

右往古ハ伊原少膳トイフ者宍道家之城内鎮守之社ヲ我持分之
土地へ移シ神職相勤メ」

(19丁へ9丁)

後万寿男方へ相譲リ候由ニテ今ニ至迄其家ニ鍵ヲ預リ社モ自
分一建立ニ致シ候

才谷面

神主

「六所大明神

大坪高津

右佐為神社 高守神社 二所大明神トモ唱候由往古ハ石原淡路
ト申神職アリ此神職當時桶縫郡鹿園寺村之神職ニ相成居申候」

下倉面

神主

身武知大明神

同人

上白石分

神主

熊野権現 万寿男

白石本郷面

神主

高宮大明神

同人

白石岩屋谷分

同人

岩棚権現

同人

ハ

以上「七ヶ所氏神ト唱へ小氏神ノ末社ト申候〔事無御座候〕」
〔(一)幸雄加筆〕

此外 坂口分

猪岩犬岩

同

猪岩持主ハ矢頭ノ石原仁平ト云フ山林ニシテ神職引請ノ
地ニアラズ明治廿九年四月十三日大森神社ノ御所有地ト
ナル(同年月日以降の峰清による加筆……服部)

上白石分

(20丁へ10丁)

石宮大明神

同

右二所社無ク其近辺講中ヲ以祭ル右石宮大明神ヲ一端宍道神
社ト申居候

佐々布村當時四ヶ面七組ニ相成申候同村本郷面大森分ニ坐ス村中之
大氏神旧名

宍道神社當時大森大明神

神主

小佐々布面小氏神

宍道幸雄

熊野神社

神主

右往古ハ福間舎人ト云神職アリ當時断絶

小佐々布面荻田分小氏神

同人

民部大明神

同

本郷面上下小氏神

同

山崎八幡宮

同

岡之目面小氏神畑面共

同

宇賀大明

同

右四ヶ所ハ祭日客来杯イタシ候其外数カ所御座候得共講中ヲ以祭
来申候

大森之儀村中氏人ヨリ

(21丁(11丁))

本宮本社大氏神杯ト唱ヘ祭礼ヲ大祭ト唱来申候村中諸社ハ末社ト唱
ヘ祭礼ヲ小祭ト唱ヘ本宮建立修覆遷宮等之節入用材木ハ勿論出銭等
迄末社割府氏子モ村中無隔敬礼仕候然処祇園之神主是ヲ羨ミ祇園社
ハ完道町村丈ケ之氏神ナル者ヲ白石村之祇園兩社之末社杯ト兼テ愚
昧之者共ヘ申諭シ置六月十五日ハ諸国共祇園之祭日殊ニ市中之事故
賑等モ有之ニ付近在之者モ参詣致シ神職ハ白石完道共同家之支流ニ
付而ハ五ヶ面之者モ外村トハ違ヒ御神楽料等モ差出且又遷宮等之節
モ少々ツ、出銭モ致シ候ニ付此度御一新之廉ヲ以祇園ト三崎ト下上
ニ書替三崎社ヲ完道神社トカキ祇園社ヲ氷川神社ト唱替完道郷中ヲ
ヒ流ル、川ヲ限自分勝手ニ我支配一括ニ朱引之図面ヲ作り「白石五ヶ
面之社ハ佐為神社ヲ除キ余ハ右兩社之末社ニテ氏神ハ惣氏神ト氏子
ヨリモ唱候杯ト書出候事惣テ不都合ニ御座候五ヶ面之者共兼テ実ニ
唱候ハ祇園社ノ氏子ニアラス依之氏子ヲ容體氏子ト

ト唱ヘ祭礼ヲモ容躰祭ト申候」
(22丁(12丁))
《是迄消し》(17丁(7丁ウ)行目「右之件」からこまでを幸雄は抹消する意思を
示す。……服部)

図面附紙二口
完道神社転社之イハレハ栗原新左エ門(中略、服部)分外之扱向モ於
于今不变(以上113F附箋◎と同文……服部)

フ 右之件「たとひ新左衛門豪家ニ而何方ヨリ当時之地へ社を移し
分外之取扱有之候」^{113F}完道神社之証拠ニハ相成間敷是迄(北)
祇園《中津祇園ト祇園》兩社之内ノ一社ハ《往古ハ》三崎社ニ候
ヘハ弥張三崎成ヘシ(此分ハ除キ)として、以下「奉有候」まで44
字分を削除する意思を幸雄は示す。……服部)若又完道神社と申記

録も御座候ハ、後年完道神社と云ハむかため新左衛門と心を合
計置候事と奉存候」
(一)幸雄加筆

図面町家之地名ニ曰ク

「西津中津北津

右之件是迄完道町名ニ聞及ハす候事ニ而全ハ西方を原といひ
中央を中津といひ北方を北とのみ申置候右等皆三崎之二字を助
くるの妄語」

(23丁(13丁))

ニ御座候」

図面附紙二口ク

完道社モ朱引一括ニオイテハ(中略、服部)無御座候(以上113G附箋◎
と同文……服部)

《右之件祇園三崎社ニ完道神社ヲ附会出来サル時ハ彼之石宮ヲ牽強
附会ヲ申出サントノ前タクミト奉存候》(幸雄加筆)

図面直ニ

竜臥山氷川神社旧祇園社

ホ 右之件「三崎社当時完道神社也といふ往古ハ只冷之地に有之
冲古ハ祇園山冷新ニ竜臥山といひ始むに有之再ひ旧地ニ移
し候様書き工ミ候得共(茶線で抹消)《右之件》祇園山を竜臥山と
何之比ヨリ唱始め候哉風土記中ニ完道神社竜臥山にありといふ
事相見ヘ不申候」(一)幸雄加筆

図面直ニ

マ「白石本郷

往古白石村完道之本郷ニあらず本江と申所ニ御座候処其本江も
追々埋りて田地となり終ニ一原と相成候ニ付只今其地を本江と
唱来候本郷本江同音なるを以終ニ佐々布村本郷之」

(24丁(14丁))

文字を書只今言語之上ニ而ハ相紛れ居申候」

図面直二

風土記鈔云穴道駅跡也ト白石灘

ミ 「往古完道駅白石灘ニ無之儀ハ風土記地理ニ依而分明ニ御座候

処鈔ニ無謂石宮を猪岩ニも犬岩ニも穴道神社ニも附会いたし

候ヨリ其猪石ヨリ北ニあたる所に穴道駅無之候而ハ地理風土記

ニ不_レ付_レ候ニ付無理ニこち付候事と奉存候」且又此処ニ石宮之

事図ニモ書ニも不書出候段不届ニ存候所熟ら考候に正敷猪岩

も石宮も万寿男一人之引受ニ而高津方ニハ少しも懸り合無之

ニ付持_レ合(返り点幸雄……服部)之祇園三崎社ニ取替申出候者兩

人一段之力を頼且又惣氏子共を相勧め徒党を結び候謀計かと

奉愚察候

図面末書ニ

右之図之如三津之崎ハ皆氏人ナルヲ以穴道神社棟簡ニハ三崎神社ト

モ書記有之

右之件ハ万寿男引受之白石村石宮を 穴道神社□いふ事

を相止め完道町後ニ雲松寺ト

(25丁〜15丁)

ム

いふ寺之庭前間近く新開地ニ祇園兩社之一社と唱來候社を新ニ

完道神社ト附会申出候へとも「古き三崎社之証拠之棟札ある事

をいとひ新ニ町家之地名を作り設ケ是迄町家之西方を原といひ

來候を西津と名付北方をあた、北とのミ云を北津と名付真中ハ

往古ヨリ中津と申候ニ事寄せ作り添完道神社ハ三津之産土神な

る故ニ三崎社といふ棟札有之由ニいひ枉ケ候へとも元來只今穴

道町ハ天平年中比ハ海ニ而其後土地も出來町家も其処へ移し候

候事ニ而古き証拠ニハ不相成地ニ御座候」是全「御三崎社とあ

る古棟札をいとひ山之岬を津之三崎と言例もなき愚説(ヘラ)新

作仕候」段偽謀淺澗敷且 神社取調御用懸りを(惶謹言)を

この箇所挿入、後さらに茶様繰で抹消……(服部) 浅はかに心得候儀と奉

存候

(次行へ5行目)行頭「按するに」から26丁オへ16丁オの最後9

行目行頭「ニ可有御座候奉存候」まで茶色の一線を引き、「按する

に」の右脇に茶色の筆で「除キ」と加筆し、幸雄は25丁ウへ15丁

ウへ5行目から26丁オへ16丁オへ9行目までを削除する意思を示

す。……(服部)

モ

按するに「大坪万寿男去冬以来ヨリ稻荷遣使を折り驗者詔倉を

立て流行仕候所当春にいたりおたねといふ女狐來候など申新ニ

おたね稻荷と申社を建立し弥流行いたし候処同所なる」

(26丁〜16丁)

雲松寺之□僧共流行を羨ミ吾ヶ山内に吉左衛門といふ狐住居

いたし候由申触らし是又吉左衛門いなりと号し流行いたし候左

候へハ是迄森之稻荷と吉左衛門稻荷とおたね稻荷と三ツ之狐往

古ヨリ祇園間近ク住居いたし同社附屬之遣使と相成居候訳かと

相見へ申候世上遣使之狐を御前と唱へ候へハ御三前宝社と書へ

きを御三崎宝社と書誤り候事かと愚察仕候何分三崎ハ狐之御前

ニ可有御座候奉存候」

ヤ

都テ 皇国ニオイテ氏神無キ国柄ハ無御座候事ニテ(中略、服部) 八

十之老人モ是迄不聞及儀(以上113Jと同文。……(服部)

「右之件山崎廢社并合殿杯之儀ハ一向無之事ニ而前文ニも申

上候通り高津推量事ニ御座候且又古老之伝聞彼地ニおいて無

之候とも此地において実地古名等分明ニ而始終申上通りニ御

座候」

殊ニ遷宮之節ハ幣頭立合神体動靜相改候事ニテ(以上113Kと同文。

……(服部)

右件「遷宮之節神体相改候事一向無之事ニ而只。内殿動靜之手

添いたし候而已に御座候」かゝる虚言を以て上を掠め候段不相
濟儀と奉存候

必其主意可申ラ遠藤速記始(以上113Kと同文。……服部)

ヨ 右「速記ハ数々罪科之筋有之御吟味之上幣頭役御取上ニ相成候
時分ニ而 出勤不仕」是又虚言之一条ニ御座候

高津親安頭佐幣頭役中ニハ同社遷宮相勤候得其儀不申出(中略、服
部)故官帳ニモ其証ハ無御座儀と奉窺候(以上113Kとほとんど同
文。……服部)

ラ 右之件「遷宮之節完道神社之儀不申出との事」ハ旧弊之役威申振
事(幸雄加筆)と相見ヘ候処幣頭遠藤速記を始め大坪安頭佐

〔父命記〕と対照すると以下「并伴高津共ニ旧弊主張之佐陀神主
親類并同心之者に而是迄三郡半七十五人杜家之内惣党ニ候
ヘハ」全部を抹消し、代りに以下の()とする意思を幸雄は持つと
解される。……服部)

リ 《共佐陀旧弊主張之佐陀神主親類同心之者ニ而是迄三郡半七十五人
之數外之者ニ御座候ヘハ》正義を申出候。迎却而新唱と咎めこそ
せめ取上不申儀ハ必然ニ御座候」且又「宝曆度之書出にて御確
定ニ相成候儀ニ」

(28丁へ18丁)

御座候ハ此度之御調ニハ御座候処(ハ乍恐不及儀と奉存候)(幸雄)
(以下「高津方ニ」から「御執読之程奉希候」までを幸雄は茶線で
括り、「除」と加筆して抹消する意思を示す。……服部)

《除》高津方ニ至当之明証無之ニ付かゝる軽忽之儀無申上候段
不都束之至と奉存候」当軽忽不都束之條々卷末ニ一々可申上候
間乍御面倒御執読之程奉希候

然ルニ俄然ト此度無謂図面等編立(113Mとほぼ同文。……服部)

ル 右件「俄ニ無謂図面等編立候ニ者無御座古記地理古名旧地旧名
を御取調申上候事ニ而偽作之儀一条も無之」高津申出トハ表裏
之違ニ御座候

(次行行頭「天保四年」から29丁オへ19丁オへ2行目行頭「御座大
坪万寿男」まで幸雄は茶色の一線を引き、「除」として、28丁ウ
へ18丁ウへ2行目から29丁オへ19丁オへ2行目「奉仕ニ御座候」ま
でを削除する意思を示す。……服部)

《除》天保四年頃石州之人岡部春平申学士御国内ニ逗留いたし渡部
彝と申者と同道ニ而順村いたし出雲国神社記を著ハし此時高
津養父豊秋事(峰清加筆)安頭佐同道ニ而猪岩見二行といふ記録も
の御座候処其内ニ完道社完道村にあり石宮大明神といふと記
し御座候然所石宮之事此度ハ堅相隠し居申候是又前にも

(29丁へ19丁)

申上候通り石宮ハ白石村ニ而完道村ニハ無御座大坪万寿男奉仕
ニ御座候

上古ヨリ本宿之氏人崇敬仕候一社ヲ附会牽強仕候心中彼是ヲ以深ク
御洞察可被下候(113Mと同文。……服部)

右之件何れか牽強仕候事哉私ニおいては彼こそ牽強附会と奉存
候当卷末ニ附会之條々可申上候

朝廷ニオイテモ祈年御祭奠ニハ関係之御社ナルヲ数百年奉秘置何ヲ憚
口外不致事カ(113Nと同文。……服部)

「此度神社御書出之儀ハ諸国諸小之神社現在之分ハ勿論之儀衰
替廢絶之向等精ニ取調申出ヘクとの
替廢絶之向等精ニ取調申上候儀ニ御座候」

一事トシテ可称拳箇条ハ無御座候猶余事ハ先般之書ニ相讓省略仕候
以上

右件一事として可称拳ケ条無御座とハ高津方ニ御座候段左ニ申
上候通ニ御座候

(30丁へ20丁)

(1行目右上横に「是分除」と加筆し、32丁オへ22丁オへ最終9行
目の左上に「是分除」とす(幸雄の筆跡)。「父命記」と対照する

と、幸雄は30丁オへ20丁オン1行目から32丁ウへ22丁ウへ1行目
「可称拳儀無御座不都合之儀と奉存候」までの全文を削除する意
思を示すと解される。石ノ宮神社、説、批判は当面の主題では
ないと考えたからであろう。……服部)

《是分除》

高津方ニ可称拳ケ条無之段是ヨリ申上候

六道神社衰替ニ付旧名相棄リ大森大明神と新名を唱へ(ニ付)完

道郷中ニ本名之社無之ヨリ時之人完道神社ハ完道村にあるへき理

と存推当ニ石宮大明神と申新造之石室を名目仕候段左之通ニ御座
候

天保三栗原氏三百九十九社記完道村
承応三岸崎氏俗解抄ニ白石本江村

石宮大明神

寛政年中梅の舎式社考ニ白石村

石宮大明神

天明七内山氏風土記解白石村

石宮大明神

宝永三雲陽誌白石村

石宮大明神

天保十三横山氏風土記考白石村

石宮大明神

天保三栗原氏三百九十九社記完道村

石宮大明神

此時始而完道村トアリ

(31丁へ21丁)

右按するニ高津養父 豊秋事(峰清注) 安頭佐ヨリ栗原氏へ相頼白石村
と書へき所を完道村と書替是迄石宮ハ万寿男一人之引受なる事をい
とひ相持之中津祇園御崎宝社ニ完道神社を附会し巧ミ置候事と相見
へ申候(左ニ時ニ何心なく御崎宝社とある棟札を《ある事》口外い
たし候事と奉存居(峰清加筆)候

天保四渡部彝神社記完道村

石宮大明神 云完道社式完道神社

右撰者石州之住人岡部春平出雲人渡部彝大坪安頭佐按内して猪
岩に行と春平之書ニ相見へ候へハ

天保四此頃ハ豊秋ト云フ実名ヲ秋久ト云フ後名ヲ対馬内記主
馬安頭佐ト呼フ実名章久ト改ム(峰清加筆)

安頭佐心之佩ニ書記しもらひ候事と奉存候

一 石之宮と申物ハ元來里人共常に其地之山を崩し毎々石を切取候
ニ付山靈石靈之崇をおそれ則石宮大明神と号し山靈石魂を祭り候も
のにて全完道神社之寸縁もなき物ニ御座候

元禄六年中初而佐陀配下ニ相成候節大坪家ヨリ社号書出し之文
面左之通りニ御座候

完道村

祇園兩社末社二十一社

社司 大坪主殿
社司 大坪左京
《然ニ名ニモ社ニモ》
〔□判読不能…服部〕

(32丁へ22丁)

右之社祭礼之節町内へ仮殿を第一に北之祇園第二に中津祇園之
御輿を御幸仕候佐陀配下ニ相成候而ヨリ引つ、き高津家ハ社頭
幣頭ニ媚へつらひ社家《老》(幸雄加筆?) 幣《頭》(幸雄加筆?) 老

役と申名目を受或ハ末社廿一社など、《書出シ内ニハ》(幸雄加筆?)社もなく名もなき空名を附出し其後遷宮等之節幣頭同心ニ而《書付》(幸雄加筆?)祇園并石宮等之社号を相止め三崎神社を完道神社と書改附会仕居申候此度又中津之祇園社も白石村石宮大明神之号も相止め三津之三崎社など、申上候事都而《是迄除》

可称拳儀無御座不都合之儀と奉存候

《留ニ相認メ申上候》(以下の2行を生かす意思を幸雄は示す。……服部)

右之通り申上候条々乍御面倒一々篤と御高覧被下当否 御確定奉希上候 以上

明治三庚午七月

佐々布村神主

完道幸雄

神社取調御用懸御中

右 義武ノ書(峰清朱注)

〔完道神社差出書〕14丁(4丁)〜32丁(22丁)

注

(1) 明治3年時における女夫岩信仰

117に現在の女夫岩遺跡についての記載がある。これは『抄』の記載以上に信仰の実体を知ることができる点で注目される。即ち、「此外 坂口分 猪岩犬岩 同(神主大坪万寿男へF論文190ペ)を指す。……服部) 上白石分 石宮大明神 同(万寿男……服部) 右二所社無ク其近辺講中ヲ以祭ル」(19丁〜20丁(9丁〜10丁)、「正敷猪岩も石宮も万寿男一人之引受ニ而高津方ニハ少しも懸り合無之」(24丁(14丁)とあって、明治3(1870)年7月当時、女夫岩は講中で祀られ、祭典を前大坪家が担当していたことが知られる。F論文185ペ84によると、元禄7(1694)年3月朔日当時から石宮大明神は前

大坪家のみで管掌し本家の後大坪家(右の「高津」は幕末から明治にかけての後大坪家の神職である(E論文30ペ)とは無関係であった。

榎山林継氏は、

千家国造家に伝える江戸時代の図に「穴像岩の図 白石村の内矢頭という所にあり」と注連繩を巡らせた二つの岩を描き、十月に御幣・大御饌神酒を大國主御神に供え、穴道の社司が五穀成就を祈ることが書かれている。穴道氏が永く祭りを伝えてきたことも、『風土記』の伝承の継承地である証左とも言え(中略、服部)その土地の名の起りだと伝えると共に、その土地の名を負う、穴道氏が祭り続けていた。(榎山林継「女夫岩遺跡の學術的価値について」『穴道・女夫岩遺跡整備構想』、穴道・女夫岩遺跡整備検討委員会作成、平成9(97)年12月、穴道町。傍点は服部)

とせられる。この絵図の作成年は記されていないが、「猪像石」夫婦岩説の管見に入った初見は、(中略)文政9(1826)年以前に『解』に転写された、「抄」の後人書き入れ」説である(B論文69ペ下段5行目)から幕末をさして溯らないであろう。大森神社神職穴道氏は明治維新以前は池田氏を名乗っていた(B論文74ペ所載「穴道氏家系図」、C論文146ペ下段17行目)。だから、「穴道の社司」とは「穴道氏」のことではない。この「社司」とは、明治3年には女夫岩の祭祀を前大坪家が担当していたことが117により証されるのであるから、この絵図の作成時期が明治初期に入ったとしても、穴道氏ではなく、前大坪家の神職を指すことになる。しかも、「穴道の社司」が「神職穴道氏」を意味するというのはなじまない表現である(「社司穴道氏」とあるべきであろう)から賛成できない。私は、この「穴道」とは地名を指していると考ええる。即ち、穴道(池田)家は大字佐々布に居住し、前大坪家は穴道町(穴道町場)に居住していた(D論文)。

以上「穴道の社司」は「穴道町場に住む社司」を意味すると解するのが、右の穴道氏が幕末頃が造り出したと考えられる猪像石女

夫岩^{***}の歴史、宍道（池田）家・両大坪家の歴史、および今度知った117の記載の上から最も妥当であろう。B論文71べ上段5行目に述べた如く、女夫岩は明治29（1896）年4月13日宍道幸雄に買取されるまでは大森神社ないし宍道（池田）家とは無関係であった。だから、梶山氏の如く「宍道氏が永く祭りを伝えてきた」とするのは誤りである。従って、宍道氏との係りのあったことで女夫岩を『風土記』の伝承（梶山氏の文脈では宍道郷名起原神話を指すと思われる）の継承地である証左」とすることはできない。

* ここでは「猪岩、犬岩」を「坂口分」とし、続けて「上白石分」「石宮大明神」とする。これは宍道家側が石宮大明神を『風土記』の犬石と認めない立場をとっていることを示すようである。すなわち、既に1164丁へ7丁に「石宮大明神の事 右ハ只一ツの小石にして高さ二尺六寸周リ一丈二尺風土記の猪岩犬岩に寸尺齟齬セリされハ猪岩ニもあらざる事又明らけし」とあり、また、11731丁へ21丁には「石之宮と申物ハ元来里人共常に其地之崇をおそれ則石宮大明神と号し山靈石魂を祭り候ものにて全完道神社之寸縁もなき物ニ御座候」とあるからである。しかし、その『風土記』犬石に相当する岩が具体的に何処にあるとは書いていない。梶山氏の指摘せられる「江戸時代の図」（同『宍道・女夫岩遺跡整備構想』に掲載）には、女夫岩から離れた下方に一つの小さな岩（犬の形ではない）を書き、「犬岩未詳」と記している。これは、この絵図を作成した者には、石ノ宮神社の犬石を除外した場合、『風土記』犬石に該当する岩の所在に心当りがなかったためであろう。

** E論文21（F論文83）元禄6（1693）年「佐田御社頭」に提出した書出帳の中には前大坪の管掌社として石宮大明神が見えない。このことについて私はF論文の段階では「もしも脱漏で

なければ、元禄6年当時は、神職の前大坪とは別箇に、石宮大明神を創祀した有志者の4家が神職（前大坪家）とは別箇に自分達の講中で祀っていたために書出帳には記していない、という考え方はできないだろうか。」（F論文183べ上段6行目、11行目）と考えた。此度117により、「猪岩」即ち今日の女夫岩が明治3年当時講中で祀られていることを知った。この女夫岩も石宮大明神と同様元禄6年の書出帳には前大坪が祀る（社）とは記されていないから、女夫岩の講中による信仰は私の右のF論文の想像を補強する資料となるであろうか。しかし、F論文で述べた如く元禄6年の「21（83）」に見えなかった石宮大明神が半年後の84に見える。この半年の間に、石宮大明神が前記講中（想像）を離れ正式に前大坪の管理社と確定したか」（F論文185べ下段5行目、8行目。傍点は原文になし）とする推測には不安が残るから、やはり、「21（83）」に（峰清書写以前の書へ転写中の？）脱落があったのであろう。」（F論文185べ下段8行目、9行目）とした方が、より妥当ではないかと目下のところ考える。

*** 「説」いう語を用いるのは問題であるから、^{*}を附す。
『宍道町ふるさと文庫13出雲国風土記にみる宍道町』（宍道町教育委員会発行、平成10（'98）年、宍道町）にも、

両者（女夫岩と石ノ宮神社……服部）については、江戸時代の頃からどちらが本当の犬像、猪像なのか議論されてきました。その主な説には、

- ① 石宮神社拝殿後に御神体として祭られている石を犬、境内の複数の巨石を猪とする説
- ② 女夫岩と呼ばれる二つの巨石を猪とし、犬は不明とする説

③ 石宮神社の御神体の石を犬とし、猪は女夫岩とする説
などがあります。（11べ、12べ。執筆者は錦田剛志氏か木下誠

氏。傍点は服部)

とある。右のうちの②は見て来たように神職(宍道・池田)氏、およびその関係者(右の絵図「穴像岩の図」の作製者名を具体的に記していない。宍道氏もしくは宍道氏と係わりのあった神職によるものではないかと目下は推測している)による造作の可能性が非常に大きいものであるから、右の記述の仕方は、あたかも今日的な意味での学術的な考察に基いてそのような学説があったかのように受け取られる虞れがある。目次に見るように、本論文においては学説まがいの言説には、¹¹⁶を附した。

三 大森神社「説」の論拠とその検討

宍道(池田)氏が大森神社を宍道社・宍道神社であると論拠を第2章に紹介した諸史料から取り上げ、これに対する両大坪側の批判(右の114三崎神社「説」の主張は両大坪の連名で行なっているけれども、114sに「高津家五十年前焼失」とあるところから見ると、後大坪家の高津が主導している可能性がある)も参照しつつ検討することにする。

(一) 大森神社旧社地「神籬坪」・伝説

この「伝説」については既にA B論文において若干考察を行なった。即ち、A論文においては、神籬坪は用水に係わる地名「水室ヶ坪」(地図(2)(4)図(2)チ。榎守ヶ坪の宛字。図(2)チによれば、フモロガチボと発音したのであろう)から「連想して生まれた伝承(大森神社の社掌による?)という可能性も考慮する必要がある。」(58ページ目・61ページ目)とした。B論文ではさらに進めて、

(A論文では……服部)やや控えめに表現したが、本論文で明らかとなった如く、夫婦岩説(『風土記』猪俣石を大字白石の字女夫岩にある大小の立石に宛てる説……服部)が大森神社神職による附会の説で

あることからして、宍道社大森神社「旧社地」説も、大森神社を宍道社とする目的で江戸時代の末か明治の初期に宍道氏によって造作された伝説とみなされる。(104ページ目・下段4行目)

とした。従来諸書に引用されて来た神籬坪「伝説」の初出は、今回私の知り得た史料による限りでは、116タであることが判った。

以下、この「旧社地」をめぐる両家の応酬を追い、その信憑性を検討する。述べた如く、史料の問題とする箇所を「」で括り、ゴシック体のA B C (両大坪家の立場)とアイウエオ(宍道家の立場)を附す。

まず、元治元(1864)年11月宍道氏は、

116タ 此所(佐々布本郷……服部)ニ神籬(神籬坪とは書いてない。……服部)といふ旧地あり是上古の宮居惣社本宮 大森大明神宍道神社なる事明らかなり

と記した。これに対し、両大坪は116には見えないけれども、「山崎」・「仏蹟」・「平坦ノ地」等という、より具体的な語を用いて、113A「佐々布村神主同村山崎ト申所ニ従来古形ノ仏蹟ト申候聊平坦ノ地有ヲ以宍道神社神蹟ニ附会シ」と批判している。これによると、いかにも旧社地と思わせる実際の場所があるかのように受け取られる。しかし、宍道氏は113Aを否定し、

117ツ「山崎之地ニ神跡有之ト申上候事聊モ覚」えなく、それは「本郷面神籬カ坪ト申神跡之地」のことであると反論する。峰清もこれに従い、113アで「曾テ平坦仏蹟ナシ」としている。私の現在見る限りでは、「神籬坪」の字を宛てた地名は、宍道家の文書中では明治3年7月の117が初見である。この117神籬坪「説」に対する両大坪側からのさらなる反論や批判は目下のところ見ていない。114(明治3年7月)が三崎神社説を専ら申し立てる文書の性格のためか、これについての言及はない。結局、宍道氏は、「神籬坪」が旧社地であることを立証する史料や物証(例えば、右の「古形ノ」「聊平坦ノ地」の如き)を提示していない。

その後明治13・14(1880・1881)年頃村役場に提出した『明細帳』の写しには次の如くある(へ)は峰清の後の注記・加筆。即ち、

島根県管下出雲国意宇郡佐々布村字大森

一月六日
 (隱曆八月二十八日祭日届済) ……明治二十九年六月六日宍道役場届トナル
 十月十九日

村 社 大 森 神 社

一 祭神 大穴牟遲命

合祭 須佐之男命 少名彦神 事代主命

安閑天皇 建雄神

一 由緒 当社ハ素ト宍道郷式内宍道神社ニシテ今佐々布村本郷宍道川

ノ辺り字神籬ケ坪ト云フ地ニ鎮座アリシヲ中古同処ヨリ八丁川上

ニ大樹アリ中ニ遷シ大森大明神ト唱フ(一書ニ旧名復願中ナリト村役

場扣ニアル)

一本殿 二間四方 (境内末社ナル若宮神社ハ祭神剽国若姫之命ナリ即今上神田

一幣殿 二間四方 荒牧屋敷若姫神社ナリ)

一 拝殿 桁三間三尺 梁二間 (一社務所桁三間梁二間)

一 御供所 桁二間梁一間半

一 随神門 桁二間三尺

一 境内 三百四十一坪 官有地第一種

一 境外所有地 字砂田千七百番ノ内第一

一 畝廿五歩

地価金九円五十銭

田反別 二畝十三歩 佐々布村字宮ケ

地価金十一円三十一銭

田反別 八畝二十一歩 全村 字屈方

地価金二十七円七十三銭

田反別 外二畝二十六歩 明治六

西ヨリ卯迄七ヶ年季

一 氏子 百八拾四戸 (大正二改二百十二戸追テ明細帳訂正)

一 島根県庁迄五里二十五丁 (祠堂宍道幸雄)

以上是レヲ社寺明細帳ト云フ 諸役所之レヲ原簿トス

〔「明細帳」(大森神社)46丁オ、47丁オ〕

『明細帳』が提出する文書であるため紙幅が限られていたにしても、遷座を裏付ける史料の存在については全く触れていない。『明細帳』に続いて記す119『遺考』は、峰清が自由に自説を述べる項であるにもかかわらず、来歴の記載は詳しくなるもの、主旨は益々曖昧となる。即ち、

119 伝記曰出雲勲業奉仕所祭国作大穴牟遲大神延喜式内出雲国意宇郡

宍道郷宍道川辺佐々布邑宍道神社旧在本郷大森之地康正乙亥移テ朝

日山太永癸未遷干南一里八丁佐維分東岬麻島之地合祭神速素佐乃男

命少彦名神事代主命出雲速健雄神客殿広国排建金日尊達号曰大森之

社即今之宮代是也其旧神籬之地神籬坪葦垣之内垣尻上神田中神田下

神田等之名牌猶存矣(後略、服部)

〔「遺考」(大森神社)48丁オ〕

右には、具体的に「康正」・「太永」と年号を記してはいるが、それを裏付ける文書や棟札を全く引用していない。峰清はC論文で紹介した『大森神社棟簡雜記』に見る如く、自社の棟札類を精密に写す(非常に熱心な性格であるから、最も肝要な「神籬坪」について知る所があれば必ず書いた筈であろうし、父幸雄の言説に不足する所があると感じたならば、119の地名の蒐集に見るような調査を行なったことであろう。しかしながら、後のさらに詳しい『明細帳』(C論文147べ下段)にしても、119の内容をさして出していない。

以上によると、神籬坪「伝説」は、A・B論文で予測した通り、幕末からの式内社復興の気運(施策?)の許に、氷室ケ坪(樋守ケ坪)の連想から、宍道(池田)氏が造作したものと考えられる。

(二) 佐々布本郷『風土記』宍道郷「本郷説」

これは、氷室ケ坪の所在地との係わりから宍道氏がしきりに唱えた「説」である。即ち、116ソにおいて、「佐々布村二本郷といふ五百余石一

ト見渡しの所」があるという。確かに、この平野には大正4(15)年測図の地図(5)ク本郷下組・ツ本郷中組の地名が見え、現在も地図(2)ケ本郷橋・ナ本郷橋の名が見えるように、本郷(南から中本郷・下本郷)の通称地名がある。A論文60ペ写真(1)に見る如く、現在のように工場住宅の建つ以前は、宍道氏の言うように「ト見渡し」の水田地帯であった。宍道氏はここが宍道郷の「本郷」で、後に「佐々布本郷」の地名となった(116ソ)とし、116タ「此所(中本郷：服部)ニ神籬といふ旧地」があったという。

116ソで、この平野も「天平の頃ハ央も海なりけん」とするのは、氷室ケ坪が内陸に入り過ぎて「宍道郷」の中心部からはずれるのが都合悪いためであろう。そこで天平時代は佐々布平野の内陸まで海だったとし、佐々布本郷に「上駅屋中駅家下駅屋といふ所もあり」(1165丁ウ)として、『風土記』の宍道駅家も佐々布の中本郷にあったとしようとする。このほか、宍道氏は佐々布平野以外にも、宍道町場の116(6丁オ)中津(須)も、116(5丁オ)白石浜・117マ白石本郷も天平時代海だったとする。しかし、A論文地図(2)の考古学的遺跡の分布によってもそのようなことは言えない。

宍道氏の「本郷説」に対し、両大坪は113Bで「其辺本郷ト申唱候ヲ宍道ノ本郷ト名目シ」として、それが地名のすりかえであるとし、113H佐々布川を隔てた西側は『風土記』の「佐々布」に相当し、東側は宍道郷に相当するとする。両大坪は、113の附図(本論文の図(9))に私が矢印を附した、113Dの「朱印ノ一括」の範囲、即ち、大字宍道町村・大字白石が『風土記』宍道郷に相当するとしている。

宍道氏はこれに反論して、117テ「二百石ト一目ニ見渡ス」場所は佐々布本郷以外にないから、佐々布本郷こそが「宍道之本郷」にふさわしく、(宍道郷)本郷の地名は宍道氏が恣意的に「名目仕候」ものではないとする。この宍道氏の佐々布平野を宍道郷の中心とする考え方には、一面において賛成できるが、A論文での宍道郷家の比定地は宍道町場になるから、宍道町場を宍道氏が考慮外に置く点は賛成できない(A論

文36ペ行目)。一方、「宍道駅家」が今日の大字佐々布の範囲と一致することは現在証明されていないから、両大坪の宍道郷から大字佐々布を除外する考えに対しても、「里三」という規模と、「宍道駅」の比定地(大字佐々布字蔵敷。地図(2)11。A論文31ペ行目)とその名称の上から賛成できない。

佐々布本郷という地名は、他の地域の本郷と称する地名を参考にすれば、大字佐々布内での中心的な地域であることを意味するものと考えられるから、この本郷の地名を宍道郷全体の中心地だったことを示す証拠とすることはできない。結局、氷室ケ坪が佐々布(中)本郷に属するため、これを宍道社(宍道神社)旧社地、神籬坪、説の補強としようとしたのであろう。

(三) 神籬坪から大森神社への遷座、伝説

この問題について、116シにおいては、後の117ネのように遷座のあったことを具体的に記していない。即ち、大森大明神という社号はかつて宍道神社と称していたのを「大樹の茂りて雲井にそひへたる神地」であることにより世俗に大森と呼んだのであろうと推測し、式内社の来待神社と筑陽神社が大森大明神と呼ばれていることを式内宍道神社の証としようとしている。

この116シを直接批判したものか、それとも宍道氏が文書化せずに巷間で喧伝していた(113Aの「山崎ト申所」の「古形ノ仏蹟」と伝える「聊平坦ノ地」はそれに当たるか?) 言説を両大坪側が耳にして批判しているのかは定かではないが、113C「宍道神社ハ我大森明神ノ合殿ニ祭束候杯怪異ノ説申出」(傍点は服部)たのに驚愕したと言い、113Jで、大森明神合殿に祭られているなら古老の伝承があるうし、古氏が通り掛かりにも礼拝するはずであるのに、そのようなことは「八十ノ老人モ是迄不聞」と批判する。

これに対し、宍道氏は117ト「大森大明神之合殿ニ祭ル」のではなく、

「神籬ト申処」から大樹生い繁る「大森」の中に移した(117ネも同趣)から大森大明神と称するとしたのであって、「合殿ニ祭ル」は117ヤ「高津推量事ニ御座候」と反駁する。後に峰清も113イで「合殿ニ非ラズ」と父の意見と同じ注記をしている。

また、113Jの古氏人の礼拝や八十ノ老人も知らないという批判に対しては、117ヤ「古老之伝聞彼地ニおいて無之候とも」即ち、宍道町場の古老が知らなくとも佐々布の側では「実地古名等分明」であると反論する。しかし、この「実地古名」は右の佐々布平野が広いこと・「神籬坪」の地名のあることを指すものであるから、新たに文献史料や佐々布側の古老の伝承や習慣の反証を提示した上での反論ではないから、説得力に欠ける。結局「神籬坪」から現在の大森神社に遷座した根拠は、113、119には示されていないと言えらる。この「遷座伝説」は「神籬坪伝説」と一体の関係にあるものであるから、これも宍道家の造作と見なされる。「神籬坪伝説」造作の時期をB論文においては「江戸時代の末期か明治の初期」(104ペ下段3行目)とした。この元治元年の116タはその発生期の姿であって、神籬坪から大森神社への「遷座伝説」が明確になるのは、紹介した史料による限りでは、明治3年7月の117トネである。

この「遷座」をめぐる論争史料中に興味深い事柄が記されており、根拠不十分なことを多数述べているこれら社論文書の中においては、史実の可能性が大きいと思われるから、次に紹介することにする。

即ち、両大坪は宍道神社が大森神社に祀られているならば、113K「遷宮ノ節ハ幣頭立合神体動静相改候事ニテ必其主意可申出」筈であるのに「遠藤速記始高津親安頭佐幣頭役中ニハ同社遷宮相動候得共其儀不申出」(安頭佐は大坪章久。E論文26ペ参照)と批判している。この幣頭に関して注目される事柄(外部史料では私は目下の所未見である)が113Kに対する宍道氏の反論中に見られる。即ち、117ユ遷宮の際神体を改めることはしないし、全体この当時幣頭遠藤速記は「数々罪科之筋有之御吟味之上幣

頭役御取上」(117ヨ)になっていたという。これを裏付ける具体的な外部史料がないものか、島根県立図書館郷土史料係に問い合せたところ、「このことについては地元の古文書・古記録等を捜さないと判らないのではないかと思います。今のところ見つけることができません。」との回答であった(平成10(98)年8月22日附内田文恵氏)。そこで目下見ることができるC論文『大森神社棟簡雑記』・文書④『氷川神社棟札類写』・「佐陀社祭礼出勤并神子下会順番帳」(宍道鈴子氏蔵)から幕末頃の幣頭名を摘記すると、次の如くである。

- ① 文政6(1823)年3月3日大森大明神修葺棟札―遷宮安座幣頭 遠藤河内正藤原歳演(「棟簡雑記」28丁ウ)
 - ② 「天保十一(1840)辛丑八月ヨリ幣頭遠藤左内」(「順番帳」1丁オ)
 - ③ 嘉永6(1853)年3月3日佐々布村宇賀大明神修葺棟札―遷宮安座幣頭遠藤左内藤原貞利(「棟簡雑記」19丁ウ)
 - ④ 嘉永6(1853)年3月3日(佐々布村)宇賀神社遷宮行幸式―幣頭代遠藤遠江藤原春仲(「棟簡雑記」7丁オ)
 - ⑤ 安政2(1845)年9月13日客大明神修葺棟札―遷宮安座幣頭遠藤河内藤原歳重(「氷川神社棟札類写」)
 - ⑥ 文久元(1861)年9月28日熊野神社修葺棟札―遷宮安座幣頭大坪主馬平章久(「棟簡雑記」10丁ウ)
 - ⑦ 文久2(1862)年4月5日大森大明神修葺棟札―遷宮安座幣頭大坪主馬平章久(「棟簡雑記」29丁ウ)
- 右によると、⑤と⑥の間で幣頭が遠藤氏から大坪章久即ち阿頭佐に変わっている。そして、以後遠藤氏は幣頭に復活せず、章久以外には章久の養子高津(「棟簡雑記」9丁オ)、宍道峰清(同8丁ウ)が幣頭代として見える。
- 右の①③⑤の遠藤河内はE論文41により、遠藤速記と同一人物であることが判るから、速記が罪を得て幣頭を解任されたというのは事実であった可能性が大きいと考えられる。
- 私はE論文において、「後大坪が幣頭を勤めたことは事実ではあるが、

これは臨時のものであった」(17べ下段1行目、2行目。傍点の本引用に際し打つ)。「幕末に遠藤家に何らかの事情があって幣頭(代)を遠藤氏に代わって、一時的に勤めたことが純氏の『代々出雲国の神官幣頭として栄え』(4) たという訛伝(父母からの?)となったものと思われる。」(17べ下段27行目、18べ上段2行目。傍点の本引用に際し打つ)とした。しかし、これは臨時のものではなく、117ヨの如き事故があったため、後大坪家がその後任となったことになる。

後大坪家が数多い神職家の中から幣頭役を継いだのは、章久が佐陀神社と親密な関係にあったことが原因している可能性がある。即ち、章久の養子高津は佐陀神社権神主宇藤綱保の子であった(E論文6べ、30べ下段25行目)。そして、章久が幣頭となった管見に入る限りでの最も古い史料は右の⑥(文久元年)である。高津も遅くとも文久元年9月28日までは章久の養子となっていた(E論文31べ下段18行目)。

大森神社が宍道神社であるならば(大森神社に宍道(神)社が合祀されているならば)遷宮の際にその旨をなぜ発言しなかったのか、という両大坪側からの指摘に対し、その理由を宍道氏は117ラにおいて、幣頭遠藤速記も大坪安頭佐伴高津等は「旧弊主張」の佐陀神主親類同心の者で、一方宍道家は3郡半75人の社家外の者であるから、突然言い出しても却って新唱と咎められこそすれ、取り合って貰えないことは必定と考えたからである、と述べている。苦しい弁解とは思いますが、宍道家の感じていた当時の地元の神職界の雰囲気を感じられなくもない。

また、113L「宝暦ノ度」以降の社号書出帳にも大森大明神が宍道神社であるとは記していないではないか、という両大坪の指摘に対しては、宍道氏は117リにおいて、宝暦度の書出帳は今回の取り調べには効力はない「乍恐不及」(今回の取り調べは新たに上申を許されたものだから?)と答えている。これは、大森神社側に確たる文献的史料等を持っていないからではないか。113Mで両大坪は、宍道氏が「俄然トシテ此度無謂圖面等⁵編立」てたと批判するのに対し、宍道氏は117ル「古記地理古名旧名」を

調べたものと反論する。しかし、古記の具体名も引用文も示さない。E論文21元禄6(1693)年8月「佐田御社社頭」に提出した社号書出帳は、両大坪家の管掌社名のみを記したもので、宍道家のそれは記していない。また、現在見る限りでの峰清作成の文書中にも、元禄6年時の宍道家側の社号書出帳は転写されていない。

この21は、寺社奉行所番足立官蔵役所において「写之」したものであるから、元治元年頃から明治維新以前の間なら、足立官蔵役所において、幸雄も峰清も写す機会があった筈である。大森神社が宍道社・宍道神社であるという伝承や関係文書が地元⁵に本当に存在したならば、かような社論に対する熱心さからして、宍道氏はこれを裏附けるべく官蔵役所に赴くことを思いついたのではなからうか。

113N宍道神社は式内社だから「祈年御祭奠ニハ関係ノ御社ナルヲ数百年奉秘置」くことがあろうか、という一見もつともな批判(神仏習合時代を経ているであろうからそのような批判は必ずしも当たらないと思う)に対し、宍道氏は117レでは特に反論もせず、結局は具体的な証拠を示さずに「私ニおいて精ニ取調申上」げた結果であると言いつつ止まっている。

私はC論文において、現在の大森神社の立地と『大森神社棟簡雜記』の内容からこれが宍道社に該当しないこと、附近に寺院や、修験と係わりのある地名のあることから、「山嶽仏教か後の修験道もしくは中世要害山城主との係わりから生まれた神社ではなからうか。」(145べ上段23行目、25行目)と推測した。今回新たに宍道家側と両大坪家側の史料を批判検討した結果でも、C論文のこの私説を変更する必要はないと考えるに至った。棟札類から推測する限りでは、修験の可能性が大きいように感ずる。

注

(1) E論文においては、北ノ祇園社の水川神社への改称に際しての主導者であった

『魁首』(65)が両大坪なのか、それともいずれか一方なのか

は断定し難いが、維新後氷川神社は形式的には後大坪の管掌社となつたから、一方であれば高津を指している可能性の方が大きいかも知れない。(32ページ下段16行目、19行目)と推測した。

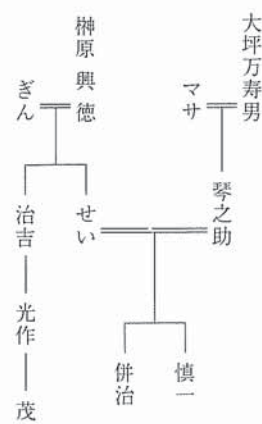
なお、E論文66では、峰清は東京の氷川神社を改称の参考にしたと推測しているが、前大坪家第16代目当主大坪併治氏は、埼玉県大宮の氷川神社を参考にした可能性があると次の如く述べられた。

(E論文74……服部) 蚕養国神社のことは、全く知りませんでした。私の父琴之助(二十代前半)がはるばる埼玉県まで出掛けていったのは、そうした気運に沿って、進歩した養蚕と絹織物の技術を習得し、新しい蚕養国神社の神主を勤めると共に、実際に養蚕や絹織物の指導(F論文195ページ上段11行目、下段5行目参照……服部)をしたいと思つた(父万寿男の意向か)のではないかと考えられます。そして、特に埼玉県を選んだのは、明治初期における祇園社より氷川神社への改称―「伝承 ししちの里」に「埼玉県の氷川神社よりとの説もあります。」とあるように、大宮市の氷川神社に学んだことが縁となつたのではありますまいか。私の母セイ(琴之助の妻……服部)の里の榊原家では、現当主茂は、国学院大学卒業後、十年間、大宮市の氷川神社で修業させていただきました。(平成10(’98)年6月29日 附大坪併治氏書翰)

F論文74棟札によれば、明治24(1891)年4月16日に蚕養国神社を勧請した中心者は後大坪の大坪高津であり、その時の同社の神主はその長男為千代であつたから、前大坪家は関与していない。従つて、大坪併治氏書翰の如く、前大坪の琴之助が養蚕国神社の神主を勤めたことがあつたか否かは、目下のところ判らない。

また、大坪併治氏は平成10年8月6日附書翰で、F論文178ページ上段「3 戸籍謄本による追加」の系図よりも詳細な琴之助妻方の系図

をお示し下さつた。F論文の補足として左記に紹介する。



『古代文化研究』6号論文
「前大坪家系図」補足
(平成10(’98)年8月6日
附大坪併治氏書翰)

(2) 大字佐々布内に宇山崎の字名がある(地図(2)(4)図(2)キ)。しかし、此処は地図(2)(4)図(2)子の字氷室ヶ坪の北北西約500m地点であるから、距離が離れ過ぎている。但し、図(2)によると、キ山崎の人家の南一帯の水田地帯にス「山崎輪」の地名を記している。そして、ス山崎輪の東南東にチ「ふもろヶ坪田」(氷室の出雲弁。宍道氏側が作製した本絵図にも「神籬坪」とは書いていない。)と記している。図(2)によると氷室ヶ坪は山崎に近いかのようにも見えるが、図(2)ではチふもろヶ坪のすぐ北にソ「足飼田」の小字があるから、ス山崎輪でなく、テ足飼輪に属していたように見える。実際、地図(4)によるとチ氷室ヶ坪のすぐ北にタ「上足飼」があり、タの北に接してセ「下足飼」の小字がある。

結局、両大坪が、神籬ヶ坪をス山崎輪にあるものと誤解して書いたか、あるいは、当時宍道氏の口頭での話では「山崎」となっており、これを両大坪が聞き伝えたのであろう。

(3) C論文147ページ下段収録の「明細帳」はこれより後に作成されたものではあるけれども、より詳しいので参照頂きたい。

(4) 『宍道町歴史史料集(地名篇)』巻末所収の小字名一覧によれば、大字佐々布内に「上駅屋・中駅家・下駅家」の字名はない。図(2)コ・サ「マイヤ」、地図(2)サ字「舞屋」地図(4)コ「下舞屋」・サ「舞屋」・シ「舞屋前」がある。図(2)では舞屋はマイヤと表記されている

るが、出雲弁のイはエ寄りで、ほとんどエに聞えるから、マエヤはマーヤと訛って、「駅家」を連想することも起り得る。宍道氏は宍道駅を『風土記』の佐雜埼からの距離によって大字佐々布内に求め、「舞屋」が、宍道本郷の「神籬坪」に近いことも優利であることから、この地名を駅家に附会し、宍道郷「本郷説」の傍証としようとしたのであろう。

最近でもこの地名に気付き、勝部昭氏は、「ひよつとすると駅うまや」という音に近い字名の「舞屋」は駅の名残りをあらわすものかとも思われます。」（『宍道町ふるさと文庫12古代の道・現代の道』14頁、宍道町教育委員会、平成9（'97）年、宍道町）とせられる。しかし、小字名の扱いについてはE論文（26頁上段、27頁上段）に述べた如く、慎重を要するから、単絡させるのは危険である（本論文第4章第2節、第5章第1節参照）。「舞屋」は、広い佐々布本郷の水田地帯のほぼ中央西端にあり、この平野を見渡す位置にあるから、この水田地帯（平野）の「前」にある家（屋）を地名起原とし、出雲弁のイ音とイ音の接近から、「舞」の字が宛られた可能性がある。

(5) この図面に相当する絵図は116にないから、別添えにしたのであろう。宍道鈴子氏蔵の文書中に、峰清作成の神社名称復称願に添附するために峰清が作成したと思われる絵図が各種ある。それらの絵図では、下端に『風土記』の里程を目盛として記し、その里程の上から宍道駅・宍道本郷・神籬坪の位置が佐々布本郷となることを示している。116に添附されていた図面も、恐らくこれに類した絵図であろう。

四 三崎神社説の論拠とその検討

両大坪は祇園両社即ち北ノ祇園社（後の水川神社）と中津ノ祇園社（後の三崎神社もしくは「宍道神社」〈第5章第2節〉）を明治3（1870）年7月まで共同で管掌していた。そのため、113・114においては後大坪家の大坪高

津とその分家前大坪家の大坪万寿男とが連名で三崎神社を宍道神社であると申立てていた。

113に「宍道神社棟簡ニハ三崎神社トモ書記有之」とするが、後述（第5章）の如く、『水川神社棟札類写』には「宍道神社」の棟札類はあるが、「三崎（神）社」の棟札類は見えない。宍道町在住木幡修介氏（同家は「久右衛門」を襲名する。八雲本陣当主）蔵の棟札（私が平成10（'98）年9月15日に拝見した時には5枚あった）のうちの1枚に「三崎神社式云宍道神社」（明治28（'95）年11月28日修覆）とある。しかし、これは当時論争があるために宍道神社を自称することができず、かつて自称したことがあるという三崎神社の名を仮に用いたものである。このほか、木幡家旧蔵（平成10（'98）年9月22日水川神社に移管）の文書②『両祇園社棟札写』（服部仮称。天正13年より文化3年までの12枚分。但し、天正13年と慶長15年の2枚分は欠脱）中にも、「宍道社」（2枚ないし3枚）の名は見えるが、「三崎（神）社」の名は見えない。三崎神社が明治40年に水川神社に合祀された際に142に例がある如く、本願の家（小豆澤与一（市）右衛門家）に棟札の実物が移管されたためであろうか（但し、「宍道神社」の御輿寄進札154は水川神社に現存）。

小豆澤与一右衛門家の現当主小豆澤良久氏（大正2（'13）年生）によると、「我家がかつて三崎神社の本願であったことは祖父勝良（安政3（'20）年生・昭和19（'44）年没）・父利之助（明治20（'87）年生・昭和40（'65）年没）から聞いていたが、棟札は我家には現存していない。ただ、我家は元は木幡家（八雲本陣）の東（地図①⑧）にあり、祖父の代に現在地（宍道町大字宍道「10番地。地図①⑧北北西向かい）に移ったから、それ以前にはあるいはあったかも知れない。」（平成10年（'98）年9月16日談話）と言われる。

結局、「三崎（神）社」の棟札は実物も写しも目下は確認することができないことになる。しかし、114Rには具体的に「慶長ノ棟札ニ三崎ト記シタル」・「三崎神社共慶長ノ頃棟札ニ書記」とある。また、116チに「天保三年栗原一貫述出雲国式内式外三百九十九社記宍道社（中略、服部）永

正年之棟札ハ御崎宝社ト載レリ」とする。しかし、栗原は宍道社を三崎神社でなく石宮大明神としているし、「宍道村ニアリ」と地名も誤っている。石宮大明神は現在の文献で見ると、今日まで神殿のない社であった（B論文99頁「石ノ宮神社の創祀」）から、栗原は間接的な資料で永正年の三崎宝社棟札がある旨を記した可能性が大きい。右の114Rの「慶長ノ頃」は若干曖昧で不安が残るが、三崎（神）社の棟札の存在を積極的に否定する史料も見ていないから、本研究では、一般的には中津祇園社の名で呼ばれた神社に対し、三崎神社の名称を便宜的に用いることとする。秦武男氏によると、「三崎神社の名称が用いられたのは一時的で、宍道神社の名称の方が用いられ、『宍道神社』名の板木は残っているが、三崎神社名の板木（印）はない。」という（平成9年（'97）年8月12日談話および平成10年8月24日消印書翰）。秦氏の言われる「一時的」に用いられたとは、以下に引用する121の「旧藩神社御取調ノ際隣村神官ヨリ社論ヲ発シ社号未タ定マラサルヲ以テ当今仮リニ三崎神社ト称」したことを指すものでろう。

(一) 三崎神社・水川神社の大字宍道・白石「総氏神」伝承

『八束郡誌本篇』水川神社の項に、「当社所蔵文書中宍道神社記と題する長篇あれど証徴とすべきものにあらざれば収録しなかつた。」²とある。両大坪側の「宍道神社記」に類似した題名で宍道家の文書中に見られるものは、明治3年7月の114「宍道由来記」のみである。恐らく、元治元年附の宍道氏の116「宍道神社記」に相当する両大坪側の提出文書が、『八束郡誌』に引、「長篇」に当たる可能性が大きい。しかし、この題名の文書は目下のところ両大坪家に存在しない、という。果して、『郡誌』のように全面的に退けるに価する内容であったのかどうかは判らない。結局、両大坪家の主張は目下のところは113¹¹⁴でしか知ることできないけれども、元治元年時の両大坪家の主張の一部が宍道氏の113¹¹⁴中に引かれている可能性もある。

113 DEによると、その附図（図9）の矢印「朱引ノ一括」即ち、現在の大字宍道・白石の区域（両大坪の言う宍道郷）全体の氏神であり、「氏子モ惣氏神ト唱来」（113 E）たという。私はA論文において、『八束郡誌』水川神社の項を引き、三崎神社が、「大字宍道及大字白石の氏神であった。」（傍点は服部原論文）ことを強調した。『郡誌』の当該箇所は、次の如くである。

明治四十年大字宍道及大字白石の氏神であつた三崎神社を合祀し、明治三年三月水川神社と改称し、明治五年正月村社に列せられ、大字宍道村大字宍道町の氏神となり明治四十年四月、神饌幣帛供進社に指定された。³

しかし、113 DEによると、宍道町村・白石村の神社のうち、佐為神社を除き、その他は全部祇園両社の末社で、氏子も両社を総氏神と呼んでいた、とある。文書⑤『明細帳』水川神社・三崎神社の項によると、両社とも「宍道町村白石村（宍道町村三百四十七戸白石村二百五十戸）ノ大産土神ニシテ祭典修繕費トモ課出仕来シ事棟札に明白ナリ」とある。『明細帳』の両社の項の全文を次の120に紹介する。本文中のへは峰清の加筆である。なお、121はE論文69の『明細帳』の「由緒」の項とほぼ同文である（69では私が省略した部分がある）。

120 高根県管下出雲国意宇郡宍道村字龍臥山

村社 水川神社

一 祭神 建早須佐之男命 櫛稲田姫命 天忍穗耳命 天穗日命 天津日子根命 活津日子根命 熊野久須毘命 多紀理毘売命 市杵島媛命 多岐都比売命

一 由緒 旧伝ニ貞観十八年丙午十月勸請ノ社ニシテ則京都祇園社ト称ス（明治二年三月水川神社ト改ム）本国旧領主佐々木氏堀尾氏京極氏松平氏世々祭典料ヲ寄附シ祈願ノ社トス宍道町村白石村（宍道町村三百四十七戸白石村二百五十戸）ノ大産土神ニシテ祭典修繕費トモ課出仕来リシ事棟札ニ顕然タリ然ルニ明治五年申正月宍道町村ノ村社ニ列セラル

一本殿 桁七尺 梁二間一尺一寸
一 拝殿 三間半 梁二間

一 門 桁一間五寸 梁二間四尺五寸
一 境内 五百九拾坪 官有地第一種

境内神社一社 天満宮
祭神 道実公

由緒 不詳
本殿 桁二尺 梁二尺二寸
一 氏子 三百四十七戸

一 島根県庁迄四里二十七丁

121 島根県管下出雲国意宇郡宍道村字猪道山
〔明細帳〕へ氷川神社(30丁オウ)
〔丙トス〕 三崎神社

一 祭神 大己貴命
一 由緒 当社ハ式内宍道神社ニテ上代ヨリヘ上代ニ非ラス宍道由来記ニヨレ
バ白石浜ヨリ五丁南入左手ノ山ヨリ移ストセリ 当村ニ鎮座ス社地追々沿
革アリシカ中昔龍伏山ヨリ今ノ社地三崎又ハ猪道山トモ云フ地ニ
移シ奉ル故ニ三崎神社ノ稱一時記載スト雖モ元録年間ヨリ社号
旧ニ復シ引統棟札ハ宍道神社ノ稱顯然タリ宍道町村白石村(宍
道町村三百四十七戸白石村二百五十戸)ノ大産土神ニシテ祭典修繕
費トモ課出仕来シ事棟札ニ明白ナリ然ルニ旧藩神社御取調ノ際
隣村神官ヨリ社論ヲ発シ社号未タ定マラサルヲ以テ当今仮リニ三
崎神社ト称ス

一本殿 桁一間 梁五尺八寸
一 境内 四百坪 官有地第一種
一 信徒 千四百人

一 島根県庁迄四里三十二丁二十間

〔以上(社寺明細帳ト云フ諸役所ノ原簿是也)〕
〔明細帳〕へ三崎神社(35丁オウ)

秦武男氷川神社欄宜によると、
122 この白石村と云うのが、現在の白石であるかは判明しませんが
(恐らく今日の大字白石に相当すると思う。…服部)、明治以前は神社
の氏子数ははっきりしておらず、神職の奉仕している神社の氏子数
を言っており、三崎神社氷川神社も同数に書いてあります。従って、
宍道町村・白石村の総氏子の数を書いてあると思います。(平成10
年7月30日消印葉書)

とせられる。
右の「明細帳」の氏子(信徒)の項には「三百四十七戸」(氷川神社)
「千四百人」(三崎神社)とあるのは、大字宍道町・村の範囲とみなされ
る。これは、各村の諸社の社格が明治初期に定められた後の戸数・氏
子数を示すのであろう。

右によると、私がA論文に引用した、三崎神社が大字宍道と大字白石
の氏神であった、という「八束郡誌」の記は「社寺明細帳」に基づい
ている可能性が大きい。問題の「総氏神」(大産土神)は、1120121を知
るまでは三崎神社について言うものと解していたが、今回120121によっ
て、祇園両社のそれであることが判った。120「棟札ニ顯然タリ」とする
ことから見れば、祇園両社の維持に大字白石も係わっていたのである
う。木幡修介氏旧蔵の文書②「両祇園社棟札写」は、慶長9年の棟札
を除くその他は銘文の主要な箇所(主に本願名)を摘記したものである
ため氏子の範囲を知るための参考にならないから、木幡修介氏蔵の5
枚の実物の棟札の記載を見ると、氷川神社即ち北ノ祇園社の氏子は次の
如くである。

①慶長9(1604)年・御勸進衆12名のほかは「惣地下中 惣町中」と
記す。

②天保3(1832)年・御本願町之年寄衆目代6名、庄屋2名のほか「並
五ヶ村中」と記す。

③文化3(1806)年・宍道町村の者30名のほか「白石五箇村」の庄屋
年寄ほか34名を記す。

④明治16(1883)年・宍道町村の者(のみ、かどうかは判断がつかない)36
名ほか「惣氏子中」と記す。

三崎神社は、

⑤明治28(1895)年・宍道町村の者(のみ、かどうかは判断がつかない)48
名ほか「総氏子中」と記す。

これによると、①④⑤は判断できないが、②③は今の大字白石の村人が少なくとも北ノ祇園社の維持に係わっていたことを示す。従って、右の『明細帳』水川神社・三崎神社の項の「大産土神ニシテ祭典修繕費トモ課出仕来シ事棟札ニ明白ナリ」とある「棟札」に、少なくとも②③は該当する。

113 E「白石五ヶ免(大字白石内の金山・坂口・才谷・下倉・白石本郷の地区を指す……服部)ノ神社モ佐為神社ヲ除キ余ハ宍道神社(三崎神社を指す……服部)水川神社両社ノ末社列ニ成り来ル事官帳ニテ窺見」ることができるとする。「官帳」とは、E論文21の「祇園両社末社式拾一、社内高宮大明神王子権現御内大明神……」と記す元禄6(1699)年8月の「社号書出帳」を指すものと思われる。

秦武男氏は「祇園両社の末社は21社もなかった。」と言われるが、これは境内末社のことではなく、祇園両社を祀る両大坪の管掌地域内にある神社の総てを指しているものと解される。即ち、「式拾一社」中の「内」として記した高宮大明神は、現在の大字白石の通称下白石(白石灘)地区の高宮神社、王子権現は明治39(1906)年10月25日附で大森神社に合祀されるまで坂口地区にあった(『明細帳』坂口神社)17ウ、18ウ)坂口神社、御内大明神は下倉地区にある身武智神社を指すからである。

113 Eが「佐為神社ヲ除キ」としたのは、右の「社号書出帳」の六所大明神(即ち、明治維新後の佐為神社)は元禄6年当時は後大坪家の大坪主殿が社司であったが、それ以前はE論文2べ所載「中興神主内記正久御影」に記された「佐為前神主石原淡路守」が社司であったためである。峰清はこの石原淡路守について、

123 元禄年度狭井谷ノ神人アリ石原淡路湯座宿祢アリ故アリテ猿曳ト

ナリ在地ヲ脱ス后桶縫郡鹿園寺村六所ニ住居スル神職是也 按スル
二六所ノ湯座ノ姓ハ朝廷ノ産婆ノ家を湯座ト云フ野々口隆正ノ直話
ナリ

〔明細帳』佐為神社(21丁オ)

と記し、幸雄も

117ノ 六所大明神

大坪高津

右佐為神社 高守神社 二所大明神トモ唱候由往古ハ石原淡路ト申神職アリ此神職当時桶縫郡鹿園寺村之神職ニ相成居申候

と記している。故あって才谷を出てから、代りに後大坪家が六所大明神(維新後の佐為神社。論社あり。『式内社調査報告』第20巻91べ、93べ)の社司となつたのが、123「元禄年度」であることからすると、時代的に見て第7代目大坪主殿(E論文20べ)の時であった可能性が最も大きい。

以上、113 Eの佐為神社を除く白石五ヶ免の諸社と宍道町村の諸社について、E論文21元禄6年8月当時祇園両社の「末社」と両大坪が考えていたことからすると、113の明治2(1696)年当時も、三崎神社・水川神社即ち両祇園社を宍道町村・白石村の「惣氏神」と神職や地元の(一定の)人々が理解していたのは事実であった可能性が大きい。⁴⁾

この「惣氏神」に対する宍道家の反論は、117又117ヒである。両者は類似した内容である。幸雄は117ヒを前に送り、117又としたものと思われる。

117又 佐為社ヲ除キ余ハ宍道神社水川神社両社之末社(又氏子モ惣氏神ト唱来事ヲ聞ス白石五ヶ免ノ者共唱来候ハ祇園祭ヲ容躰祭ト唱ヘ又(氏子脱カ……服部)ヲ容躰氏子ト唱ヘ聞伝聞仕候)ナリト申訳無之)

『八束郡誌』によると、水川神社の祇園祭(明治の神社合併以前は三崎神社と共同の祭りであった)の別名を「蓮華祭り」と呼ぶが、「容体祭」の別名は記していない。秦忠男(宮司・武男)欄宜も、「れんげ祭り」とも言うけれども、「容体祭」の名は現在残っておらず、その呼び名を知る者は誰もいない。(平成10年(98)年7月30日消印葉書)と言われる。

秦家は、水川神社を祀っていた後大坪家が、大正5(16)年7月に転出

した後、大正7年に後大坪家の宅に入り神職を継いだ家であるから、明治初期の「容体祭」の名称を知らないという可能性もある。⁽⁸⁾ 目下のところは「容体祭」の実在を示す他の文書を見ていないため、確認できない。容体氏子の語義は良く判らぬが、文脈から察すると、宍道氏は、大字白石の住民が祇園祭に参加する時だけの形式的な氏子である、と言おうとしているかのようである。

峰清は容体氏子の語を用いていないが、「惣氏神」伝承を批判し、115サで「是ハ旧白石宍道ノ町村ハ祇園二社ノ両神職カ受持地」であることを指しており、祇園両社を「宝永年度（現大字宍道・大字白石の……服部）総社ニナサントセシモ」果せなかつた。白石五ヶ免の各地域にはそれぞれ氏神を持っていた（117ハには「以上ハ七ヶ所氏神ト唱（小氏神ノ末社ノト）申候（事無御座候）」とあり、一旦は氏神があつたと記し、幸雄がこれをへで訂正している）から、その伝統に基づき「維新ノ際旧白石村五箇免ノ各五箇所ニ郷村ノ有格五社ヲ立テ」た。その時「三崎神社ハ雑社トナ」つたのだから、三崎神社が大字白石の「惣氏神」（113E）であつた筈はないと言ふ。

一方述べた如く、大正15（26）年の『八束郡誌』は「大字宍道及大字白石の氏神」とし、『明細帳』にも121「宍道町村白石村ノ大産土神」とある。『八束郡誌』は既述の如く『明細帳』に拠つた可能性が大きいから、『明細帳』（この当時の三崎神社は後大坪1家で管掌していたから、大坪高津の執筆であろう。へE論文68 69参照）の記載のみを根拠とするのは不安である。それに、右（34べ下段25行目）の木幡修介氏蔵の5枚の棟札のうち②③によれば「総氏神」が裏附けられる如くである。しかし、目下見ることのできる氷川神社（北ノ祇園社）最古の①（慶長9年）には「惣地下中」とあつて、これに白石五ヶ免を含んでいるか否かは確定的でない。『八束郡誌』の紹介する氷川神社最古の棟札「天正十三年大檀那宍道政慶の祇園社修覆棟札」は木幡久右衛門家に現在のところ見当たらないといひ（平成10へ98）年9月15日当代修介氏談話）、その写しも文書②「両祇園社棟札写」から欠脱している。従つて、只今現認できる氷川神社

最古の棟札は①の慶長9年棟札となる。この実物は全体が黒く変色し相当の部分が判読できず、且つ下端の一部が損傷している。そのため、平成10（98）年9月16日島根県埋蔵文化財調査センターにおいて深田浩氏と中村陵子氏のご協力により赤外線テレビで判読を試みたが、全部を読むことはできなかった。幸いにしてその後木幡家において見出した文書②により、映像に出ない字が9字・棟札の損傷により消滅していた字が4字あることが判つた。

文書②は、文化3（1888）年後大坪家（後代宮家）で写した（棟札の実物から直接写したものか否かは断定できない。124a「遷宮導師岩屋寺」の箇所の注記に「此所本棟札写、姓不知」とあるから、実物の写しからの転写である可能性がある。しかし、写しの注記を除けば、赤外線テレビで判読した限りにおいては、実物の棟札の字とほとんどが一致しているように見える）ものだから、次の124aに慶長9年棟札写しの全文を翻字することにする。棟札の実物に照らし写し違ひと思われる箇所には（ ）を附して補う。へは注記である。

124 a へ文化三丙子二月廿八日後代宮家ヨリ写し参候分
 へ二枚目棟札慶長九辰年分

向坂作左衛門 尉*

御地頭堀尾帯刀左衛門同息三助同頼母様御代官

軽武才兵衛尉

雲州意宇郡宍道郷祇園建立慶長九年甲辰棟上同遷宮導師岩屋寺※

〔此所本棟札写姓不知〕

神主大坪外記太夫番近持田木右衛門尉鍛治文殊四郎◎

小代与四郎 木幡久次郎

*御勸進衆堀江彦作 山崎久五郎 へシヨウシレストアリ

小棟与十郎 三浦平三 惣地下中

文四郎 惣町中

小代孫四郎

※

長谷川助太郎

有間六良左衛門

伊田宗右衛門

◎本願堀江藤兵衛尉御勸進

山田藏殿

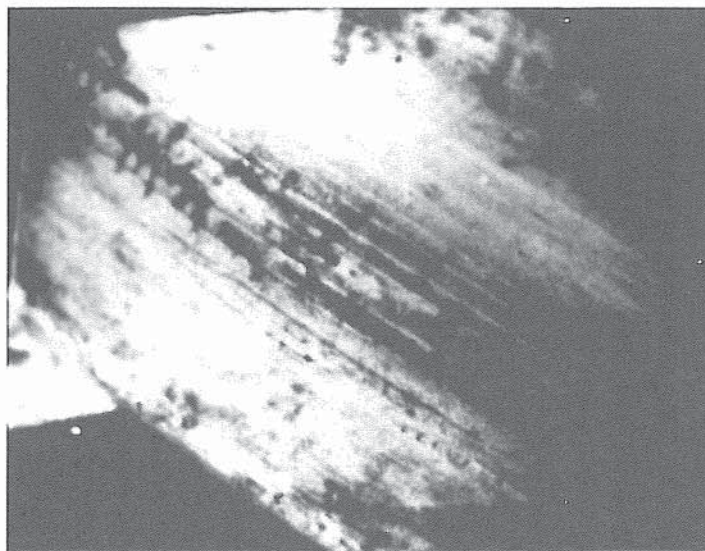
(元のママ)

大塚虎太郎

右の棟札により、E論文の段階では確実な外部史料により裏付けることのできなかつた後大坪家初代大坪外記大夫（E論文16ペ下段）の实在が裏付けられた。写真は赤外線テレビに映った「神主大坪外記大夫」の文字である。また、御勸進衆の一人木幡久次郎は、木幡修介家の先祖である。『八東郡誌』（総説・町村誌編）所収「宍道村木幡家系図」は「二世嫡男久次郎」の下に、「宍道祇園社慶長九年棟札に久次郎と有り。」とされている。棟札の木幡久次郎の文字は赤外線テレビでは全く判読できなかった。文書②の表紙には「慶長九辰棟札ニ木幡久治郎ト云名ウスノトヘリニアリ本家二代久右衛門」と注記しているから、早くから消えかかっていたことが判る。また、この棟札には木幡家より古い有力者小豆澤（与一右衛門）家の名の見えないことが注目される。小豆澤家は別の神社（例えば後の「宍道社」）に係わっていたためであろうか。

ともかく、右の「惣地下中」とある「地下」が白石五ヶ免（面）を含むものか「宍道町村」の村部（宍道町場を除いた地域）のみを指すかは断言し難い。しかし、「惣地下」と「惣町」という記載から見て後者の可能性の方が大きいと思う。

結局、私も峰清が考えたように、大字宍道と大字白石が両大坪の受け持ち地区で、その中で祇園両社（そのうち北ノ祇園社は佐々木氏以来松平氏まで権力者の庇護を受けた）が最も崇敬されていたことから、（後に）両大坪にも白石村の氏子達にも「総氏神」という認識が生まれ（白石村住民も維持に参加した）のではないかと目下は考える。E論文21の「末社式拾一社」は元禄6年当時の崇敬の厚さを示すものではなからうか。氷川



木幡修介氏藏慶長9年祇園社（現氷川神社）棟札銘文（部分）。赤外線テレビカメラにより、「神主大坪外記大夫」と辛うじて判読できる。後大坪家初代神職と伝える（E論文16ペ）同人の实在を裏付ける目下管見に入った唯一の史料。平成10（'98）年9月16日島根県埋蔵文化財調査センター協力。

神社は今日でも宍道町において最も信仰を集めており、れんげ祭り（祇園祭）の際には町内にお旅所を設け、町部の大通り（巾7・8m）に繩を総巻きにした飯の大鳥居（特に名称はない。高さ3間位はある……秦武男氏）が2基（1基は二区〔北津〕内の旧国道9号線〔往還道〕上地図(1)6に、1基は五区〔原津〕の小学校前の旧国道上地図(1)13に）建てられて独特の雰囲気を感じ上り、神威を感じさせる（平成10（'98）年7月29日現認）。両大坪の言う「総氏神」・「大産土神」は、（後の）（両）祇園社に対する崇敬の篤さから生まれた可能性があるから、必ずしも式内社宍道神社に起源するものであるとは目下のところは断定できないと思う。秦武男氏は21の「末社」および「総氏神」について、

124 b 大字白石の神社が佐為神社を除き「宍道神社」（三崎神社……服部）・氷川神社の末社であったこと、また、大字白石の人々が「総氏神」と呼んだことを記した文書は当社にはありません。明治の頃大坪神官が奉仕した神社の氏子の（総……服部）数等を指しているのではないのでしょうか。また、末社については兼務社のことではないのでしょうか。

今現在にははっきり本務社・兼務社の区別はしていません。また、氏子数についてもその地区の方の氏子数で、両神社を信仰している場合、一方の神社は宗教者として扱っています。しかし、明治以前は明確な氏子数ではないと思います。（平成10（'98）年8月10日附消印葉書。傍点は服部）

と言われる。

以上により、私はA論文において『八東郡誌』の「大字宍道及大字白石の氏神であった」ことを三崎神社説の傍証の一つとしようとしたのであったが、これは必ずしも決定的な根拠とはならないと考えるに至った。¹⁰

(二) 三崎神社社名「三津ノ崎」語源「説」

113 一に「三津ノ崎ハ皆人氏人ナルヲ以宍道神社棟簡ニハ三崎神社トモ書記有之」とあり、三崎神社の語源は「三津ノ崎」にあるとしている。「三津ノ崎」とは、両大坪によると¹¹³の附図（図(9)(00矢印）に描かれた如く、宍道町場に「北津」・中津・西津」と三つの津の附く地名があるといい、その南東約200m・300mの山の先端部（山の崎）の上に三崎神社旧社地（地図(1)(2)3）があった（A論文62ページ写真(2)）。この「三津ノ崎」にある神社だから「三崎神社」と称したとするのである。

これは近世国字にありがちないささか迂遠な言語遊戯的語源説と感じられる。『宍道町歴史史料集（地名編）』⁽¹⁾によれば、「三津」の小字名はなく、また通称地名でも私は知らない。¹¹³一は「北津」・中津・西津」から唐突に「三津ノ崎ハ」と言い、また、¹¹⁴Rも「北津中津西津ト三筋に合（分岐）」とするのみで、「三津ノ崎」という地名なり通称地名が当時実在し、それが一般に用いられていたことを積極的には明示していない。つまり、両大坪による造語的印象を受ける。

一体に、両大坪の挙げる「津」の附く地名には疑問がある。即ち、「明治8年・9年作成と推定」（解説）される「出雲国意宇郡第十四区宍道村絵図」図(4)には、図(9)の「官道」即ち江戸時代の山陰道（往還道）沿いの山側と湖側に当たる場所にR北津、北津の右（南西）隣にS中津と記している。そして、図(9)の「佐為谷堤ヨリ出ル川」と記す小川の右（南西）側に当たる場所に丁原、原の湖側にU原灘と記している。

『宍道町歴史史料集（地名編）』の地図(3)では、同じ地域を「ア北津上手側・イ北津灘側」、「ウ中津上手側・エ中津灘側・14中津灘」、「オ原上手側・カ原灘側」、U原灘と記している。北津・中津・原を『史料集』の小字名は、山陰道を挟んで上手側と灘側とに細分化している。

従って、両大坪の言う「西津」の地名は明治初期の右の文献では裏附けることはできない。この「三津ノ崎」説を宍道氏は強く批判して、¹¹⁷へ「西津中津北津 右之件是迄宍道町名ニ聞及ハス」とし、実際は「西

方を原といひ中央を中津といひ北方を北とのみ申し、三津は「三崎之二字」を説明するために両大坪の作った「妄語」であると言う。また、117ムでも、「真中ハ往古ヨリ中津と申候二事寄せ」北津・西津の地名を作り「古き三崎社之証拠之棟札」を説明しようとしたもの、即ち宍道神社を三崎社と同社としようとした目的によるものであると批判する。峰清も115ク「北津中津西津ノ字世人ノ知ラザル独称ナルベシ即チ由来記(114?)」が初見であるとする。

右によれば確かに西津の地名は当時なかったものと推察される。では、北津はいかゞであろうか。北津は図(4)と『史料集』の小字名地図(3)に見えるが、これらの製作されたのは明治初期(中期?)である。図(4)には北祇園社をJ氷川神社と記し、同じ地図の図(7)には三崎神社を両大坪の主張通り、3「宍道神社」と記している。また、図(6)J氷川神社の社地を「字竜臥山」としている。この竜臥山の地名も宍道氏は「新唱」と批判して、117ホ「中古ハ祇園山今新ニ竜臥山といひ始む」(但し抹消:服部「祇園山を竜臥山と何之比ヨリ唱始め」としている。しかし、『雲陽誌』祇園社の項に「山を竜臥といふ」とあるから新唱ではない。しかし、この地名は一般には知られず「祇園山」の通称で知られていたため、宍道氏の如き意見が出たのであろう。この「字竜臥山」も両大坪の知識によって小字名となった可能性がある。

北津の地名が明治以前からあったかどうかを見るために、祇園両社の区別名称を宍道家の文書から抜き出すと、次の如くである(E論文20ページ上段21行目、25行目)。

○北ノ祇園・北祇園社・北ノ祇園サン・北ノ宮

○中津ノ祇園・中津祇園社・仲須ノ祇園サン・中須宮・中津祇園

右によれば、「北津」の附く用例はない。これらは同じ宍道家の諸文書中のものであるが、明治3(1868)年から明治36(1903)年の間の時代を隔てた文書中の用例であるから、「北津」は実際には「北とのみ申」(117へ)したとする見解を固持するために、あえて「北津」の用例を意図的に排除した可能性はほとんどないと思う。秦武男氏によると、現

在でも氷川神社を「北ノ宮さん」と呼んでいる(D論文2ページ図(2)7の「氷川神社参道」を北ノ宮馬場と今も呼ぶ)。

従って、「明治8年〜9年作成と推定」(解説)される図(4)に記されたR北津の地名は、明治初年小字命名時の作業者が(字竜臥山と共に?)両大坪の影響力によって命名し、それが今日に至っている可能性が大きい。さしたる根拠もなく命名された地名が一人歩きし、現実化することはありがちなことである。現に秦武男氏は、本章注(5)にも一部を紹介したように、

125 明治頃は一区二区が北津、三区四区が仲津、五区が原津でした。運動会はこの地区に別れて競技します。現在は六区は原津に入り、昭和区は昭和四十年代に出来た地区です。(平成10(1998)年7月30日 附消印葉書。傍点・圏点は服部)

とせられる。ここでは、「北津」のほかに、両大坪が作った可能性の大きい、西津に相当する図(4)T「原」の地を「原津」と呼んでおられる。原津は、北津・中津の連想から生まれたものと考えられる。

大字宍道在住の福田幸市氏(昭和8(1933)年生)は、A論文調査時(平成元(1989)年夏)における出雲方言による発音についての質問に対して「字原上手側」(地図(3)オ)と答えられたのであったが、現在では「原上手側」という地名はありません。原津上手側と言います」と答えられた。そしてさらに字原灘側(地図(3)カ)について、「原灘は原津灘の略称と思います。北津灘側を略して北灘と呼ぶことがありますから。」(平成10(1998)年12月5日談話)と言われた。また、大字白石在住の森山博正氏(昭和18(1943)年生)も「原という地名はありません。原津です。」と言われた(平成10(1998)年11月28日談話)。かように、「元は「原」であった字名が北津・中津に引かれて原津と呼ばれるようになり、今日ではそちらがむしろ支配的になって来ているようである。

こうした個人の意図により生まれたり、半ば無意識的な連想により生まれた地名が一旦地図に記載されると、実際に現実の地名として流布定着し、さらに時が経てば長い歴史のある地名であるかのように受け

止められて行くことは起りがちなことである。例えば、宍道（池田）家が幕末に造作したと考えられる女夫岩猪像石¹¹、説¹²（B論文69ペ下段、73ペ上段）により生まれた（明治初年？）と推測される小字「宍道」が明治35（02）年発行の陸地測量部5万分の1地図にも「猪岩」と記入され、昭和23（48）年発行版まで続いている¹²。個人の力により生まれた地名が後に一人歩き（即ち意識的・無意識的へ拡大）再生産¹³することは、地名に止まらず、伝説などにも起りがちなことで、ある意味では伝説の一つの特徴とも言える¹³。

以上により、114ウに峰清が「北〇中津ノ称アリ北津西津ハ今度新唱」と注記しているのは妥当で、両大坪が棟札に「三崎」とあるのを説明するため、既にあつた中津をヒントにして造作した地名と見なされる。従つて、「三津ノ崎」は宍道神社の別名を三崎社とする説明の根拠にはならない。両大坪は中津の津を宍道に船着場（D論文図(6)には大正元（12）年頃の船着場が描かれている）のあつたことから港と解し、「三崎」と結びつけたものと思われるが、これを117メは「山之岬を津之三崎と言例もなき説ヲ作候」と批判している。宍道氏の批判は概ね妥当と思うけれども、117ム¹⁴の批判の中に「只今宍道町ハ天平年中比ハ海ニ而」・「古き証摺ニハ不相成地ニ御座候」とする考えには、A論文（48ペ、50ペ）の考古学的資料から賛成できない（「宍道町の市街地は昔へ歴史時代を意識している」は海だった。」という考えは現在の宍道町民の中にも見受けられる。→D論文25ペ下段7行目）。

(三) 三崎神社社号に関する私見

峰清は115クにおいて、三崎神社名は「公文上三」「曾テナシ」とし、「宝永三年社号書出根帳」にもないから、棟札は私にこしらえたものと断じている。しかし、右に述べた如くそこまで断定することもできないと思われる。

宍道氏はこの三崎の社号を解釈して、117モにおいて、祇園社附近に「三ツ之狐」が住んでいたとし、そこから稲荷の「狐之御前ニ可有」と推測している。この「御前」¹⁵、説¹⁶は高橋義武・幸雄・峰清のうちの誰によるものかは判らないが、峰清は後年これに固執していたようで、その傍証となる事例（言い伝え）を126に記録している。117モは稲荷の民間信仰にまつわる若干異様な雰囲気を記しているが、126は117モに言及されている「森之稲荷」即ち道守稲荷神社（地図(1)図(6)③P。E論文11参照）の『明細帳・遺考』である。宍道家が稲荷社を勧請していなかった（『大森神社棟簡雑記』）ためか、峰清の性格によるものか、峰清は稲荷信仰を迷信視し好意的に書いていない。記された内容がどこまで事実かは明確でないが、今日でも稲荷信仰にはこの記載内容にも通ずるある種の熱情的気分の伴う例を見るし、長州征伐当時の城山稲荷信仰の興味深い記載もあるから、本節の扱う「御前」（ゴシック体とする）の事例以外の部分を含め紹介する。へ内は峰清の加筆である。

126 鳥根県管下出雲国意宇郡宍道村字森

（按スルニ道守トハ宍道守ト云フ意ナランヤ）道守稲荷神社

（中略、服部）

（野狐是ヲ御前（狐の向き合う絵を省略。……服部）祈禱者カ野狐ニ托シ

テ先言スルヲ再ヒ祈禱者カ自言ニアラズト空言ヲナスノ淫祠ノ起リ

是ナリ 前ミヅノミヤ先ミヅノミヤハ大先達ノ意ナリ（神）（狐）（人）

（中略、服部）

一信徒三百四拾七人

一鳥根県庁迄四里二十九丁

以上（社寺明細帳¹⁷）

遺考

宝永三年雲陽誌ニ稲荷トノミアリ全誌客明神トアリ（客明神は道守稲荷とは別の社。地図(2)8・図(2)8……服部）

稲荷神社ハ元祇園ノ御前ナリト云フ

神事神輿ノ前途ニ白狐稲荷ヲ出スト云フ事各所ニアリ世人是ヲ御前様

ト云フ出雲郡久木郷四ヶ村総社福富八幡宮ノ御幸御前様ヲ前途ニ立ツル旧例アリ此御幸ハ余程ニシテ神職ヲ遠藤土佐ト云フ一新以前迄調式アリ雲州有名御当式ニシテ当代ナルモノハ多久正忠ノ格式ヲ以一万石ノ武莊ヲナシ乗馬鷹師大鳥毛弓鉄砲行列供奉セリ

(この箇所にはE論文51が入る。……服部) 峰清元治元年甲子歳故アリ林村隱居浦下郡宇右エ門ト云フ者アリ 下郡ハ民間ニ於頗ル重役ニシ訟断獄ノ権アリ一郡ノ政一握ス 常ニ稻荷ヲ信スル事狂者ノ如シ終ニ国造千家ヘ依頼該社中ノ列トナリ衣冠ヲ着セリ 稻荷社鎮守ノ新社新立セリ

峰清此人ト都度交話セリ 本年四月 宇右エ門案内ニシテ稻荷社(宇右エ門の鎮守を指すか。……服部)ニ詣フデル井垣ノ内ニ白砂ヲ敷ケリ砂上ニ兩跡カ野鼠ノ跡カ聊カ審目ノ乱レタルヲミテ宇右エ門云フハ御城内ノ新左衛門稻荷野狐様(現在松江城内に祀られている城山稻荷のことであろう。……服部)ノ御跡ト云フ自ラ拍手ヲウチ昨日モ再度御城内ヨリ 松江城 此御稻荷様ニ御相談ニ御越被遊タルト云フ当時長州征伐幕府ノ勢諸侯出雲ニ入ル宇右エ門云フ日々御家老様ヨリ稻荷様ヘ御伺アリ其為メ御饌ヲ献セラレタリ是ハ大橋茂右エ門サマ事筑後様

是ハ稲田九郎兵衛様是ハ朝日千助サマ是ハ柳田三谷神谷其他御中老御側御用人サマノ御寄附ト本殿通殿拜殿高机ソレノ名紙ヲ以ス加フル郡中庄屋年寄二百人それノ供品寄附セリ実ニテン風狂乱といふべし悪ムベキハ稻荷といふ狐等其根ヲ以人狐トナリ大奸曲策トナリ人稻荷ヲ以人ノ陪従スル狐アルト云フ死会ハ却テ人トシ狐ヲ表シテ大切ノ人材ヲ其根悪計ヲ以迷惑ヲナサシムルモノナリ神職ノ輩第一ニ迷心アルヘカラス元人狐ハ神職社会修験僧等カナス所業ナリト云フ云々

(「明細帳・遺考」へ六道稻荷庚申兩社)41丁オ、42丁ウ)

しかしながら、『明細帳』その他六道家の文書中で祇園兩社のうちの一方(即ち三崎神社・六道神社)が稻荷を祀っているという記載は目下のところ見ていないし、『雲陽誌』(簡略な記述ではあるが)にも稻荷社は右の森の稻荷(道守稻荷)社のみが記されている。117モの稻荷信仰の盛り上りは「去冬」即ち明治2(1869)年以後であるから、直接には結びつ

かない。また、その当時話題になった「御前」をヒントに「慶長ノ」・「慶長ノ頃」(114R)の棟札の「三崎」を解釈するには不安を覚える。私見としては、祇園兩社の御輿と係わる通称から生まれた社号と目下のところ考えている。即ち、祇園祭り(れんげ祭り)にはかつて2基の御輿が町内を巡行した。2基は兩社のものである。即ち、

116 六月十三日十四日十五日大祭ニ祇園と三崎の兩社の御輿を双へて、町中行幸スそれを練供養といふ当時此名たへたり(傍

点は服部)とある。秦武男氏によると、

127 御神輿は現在二基ありますが、現在は夏祭に一基のみ神幸します。

氷川神社と三崎神社から両方神幸したのは明治末期までで、多分合祀してからは一基になったのではないのでしょうか。(平成10(98)年5月12日消印葉書)

後述(第5章第2節)の如く、『氷川神社棟札類写』には、元禄3(1690)年の「六道神社」(即ち後の三崎神社)名の御輿寄進札および天保6(1835)年と万延元(1860)年の祇園社(即ち氷川神社)名の御輿修覆札がある。

三崎神社を合祀してから、神幸の御輿が1基となったのであるから、神幸しなくなったのは「六道神社」(即ち中津祇園社・三崎神社)の御輿となる。この2基の御輿のうち先を進んだのが中津祇園社で、そのことから、中津祇園社を「御前(先)さん」の通称で呼び、「三崎社」の宛字がなされたのではなからうか。峰清は126において、道守稻荷社を「稻荷神社ハ元祇園ノ御前ナリト云フ」(傍点部は服部)とするが、少なくともE論文11の稻荷社創祀の棟札記を初めとする同社の棟札には祇園社の「御前」であることを示す記載はない。

(四) 白石村(?)からの遷座、伝説

紹介した史料の中に標記の「伝説」が記されている。管見に入ったところでは、113G(明治2年12月)がその初見である。即ち、113Fで栗原新左

エ門の先祖が自己の持山を寄附して現在地に¹¹³G「竜臥山」(即ち、氷川神社の社山)から「移シ奉」(¹¹³F)ったとし、さらに¹¹³G「竜臥山ヨリ已前ノ旧地ト思ヒ、ヨル僻見ノ地モ」ある、とするというものである。

これは余り詳しくない表現だが、後の論争の過程でより詳しくなる。

しかし、それに伴ない曖昧さも加わって行く。即ち、両大坪は翌年の¹¹⁴Oで宍道社を岸崎の『抄』が白石村の石宮大明神としたために、それ以後の諸説は『抄』に従っているけれども、これらは「此神社の實地を探索せずしての説」であって、本当は¹¹⁴P「白石浜より五丁余り南入り左手の山手ニ社」がかつてはあった。それが、『抄』の説く如く、宍道駅家を「白石浜」(¹¹⁴O)より¹¹⁴P「今ノ宍道宿ニ移してより神体も同じく今の氷川神社の社山ニ移し祭」って、「宍道の氏神」とし、その「三月十四日花祭」は盛大であった。しかし、「中古祇園社を佐々木家ヨリ勧請」された結果「二社となれり」という。ところが、氷川神社の前身の¹¹⁴Q「祇園社ハ領主崇敬ゆへ神威日増ニ式内宍道神社ハ其衰微ノ体」となったため、¹¹⁴Q「慶長ノ頃栗原某ト申者」が氷川神社の社山の「三丁斗り南ニ当リ候持分ノ山ヲ寄附シ此地ニ移奉」ったとする。しかし、当時は祇園社の方が名高かつたため、岸崎の『抄』に「祇園二社ト書記され」てしまったのであろうと推測している。この先祖栗原某の功績によって、¹¹³F現在の「栗原新右エ門家ハ世々不抱盛衰同社遷宮ノ節ハ分外ノ扱向モ於于今不変」という。

この白石村からの遷座、伝説、¹¹⁴Uでは一層具体的になる。即ち、「白石浜ノ山手ヨリ神体ヲ今ノ宿ニ移シ奉」った後には、「古殿」が残っていたのであろうか、「薬師堂」と名附けた「一古堂」があったのを、後に「雲松寺庭前へ移シ」、さらに「文政ノ頃山手へ再建」したとする。これを「宮田薬師」と呼び、もとの古堂のあった跡地を「元薬師」と名附けている。この宮田薬師は天平の頃から安置されていたお堂と「申伝」えている。その堂跡は今日でも判り、また現に地名も伝わっているから空事ではない、と両大坪は言う。確かに宮田薬師は『寺院明細帳』の雲松寺の項に左の如く記されている。

128

鳥根景管下出雲国意宇郡宍道村字宮ノ後

雲松寺持宮 田薬師堂

曹洞宗

一本尊 薬師如来

一由緒 仏師大宮ノ作ト古老ノ口伝ナリ往古至今靈験新ニシテ人民大

ニ崇敬ス往古ノ堂宇創建年月不詳本寺雲松寺ヨリ距離凡拾町計東ニ一小谷アリ今即チ字ヲ元薬師ト唱所ニ有之延宝九年ノ度該

寺境内へ移堂後又タ文政九年ノ度同寺境内接続ノ字宮ノ後山林内へ建堂移祭シ而シテ明治七年度至迄堂宇維持スト雖モ同年七

月御達ニ依リ廢堂佛像ハ本寺へ合祭セリ然処信徒ノ情願ニヨリ旧跡地へ再興ノ儀明治十二年八月二十一日御許可

一堂宇 桁三間梁二間半

一境内 三十坪

一信徒 七百六十三名

一鳥根景管下四里三拾二丁

※ 「字海運山」の上に貼紙して訂正。字海運山は雲松寺が現在地に移転する以前にあった地。¹¹⁴U当時の雲松寺は地図(3)X字海運山にあった。下記の如く、後に現在地に移転。文政9年の移転地を¹²⁸では「字宮ノ後」(地図(3)Y)とするが、糸賀由法副住職によると、少なくとも現宮田薬師(地図(3)Z)は字猪道山(地図(3)Z)の所在と

【寺院明細帳】へ宍道雲松寺(41丁オウ)

『八東郡誌』に「薬師堂は本堂(雲松寺……服部)の左方にある(地図(3)Z)とする本堂とは、大正7(18)年釜上鉄道(現JR木次線)の敷設に伴い、字海運山(地図(1)(3)図(7)(4)X)の旧地から、現在の地図(3)Zに移転した後の雲松寺を指し、「本堂の左方」の薬師堂とは文政9年¹²⁸「字宮ノ後山林内へ建堂」した堂が「明治七年七月」廢堂となり、その後「明治十二年八月二十一日御許可」で再興されたものを指している。

この薬師堂は、『宍道町誌』によると、「永らく庶民の信仰厚かつた

が、昭和三十五年焼失した(238べ)。一方、ふるさと宍道伝承の会編『伝承ししぢの里』には「昭和三六年」の焼失とある(89べ。平成9(97)年、宍道町)。雲松寺副住職糸賀由法氏によれば、これは昭和35年が正しい、という(平成10年12月2日談話)。その後昭和39(64)年9月6日に再建されたけれども、焼失前の半分位の規模(間口2間・奥行2.5間)に縮小された(糸賀由法氏平成10年10月21日談話・同年10月28日消印葉書)。

「字宮ノ後」の地名は地図(3)Yに現存する。但し、糸賀副住職によれば、現在の宮田薬師の所在地は現雲松寺と同じ字猪道山である。また、元薬師は地図(2)(3)図(5)Hに「小字元薬師」として現存している。巾3m程の町道から南東に向かって入る谷で、谷の中は元は水田だったが、平成10(98)年7月29日現在では、北西側の谷の入口側は畑と水田、東南側の谷の奥は杉林になっている。石ノ宮神社古瀬美明氏によると、「この谷の奥の方(正確な場所は不明)に宮田薬師は祀られていました」(平成10年(98)年5月10日消印書翰)という(114Uの明治3年当時は「寺院ノ旧蹟モ相訣リ候」と両大坪は言う)。

しかし、114P「宍道神社」(三崎神社)旧社地の「白石浜より五丁余り南二入り左の山手」という表現は曖昧で、この「白石浜」を現在の通称白石本郷(地図(2)E)の谷の湖岸部、即ち通称白石灘・下白石地区(地図(2)F)附近と解すれば、Fから白石本郷の谷を旧村道(地図(5)参照。一部残存している)とほぼ平行している現町道を南方に5丁約500m進んだ地点は、地図(2)D附近の左手(東側)となる。ここは急な斜面が約500mに亘り続いている。峰清も実地に「古薬師堂」を探索したのか、115E「是ハ上白石ノ地ナルヤ旧地得ルノ古形ナシ」(傍点は服部)と記している。幸雄は、117Fで栗原新左衛門の「分外之取扱」は「宍道神社之証拠ニハ相成間敷」と批判し、さらに、「後年宍道神社と云ハむかため新左衛門と心を合計置」いたことだと邪推(?)している。これに対し、115の峰清の批判は両大坪の「伝承」の年代的な矛盾を指摘している点では説得力がある。

114Pによると、氷川神社の前身の北ノ祇園社は中古佐々木氏が勧請し

たとする。『明細帳』120は「貞観十八年丙午十月勸請」とし、『八東郡誌』も同じ社伝を紹介している(この年代は無論誤りではあるが、伝承中の訛伝は一般的なことである。これに対し峰清は、明治30年頃作成と思われる115において、次の如く批判する。即ち、115才貞観18(876)年は「延喜式」完成の延長5(927)年より以前だから「疑ハシ」く、115カ鎌倉時代の佐々木氏が貞観18年に勸請するのは年代が大きく逆転する。従って、宍道神社を(白石より)後の氷川神社の社山に移したのは、115才貞観18年以前のことになる。しかも115氷川神社の社山から字猪道山に栗原某が遷したのは「慶長ノ頃」というから、115才貞観ト慶長ノ間七百二十五年トナリ、115E「更ニ疑フトコロア」ることになる、とする。この峰清の類似の批判が114のカッコ内の注記にも見える。これは、115の作成時期と近い時期の批判と思われる。

峰清の批判が至極当然であるためであろうか、それともこの峰清の批判が明治30年頃のもので、その頃には三崎神社の宍道神社復称運動熱が冷めていたのであろうか、115Eキに対する後大坪家側(三崎神社は明治30年当時はそれまでの前大坪家との共同管掌社をやめ後大坪家のみ管掌社となっていた。E論文6869)の反論は、目下のところ宍道家の文書中には見えない。

但し、峰清の指摘する年代の錯誤が当然であるからと言って、この伝承を初めから検討外に置くことにも賛成できない。そこで、114P「白石浜より五丁余り南二入り左手ノ山手」に宍道(神)社があり、遷座後は114U「古殿ノ残御座候哉」という「旧社地伝説」について下白石在住の古瀬美明宮司にお尋ねしたところ、「方向距離からすれば石ノ宮神社のあるあたりになります、今の石ノ宮神社の外に神社があったことは聞いたことがありません。」との回答を得た(平成10年(98)年5月10日消印書翰)。

「五丁余り南二」の南を真南に近い方位と解すれば、右述の如く地図(2)D地点附近となる。此処は現町道の上(東)にかつては旧村道が通っていた。この旧村道の上(東)は非常な急斜面だから、「旧社地」や「古

「堂」のあった場所としてはふさわしくない。地図(2)Dの東南直線で約850mの所にA熊野神社旧社地があるが、距離に差がありすぎる。Dの西
南西直線で約380mにC岩谷神社旧社地があるが、右手の山の中で、方
角が異なる。結局、114Uに「白石浜ノ山手ヨリ神体ヲ今ノ宿ニ移シ奉候後
古殿ノ残御座候哉薬師堂ト名目セシ一古堂」があり、「是ヲ宮田薬師」と
呼んだという文脈によれば、宍道(神)社の旧社地は「元薬師」にあった
と言っているものと解せざるをえない。

宮田薬師が元薬師の谷から114Uの「後、年雲松寺庭前」に移され、さら
に「文政ノ頃山手へ再建いたし」という記述は、『寺院明細帳』128の「元
薬師ト唱所ニ有之延宝九年ノ度該寺境内へ移堂後又々文政九年ノ度(中
略、服部)字宮ノ後山林内へ建堂」したとする記述と概ね一致しており、128
は実年代も記している。この『寺院明細帳』の原文書は雲松寺が提出
したものであるから、128に両大坪側の作為の加わっている可能性はほと
んどない。糸賀副住職によると、

129 宮田薬師について書いた文書は特になく、棟札が4枚残っていま
す。一番古いと見られる延宝9(1681)年の棟札(服部も棟札の実物
コピーをお送り頂いて確認した)に、「海運山雲松寺薬師堂奉再興」と
あり、「龍薫」の名が見えます。

龍薫和尚は元禄2(1686)年の没だそうですから、龍薫和尚の時
代に再興したことと推察されます。最も新しいと見られる住職10世
のものの中に、薬師再建のことは未詳との文字が見られました。住
職の話では、元薬師さんへの参拝者が多く山中の境内が手狭まに
なったので字海運山の旧雲松寺境内に移したと伝え聞いている、と
のことです。

(平成10(98)年6月1日消印書翰)

128 「延宝九年(1681)」と129 延宝9年棟札とは一致しているから、129の
延宝9年棟札の「一番古い」と見られる棟札が、延宝9(1681)年に元
薬師から旧雲松寺境内へ128「移堂」したとする記載の根拠となったも
のである。この棟札銘文によれば「再興」であったことになる。

右により、114Uの記載は信憑性がある。明治3年当時は実際に元薬師
の「寺院ノ旧蹟モ相訣」っていたのである。しかし、宍道神社(宍道
社)を水川神社の社山に移した後の「古殿」に宮田薬師を祀ったとか、
その薬師が「天平ノ頃ヨリ安置有之」という話は信じ難い。『日本靈異
記』(中巻第39話・下巻第11話)によると、奈良時代東海地方・奈良京の
民間に薬師信仰が行なわれていたことを記している。出雲地方におけ
る古代民間の薬師信仰の可能性を否定することはできないにしても、「天
平ノ頃」は早い感がするし、特に「天平ノ頃」の薬師信仰が此処で明治
初年まで伝わっていたという可能性はほとんどないと思う。128によれば
雲松寺の寺伝にも宮田薬師は「創建年月不詳」とある。従って、この114
Uは宮田薬師の移建の歴史的事実を「白石浜?」からの宍道神社(宍道
社)の遷座・伝説に両大坪が利用し造作したものと考えられる。「古
殿ノ残御座候哉」と曖昧にしているのは、宍道神社(宍道社)と宮田薬
師との関係について確信を持っていなかったことを暗示している。

結局、宍道神社(宍道社)の最も古い旧社地を「白石浜ヨリ五丁余り
南二入り」と白石浜に関連づけようとするのは、当時『抄』の石宮大明
神説が有力であったためと考えられる。即ち、『抄』の「宍道駅天平之
頃在白石浜今者十八丁西在宍道郷」とする説との間に整合性を持たせる
ために、白石浜を持ち出し、さらに、「五丁余り南」として、現地を熟
知していない者に元薬師と石宮大明神とを混同させるような表現をわ
ざと用いたのではないか。大字白石と大字宍道との境界の地図(2)G地
点(大字白石字後原・大字宍道字戸井)は、「白石浜」と受け取れないこ
ともないし、この境界線上にある町道(旧村道)を「南」(実際は南西)
に「五丁余り」(実際には直線で約700m)入った「左の山手」は元薬師の
谷の入口に当たる。元薬師は旧宍道村であり旧白石村ではない。だか
ら、114PUも明確に白石村とは言わず、白石村内であるかのように受け
取られる表現をしたのではなからうか。実際、峰清も115E「是ハ上白石
ノ地ナルヤ」と白石村内を探索した結果「古形ナシ」と結論している。古
瀬美明宮司も私のこの問題についての質問に対して、右の如く石ノ宮神

社附近を念頭に置いて、該当する物証も伝承もない、と回答せられた。私も当初は同じように石ノ宮神社一帯のことではないかと考えた。年代的に見ても、宮田薬師がもし「天平ノ頃ヨリ安置」なら、宍道社の遷座の時期も『抄』が宍道駅が白石浜にあったとする同じ「天平ノ比」となってしまう。

この容易に明らかな年代的矛盾を含む三崎神社白石村(?)からの遷座伝説は、¹¹³G(明治2年)においては「竜臥山ヨリ已前ノ旧地ト思ヒ、ヨル僻見ノ地モ御座候得共」と具体的に述べていないのに対し、翌年の¹¹⁴では右の如く一見「具体的」な記述に変っている。このような状況から見ると、この遷座「伝説」は、両社の論争時に両大坪が造作した新「伝説」と見なされる。¹¹³の附図(図9)に両大坪が「風土記鈔ニ宍道駅旧跡也ト 白石灘」と記したことを批判し、宍道氏が¹¹⁷ミ「往古完道駅白石灘ニ無之儀ハ風土記地理ニ依而分明」と、里程(¹¹⁵も冒頭の㊦で「是ハ全く地位ヲ誤謬セリ」とする)の上から否定するのは妥当である。¹¹⁸宍道氏もこの宍道駅白石浜説に対して、これは宍道社石宮大明神説と整合させるべく、「無理ニこち付候事」(¹¹⁷ミ)と批判している。

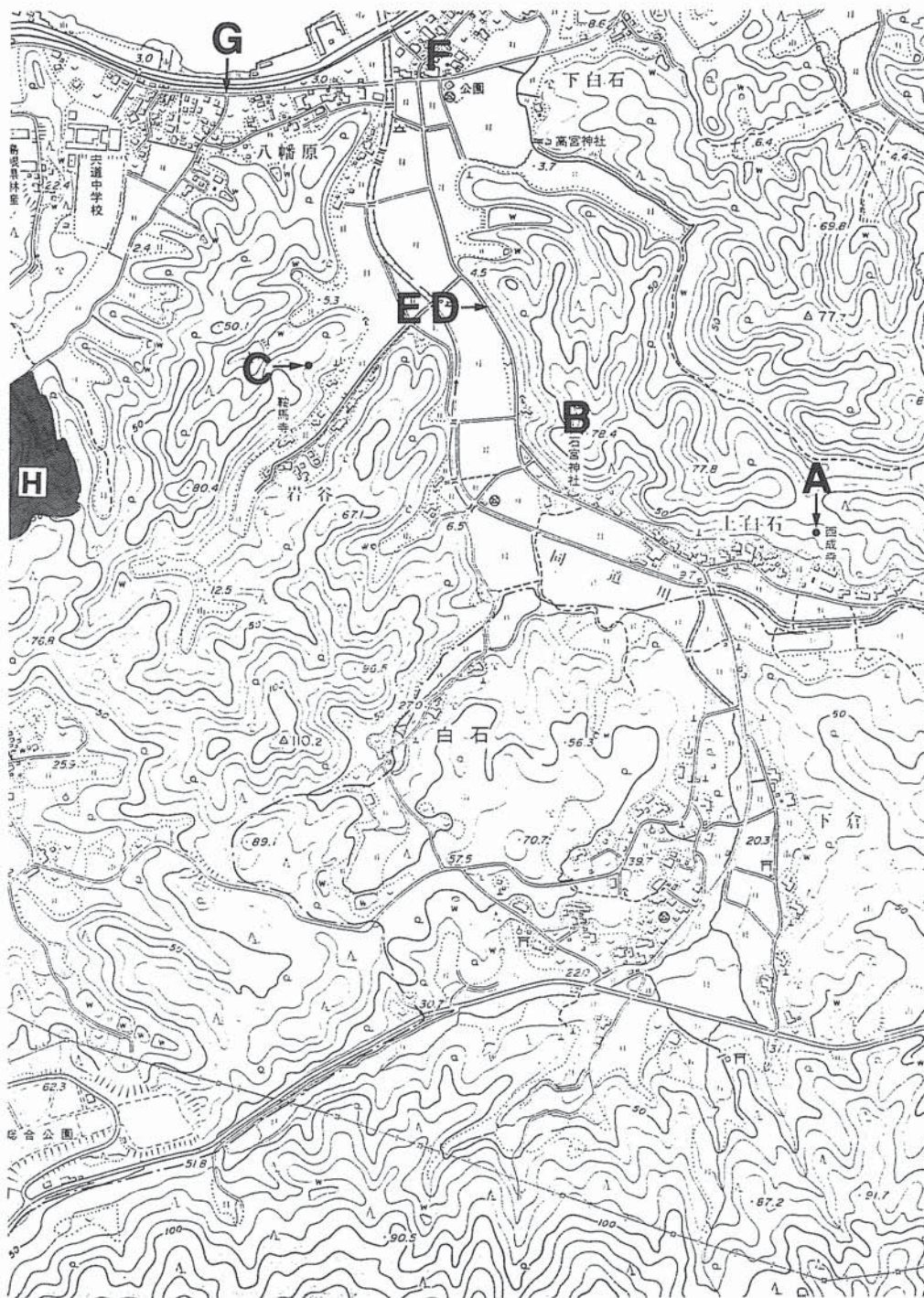
〔続〕

『大妻国文』第30号に続く

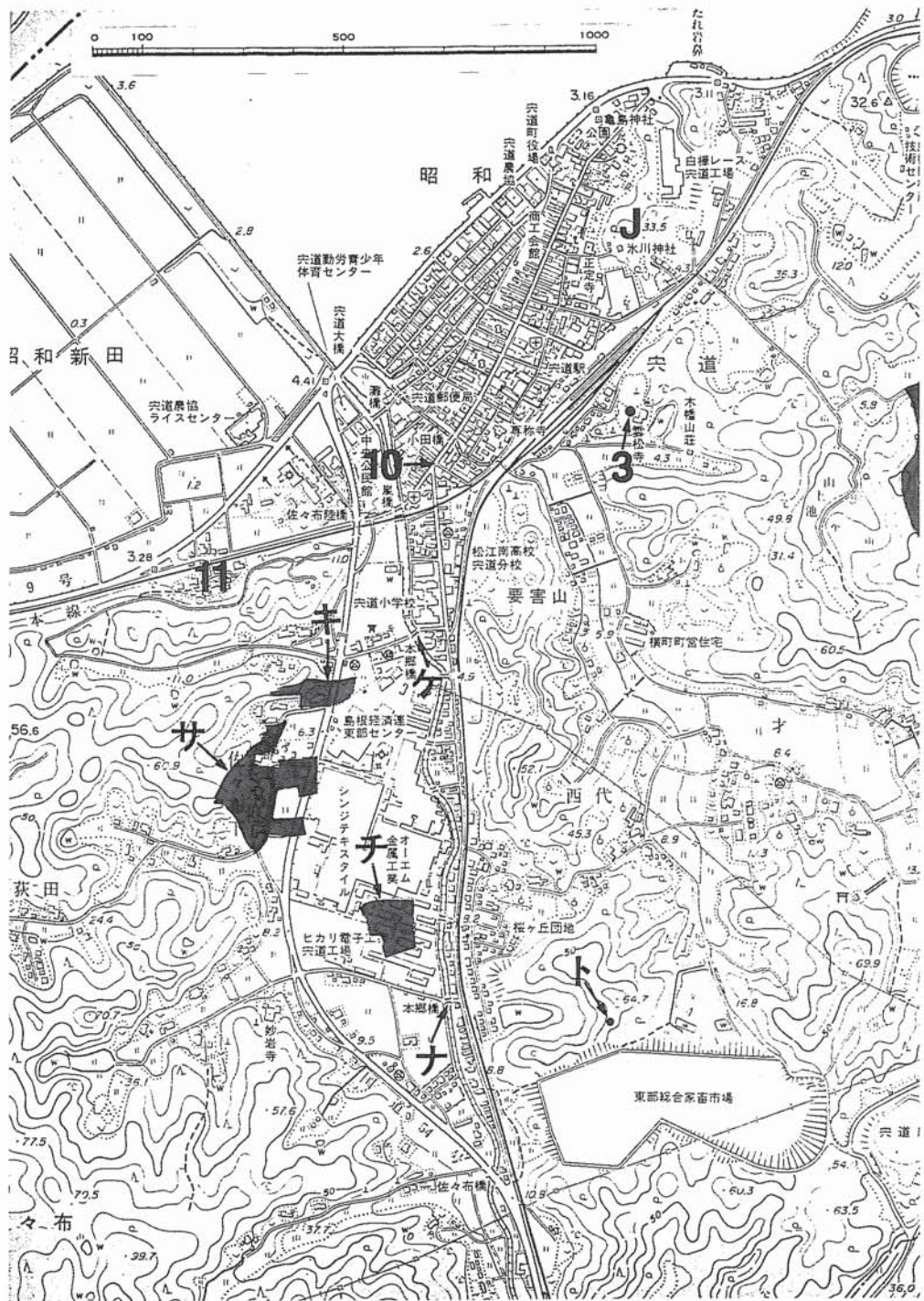
平成10(98)年12月1日受理



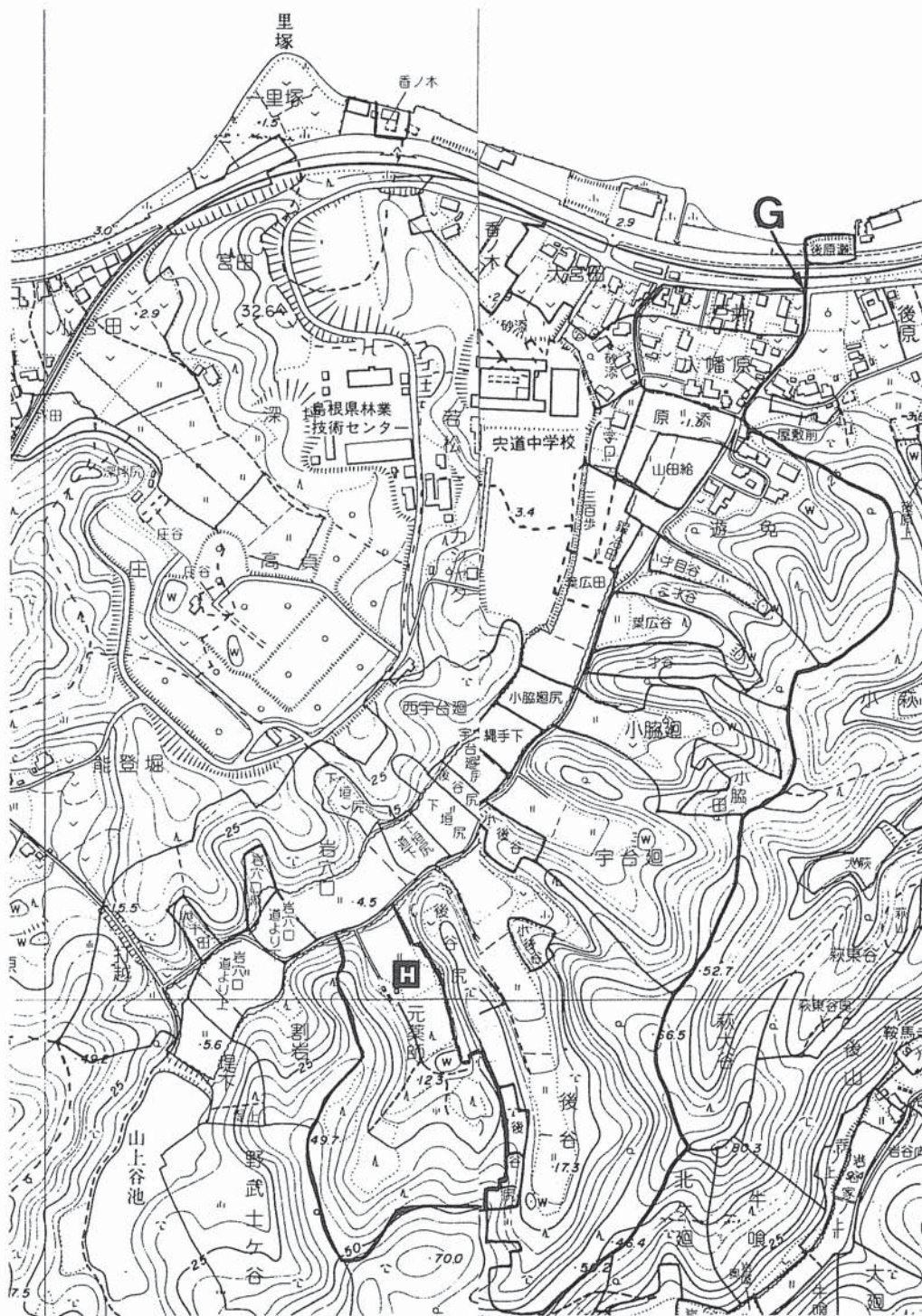
地図(1) 宍道町市街部 (宍道町発行 1万分の1『宍道町全図』〈昭和59年測図〉による) J 氷川神社 (北ノ祇園社) P 稻荷神社 (森の稻荷社) 旧社地 V字土井 X字海運山 (雲松寺旧地) Z宮田薬師 (現) 3三崎神社旧社地 6「れんげ祭り」(祇園祭)の時に仮の鳥居の建つ場所。この附近に8°以前のお旅所があった。7「れんげ祭り」現お旅所 (昭和42、43年頃から) 8小豆澤与一 (市) 右衛門家旧宅地 (現田中医院一带) 8°「れんげ祭り」旧お旅所 (昭和42、43年頃まで) 9八雲本陣 (木幡久右衛門家) 10宍道郷家服部且比定地 (A論文) 12「れんげ祭り」仮鳥居旧位置 (昭和50年頃まで) 13「れんげ祭り」仮鳥居現位置 (昭和50年頃から)



板は〈1〉に同じ A熊野神社旧社地 B石ノ宮神社 C岩谷神社旧社地 D史料114P“宮田道字戸井との境界(旧村境) H字元薬師(黒田祐一氏『宍道町歴史史料集〈地名編〉』による。以服部比定地(A論文) 11宍道駅服部比定地(同) キ字山崎 ケ本郷橋 サ字舞屋 チ字氷室



地図(2) 穴道町 (部分。旧穴道町村〈現大字穴道〉・大字白石〈部分〉・大字佐々布〈部分〉)。地図原
 葉師旧地”？ E 白石本郷 (現上白石地区と下白石地区) F 下白石 G 大字白石字後原と大字穴
 下小字の範囲は黒田氏〈推定部分も含む〉による) J 氷川神社 3 三崎神社旧社地 10 穴道郷家
 ヶ坪 ト 女夫岩 (後の“猪岩”) 所在地 ナ 本郷橋



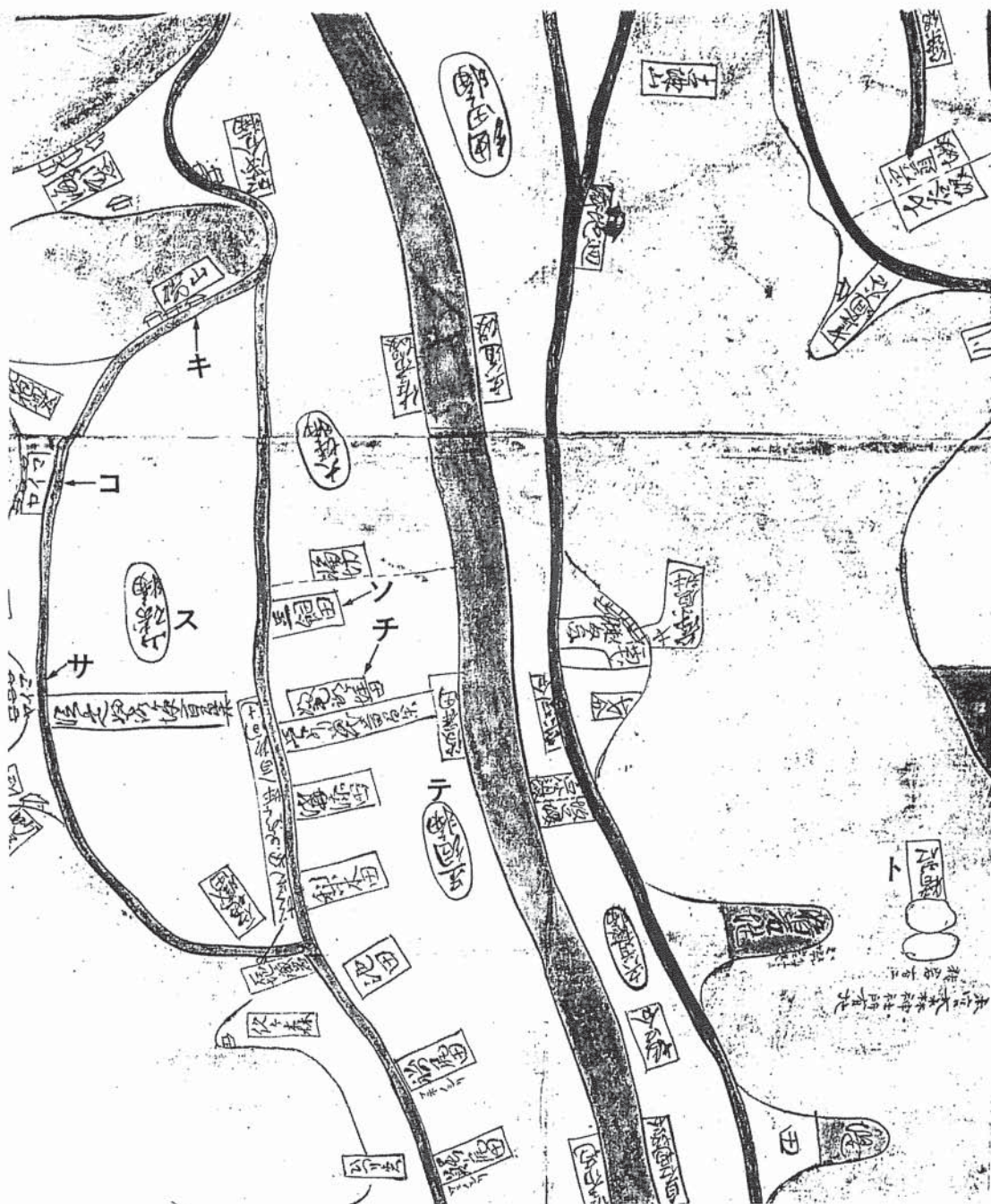
字後原と大字尖道字戸井との境界(旧村境) H字元薬師 V字土井 W字馬場屋敷 X字海運
 津上手側 イ字北津灘側 ウ字中津上手側 工字中津灘側 14字中津灘 オ字原上手側 カ字



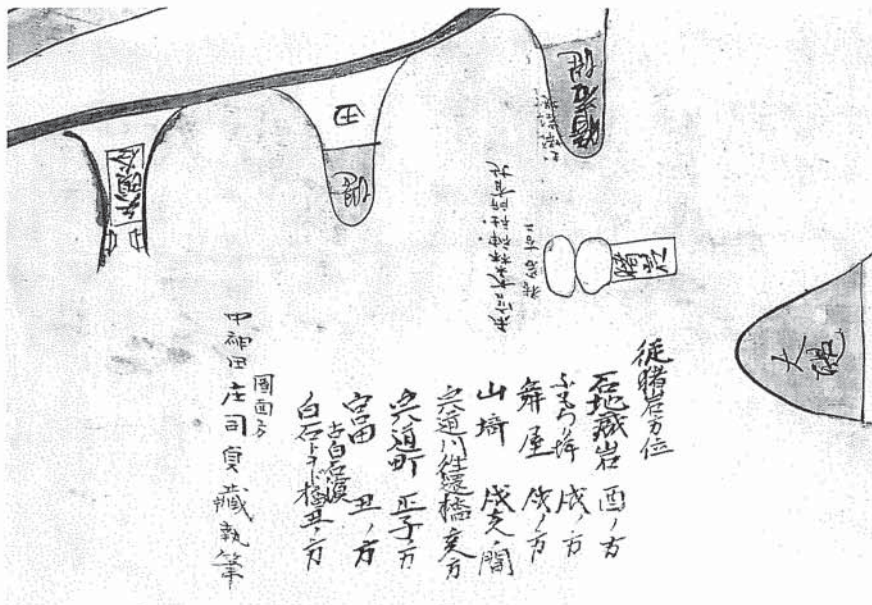
地図(3) 穴道町の小字（部分。黒田祐一氏『穴道町歴史史料集〈地名編〉』による） G大字白石山（雲松地旧地。黒田氏地図「蓮」は誤植） Y字宮ノ後 Z現宮田薬師 2字猪道山 A字北原灘側 U字原灘



地図(5) 大正時代の突道町村 (現大字突道)・旧白石村 (現大字白石。部分)・旧佐々布村 (現大字佐々布。部分) (陸地測量部大正4年測図同6年発行2万5千分の1「突道」による) B石ノ宮神社 J氷川神社 1雲松寺(旧?) ク本郷下組 ツ本郷中組 ト女夫岩 (後の“猪岩”) 所在地 二坂口地区 又岡ノ目 奈大森神社



図(2)「猪岩の図」(部分。宍道鈴子氏蔵。作製年無記) キ山崎 コマイヤ(下舞屋) サマイヤ(舞屋) ス山崎輪 ソ足飼田 ちふもろヶ坪田(氷室ヶ坪) テ足飼輪 ト猪岩(もと女夫岩) 作製年は無記であるが、図(3)の如くト“猪岩”からの方位を記し、ちふもろヶ坪田への距離を西方のサマイヤから「従是ふもろヶ坪へ百間余」、南の「石地藏」から「従是ふもろヶ坪へ百拾間辻」と記しているから、大森神社旧社地“神籠坪”伝説と女夫岩猪像石伝説を宍道(維新前は池田)氏がこしらえた幕末以降から明治中期までの間の作製であろう。



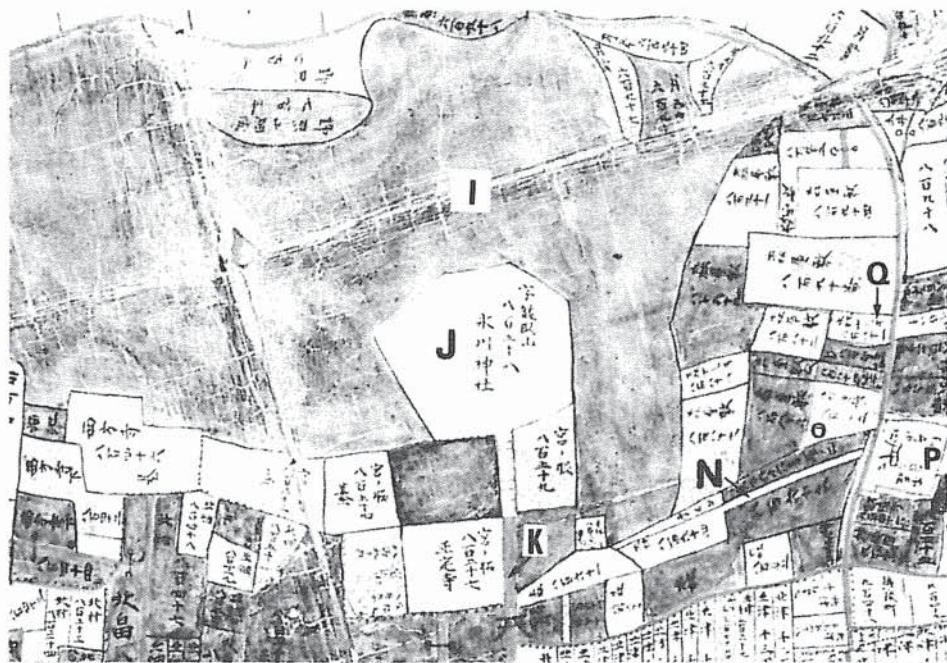
図(3)「猪岩の図」(部分) “猪岩”からの方位を書いているから、穴道(池田)氏が図面方庄司貞蔵に依頼して作製したものであろう。現在も同じ名称の女夫(夫婦)岩堤(池)を「猪岩堤」と改めたのは穴道氏の影響によるものであろう。「夫婦岩堤」・「猪岩有二 本宮大森神社所有地」は穴道峰清の筆跡で、女夫岩を大森神社の社有地とした明治30年2月12日(B論文71ページ)以降の書き入れである。



図(4)「出雲国意宇郡第十四区穴道町絵図」(部分。明治8~9年?穴道町教育委員会提供、以下同じ) J水川神社(北ノ祇園社。所在地字竜臥山) R字北津 S字中津 T字原 U字原灘



図(5) 「出雲国意宇郡第十四区宍道町村絵図」(部分) H字元薬師(元薬師の文字の見える箇所多数)



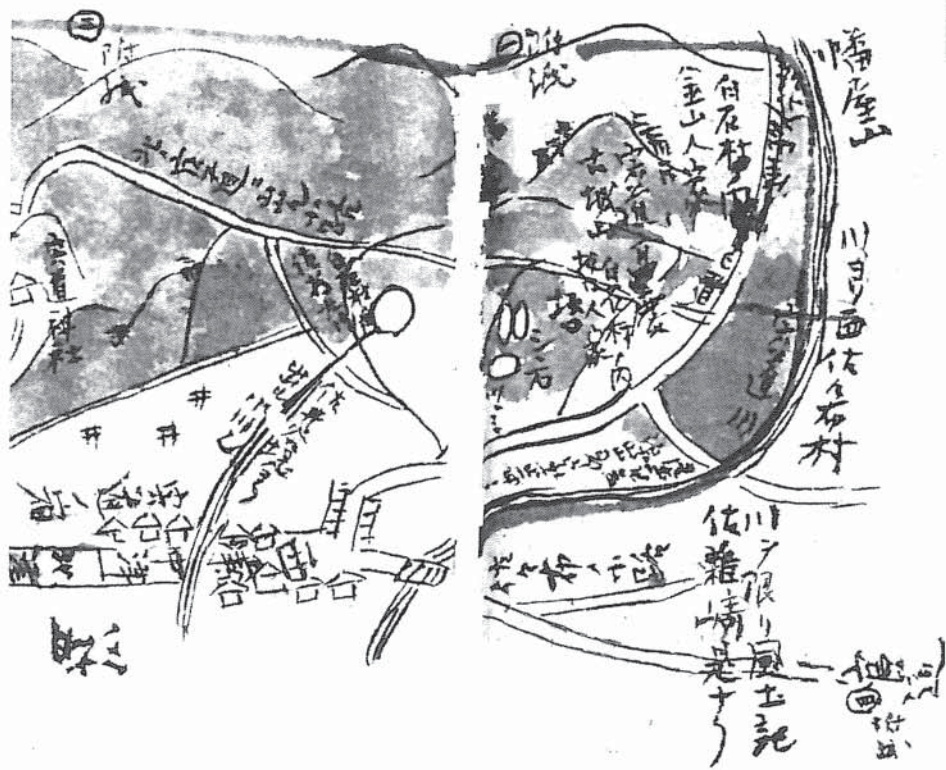
図(6) 「出雲国意宇郡第十四区宍道町村絵図」(部分) I 氷川神社裏山 J 氷川神社 K 北ノ宮馬場 N 前大坪家から森の稲荷に出る道 O 字森屋敷八百八十五番地 P 稲荷神社(森の稲荷。所在地字森) Q 字森屋敷八百八十一番地(「文政元年町並名前図」の嘉右エ門宅?)



図(7)「出雲国意宇郡第十四区宍道町村絵図」(部分) 2字猪道山 3「宍道神社」(後の三崎神社) 4字馬場屋敷の南東脇の旧雲松寺(X)北西脇を通る直線道 5宍道神社の馬場 V字土井(土井の文字の見える箇所多数) W字馬場屋敷 X字海運山(旧雲松寺)



図(8)「大字宍道村字限図第十四号」(部分。宍道町税務課提供。原本の写し。原本の作製年無記<黒田祐一氏は明治8・9年と推定…町教育委員会稲田信氏) I氷川神社裏山(記号の箇所は字宮山。その左<北>続きは字西方寺) J氷川神社 K北ノ宮馬場



附紙
 宗道神社
 宗道ノ宿
 北 中 南
 湖

附紙
 幡屋山
 是ヨリ幡屋山ニ入小路
 川ヨリ西佐々布村
 宗道川
 白石村ノ内
 金山人家
 宗道高慶
 古城山
 白石村ノ内
 坂口人家
 坂口
 シ、石
 ツ、ミ
 ...風土記...
 川ヲ限り風土記
 佐々布ノ小路
 附紙



是より東北
西来海村

白石
本郷

風土記鈔二
穴道駅
旧跡也ト
白石灘

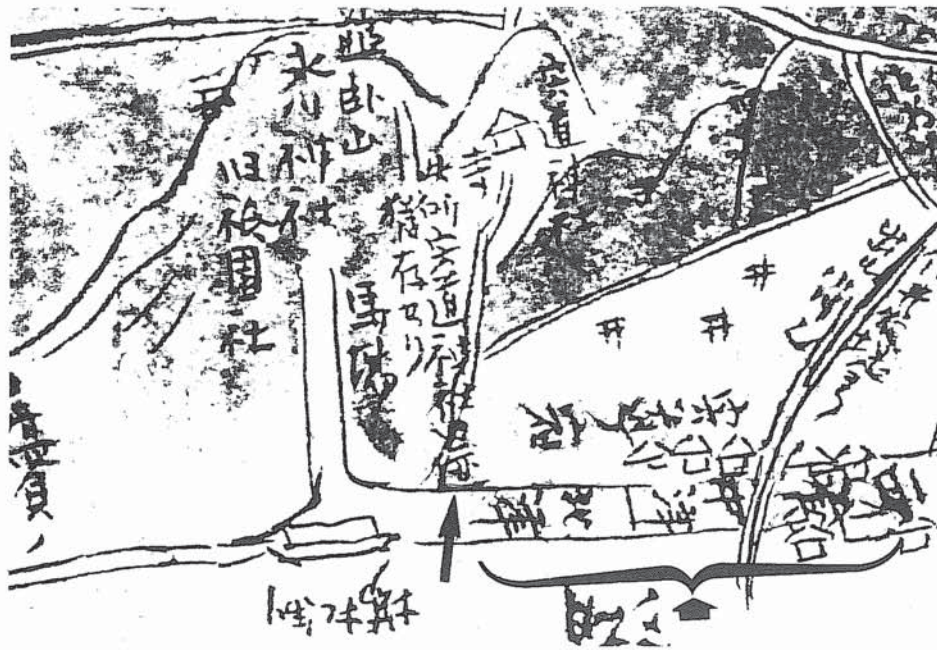
白石村
下倉

附紙
龍臥山
水川神社
旧祇園社
寺
此所穴道神社旧迹
猶存セリ
馬場

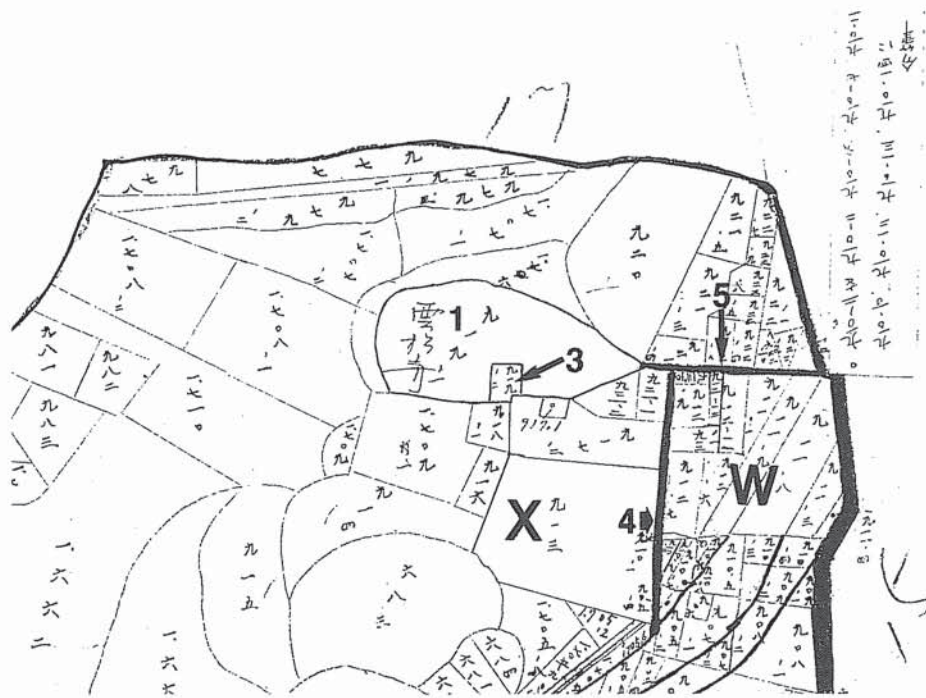
高貞ノ
塚アリ

制札場

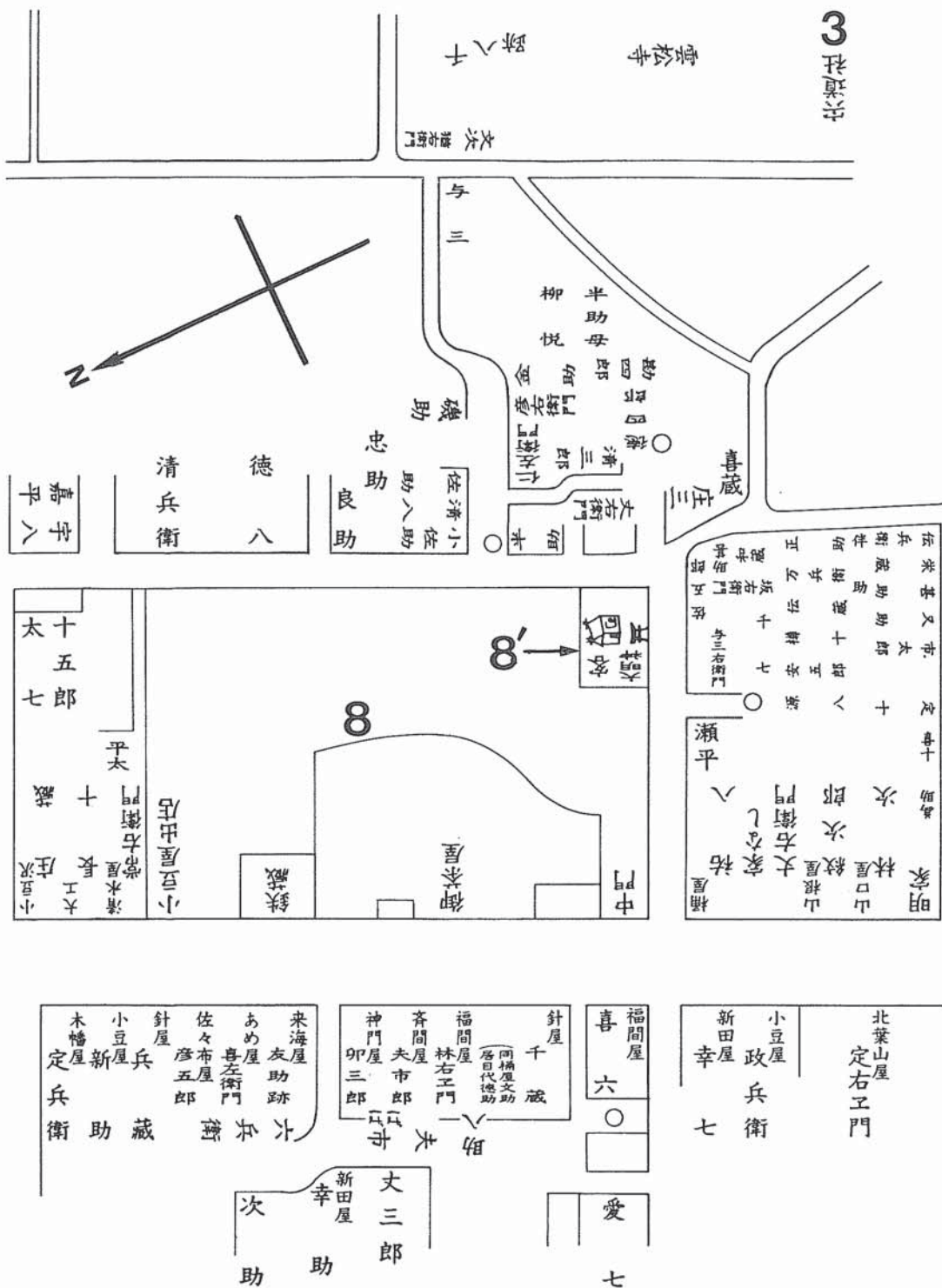
図(9) 文書④に転写された史料113附図(拡大)。
裏の朱文字が透けて見える箇所を白修正液で修正)
矢印 史料113中の「朱引の一括」の朱線



図(10) 史料113 附図(部分拡大) 長矢印「此所宍道神社旧迹猶存セリ」 短矢印「北津 中津 西津」



図(11) 「大字宍道村字限図第十三号」(データは図(8)に同じ) 1 現雲松寺 (919番地は字猪道山) 3 三崎神社旧社地 (919番地の2) 4 図(7)字馬場屋敷の東南脇の旧雲松寺(X) 北西脇を通る直線道 5 図(7)宍道神社の馬場 W 図(7)字馬場屋敷 X 字海運山旧雲松寺



図(12) 「文政元寅年宍道町並名前図」(部分)、『宍道町歴史史料集〈近世本陣史料I〉』より) 3 宍道社(後の三崎神社) 8 小豆澤与一(市)右衛門家 8' 客神社(客大明神)

